

引用文献等・参考資料

◆引用文献一覧

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成28年度

- ・編集：国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）

- ・編集：国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成30年度）」

- ・編集：国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

公共交通機関の旅客施設・車両等に関するバリアフリー整備ガイドライン

（バリアフリー整ガイドライン（旅客施設編）・（車両編））

- ・監修：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
- ・編集発行人：岩村 敬
- ・2019年10月

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

旅客船バリアフリーガイドライン

- ・監修：国土交通省海事局安全基準課
- ・編集発行人：井山 嗣夫
- ・2007年9月

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/guideline/guideline_ship.html

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（平成31年3月改訂版）

- ・2019年3月

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manual.html>

店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン

- ・東京都

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/tenponaibu.html>

福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）

- ・兵庫県
- ・2019年4月

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/shisetsuseibi-kanriuneinotebiki.html>

みんながまた来たくなるお店作り～だれにでもおもてなしのサービスを

- ・東京都
- ・2009年10月

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/omise.html>

※以上の文献については、一部、数値等を大阪府福祉のまちづくり条例に合わせ、変更しています。

建築・交通・まちづくりをつなぐ共生のユニバーサルデザイン

- ・ 三星昭宏・高橋義平・磯部友彦著 発行：学芸出版
- ・ 2014年9月1日

建築・都市のユニバーサルデザイン その考え方と実践手法

- ・ 田中直人著 発行：彰国社
- ・ 2012年11月10日

公共サービス窓口における配慮マニュアル

- ・ 発行：障害者施策推進本部
- ・ 事務局：内閣府（障害者施策担当）
- ・ 2005年

宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル

- ・ 観光庁
- ・ 2018年8月

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000158.html

高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル

（宿泊施設編・旅行業編・観光地域編）

- ・ 観光庁
- ・ 2018年3月

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>

日本産業規格（JIS）

- ・ JIS S0026（2007）公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
- ・ JIS T0922（2007）触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
- ・ JIS T0902（2014）公共空間に設置する移動支援用音案内

標準案内用図記号

- ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2017.html

◆参考資料 目次

1 法令

1-1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	参考-4
1-2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	参考-31
1-3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	参考-43
1-4	省令・告示	参考-58
1-5	移動円滑化の促進に関する基本方針	参考-104
1-6	大阪府福祉のまちづくり条例	参考-121
1-7	大阪府福祉のまちづくり条例施行規則	参考-136
1-8	大阪府福祉のまちづくり条例の沿革と概要	参考-141

2 計画・指針・パンフレット

2-1	公共サービス窓口における配慮マニュアル	参考-143
2-2	知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント	参考-173
2-3	知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック	参考-213
2-4	色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン	参考-233
2-5	わかりやすい情報提供のガイドライン	参考-248
2-6	わかりやすいテレビ番組の情報提供ガイドライン	参考-260
2-7	歴史的建造物等におけるバリアフリー	参考-264

3 基準・規格・参考値

3-1	基本寸法等	参考-268
3-2	公衆便所便房内操作部の器具配置の概要 JIS S 0026	参考-271
3-3	触知図案内板の表示について JIS T 0922	参考-272
3-4	視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251	参考-274
3-5	床の滑りの評価指標 JIS A 1454 及び評価方法（履物着用の場合）	参考-276
3-6	床の滑りの評価指標 JIS A 1509-12 及び評価方法（素足の場合）	参考-277
3-7	案内用図記号	参考-278
3-8	障がい者に関するマークについて	参考-280
3-9	国際シンボルマークの形状及び使用	参考-283
3-10	視覚障害者誘導用ブロックの色の対比・輝度	参考-284
3-11	サイトライン検討のための参考値について	参考-285
3-12	点字の読み方	参考-288
3-13	手話について	参考-290

4 事例

4-1	障がい者等の便所内の動作例	参考-292
-----	---------------	--------

1-1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日)

(法律第九十一号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成一八年六月二一日法律第九二号

同一九年三月三一日同第一九号

同二三年五月二日同第三五号

同二三年六月二二日同第七〇号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二三年一二月一四日同第一二二号

同二五年六月一四日同第四四号

同二六年六月四日同第五四号

同二六年六月一三日同第六九号

同二九年五月一二日同第二六号

同三〇年五月二五日同第三二号

同三〇年六月二七日同第六七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 基本方針等（第三条—第七条）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）

第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

第六章 雑則（第五十二条—第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条—第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者
 - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通のために供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
- 二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとするその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

（平三〇法三二・一部改正）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければ

ならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（平三〇法三二・追加）

（指導及び助言）

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（平三〇法三二・追加）

（計画の作成）

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（定期の報告）

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（公表）

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（勧告等）

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（平三〇法三二・追加）

（道路管理者の基準適合義務等）

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正）

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければ

ならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（平二三法一〇五・一部改正）

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正）

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しな

なければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設 設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。（平一八法九二・平二六法五四・一部改正）

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（平一九法一九・一部改正）

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物

が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定建築物の位置

二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

4 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する

協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

(平三〇法三二・追加)

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(平二六法五四・一部改正)

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(平二六法五四・平三〇法六七・一部改正)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(平三〇法三二・追加)

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものを行うようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行

為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(平三〇法三二・追加)

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(平三〇法三二・追加)

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・追加)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（平一九法一九・平二三法三五・平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正）

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

（平三〇法三二・追加）

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平三〇法三二・一部改正)

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正)

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路特定事業を実施する道路の区間

二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適

用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

(平二三法一〇五・一部改正)

(路外駐車場特定事業の実施)

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画(以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場

二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画(以下この条において「都市公園特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市公園特定事業を実施する都市公園

二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・平二九法二六・一部改正)

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(平二五法四四・一部改正)

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
 - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四百条第十一項及び第八十八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三百条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第九十九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三条、第二百二十六条、第二百二十七条の二及び第二百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方債についての配慮)

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(市町村による情報の収集、整理及び提供等)

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

(平三〇法三二・追加)

第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とす

る借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
- イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
- ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
- ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（平二三法一〇五・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の変更）

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあっては、当該土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地)に対応する従前の土地)にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

(平三〇法三二・追加)

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設(移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。)の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化施設協定の有効期間
- 四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」

とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇法三二・追加)

第六章 雑則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二條の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二條の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(不服申立て)

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(平二六法六九・一部改正)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(道路法の適用)

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の四の規定による提出をしなかった者

二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(平三〇法三二・全改)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(平三〇法三二・一部改正)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平三〇法三二・一部改正)

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

(平三〇法三二・追加)

第六十六条 第二十四条の八第一項(第四十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(平三〇法三二・追加・旧第六十五条線下)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三七八号で平成一八年一二月二〇日から施行)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後(第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この条において「旧移動円滑化法」という。)第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1-2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） 政令第379号

最終改正：平成三〇年一〇月一九日政令第298号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうちに掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(平一九政二三五・一部改正)

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
（平一九政五五・平一九政二三五・一部改正）
（建築物特定施設）

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条にお

いて同じ。)が一平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項

二 軌道法施行令第六条第一項ただし書

三 自動車ターミナル法第十一条第三項

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあつては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾こう配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を一以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(平三〇政二九八・一部改正)

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
- イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
- ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
- イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
- ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

(平三〇政二九八・一部改正)

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(平三〇政二九八・一部改正)

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後

に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（平三〇政二九八・一部改正）

（標識）

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）

をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（平三〇政二九八・一部改正）

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十四条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（平三〇政二九八・一部改正）

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十五条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

- 一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であって、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの
 - イ 他の生活関連旅客施設
 - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）
- 二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するもの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕
 - イ 生活関連旅客施設
 - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

(平三〇政二九八・追加)

(道路管理者の権限の代行)

第二十六条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第十九号、第二十号(道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号(道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

(平一九政三〇四・平二六政一八七・平二七政二一・平二八政一八二・平三〇政二八〇・一部改正、平三〇政二九八・旧第二十五条線下)

(保留地において生活関連施設等を設置する者)

第二十七条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(平三〇政二九八・旧第二十六条線下)

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第二十八条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整合法(昭和二十九年法律百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(平三〇政二九八・旧第二十七条線下)

(報告及び立入検査)

第二十九条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平三〇政二九八・旧第二十八条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（類似の用途）

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

附 則 （平成十九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十九年九月二五日政令第三〇四号）

（施行期日）

- 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十四号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、第十九条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十五条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年一〇年一九日政令第二九八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）

の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
- 二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日

1-3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄） 国土交通省令第110号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

（平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号）

最終改正：平成三十一年三月八日国土交通省令第7号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第七号の主務省令で定める自動車）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（特定公園施設）

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第五号イ及びロに掲げる施設 すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第五号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあつては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(法第九条の四の主務省令で定める要件)

第六条の二 法第九条の四の主務省令で定める要件は、当該年度の前々年度までの過去三年度における公共交通事業者等の一年度当たりの輸送人員の平均及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

(移動等円滑化取組計画書)

第六条の三 公共交通事業者等（前条の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。

一 法第二条第四号イからニまでに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第四号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸管理部長を含む。）
三 法第二条第四号へに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）	国土交通大臣
四 法第二条第四号へに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
五 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

(移動等円滑化取組報告書)

第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画を提出した年度の翌年度の六月三十日

までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。

(法第九条の五の主務省令で定める事項)

第六条の五 法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度における移動等円滑化の達成状況
- 二 第六条の二の要件に関する事項

(公表)

第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定による報告をしたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(法第九条の六の主務省令で定める情報)

第六条の七 法第九条の六の主務省令で定める移動等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第十二条第一項 本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項 に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項 に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

2 法第十二条第一項 ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる

		点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房(車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。) のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十四号)第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。) の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びにかご(人乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項)

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

(認定通知書の様式)

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本(法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則(昭和三十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更)

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(表示等)

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 広告

- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)

第十二条の二 法第二十二條の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第十二条の三 法第二十二條の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅

構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（法第二十二條の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）

第十二條の四 法第二十二條の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
- 二 移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）

第十二條の五 法第二十二條の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
- 三 当該協定建築物特定施設等の名称及び位置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 法第四十三条第一項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
- 二 当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第十二條の六 法第二十二條の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十二條の七 所管行政庁は、法第二十二條の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二條の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第二十二條の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十二條の八 法第二十二條の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準)

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

(法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準)

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

(令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路（令第二十五条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

(令第二十五条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交通用施設)

第十四条の三 令第二十五条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
 - 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十五条第一号柱書の生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの
- 2 令第二十五条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

(令第二十五条第二号柱書に規定する市町村による指定)

第十四条の四 令第二十五条第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十五条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十五条第二号に掲げる行為 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

第十四条の六 法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にとっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十五条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(公共交通特定事業計画の認定申請)

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第五号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三 公共交通特定事業の内容
- 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付契約に係る契約書の写し

(公共交通特定事業計画の変更の認定申請)

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 変更しようとする事項
- 三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(道路特定事業の協議の申出)

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画書
- 二 工事費及び財源調書
- 三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

(同意を要しない軽易な道路特定事業)

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(道路特定事業に関する工事の公示)

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日(当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときにあつては、工事の完了の日)を公示するものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告)

第二十条 法第四十二条第一項(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項(法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(移動等円滑化施設協定に関する準用)

第二十二条の二 前三条の規定は、法第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第二十条第二号及び第二十一条第一号中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と読み替えるものとする。

(移動等円滑化実績等報告書)

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

一 法第二条第四号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第四号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
三 法第二条第四号ヘに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

(臨時の報告)

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

(権限の委任)

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権	限	地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナル(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

	るもの	
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
二 法第九条第三項の規定による命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）、貸切バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
三 法第九条の三の規定による指導及び助言並びに法第九条の七第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。）のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの	当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

	るもの	
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
	ト 特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
五 法第二十四條の六第五項の勧告	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
六 法第二十九條	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長

第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し	業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
七 法第三十二条第三項の協議及び同意		市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
八 法第三十八条第二項の通知の受理及び同条第三項の勧告	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
九 法第三十八条第四項の命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

	<p>ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>
	<p>ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>

- 2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の二第八項の助言（法第二十五条第十項において準用する場合を含む。）に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。
- 3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の六第五項の勧告に係るもの（道路管理者に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。
- 4 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
（書類の経由）

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、法第二条第五号ロに掲げる施設及び法第二条第五号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

- 2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。
- 3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第四号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月三〇日国土交通省令第八五号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一月九日国土交通省令第八一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月八日国土交通省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規

定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第1号様式（略）

第2号様式（略）

第3号様式（略）

第4号様式（略）

第5号様式（略）

第5号の2様式（略）

第5号の3様式（略）

第5号の4様式（略）

第5号の5様式（略）

第6号様式（略）

第7号様式（略）

1-4 省令・告示

国土交通省令第110号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

（平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号）

最終改正：令和元年六月二十八日国土交通省令第20号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第七号の主務省令で定める自動車）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（特定公園施設）

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第五号イ及びロに掲げる施設 すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第五号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

(旅客施設の建設又は大規模な改良の届出)

第五条 法第九条第二項 前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号 イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項 の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第九条第二項 後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあっては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(法第九条の四の主務省令で定める要件)

第六条の二 法第九条の四の主務省令で定める要件は、当該年度の前々年度までの過去三年度における公共交通事業者等の一年度当たりの輸送人員の平均及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

(移動等円滑化取組計画書)

第六条の三 公共交通事業者等（前条の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。

一 法第二条第四号イからニまでに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第四号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
三 法第二条第四号へに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号二に掲げる施設を設置し、又は管理するもの	国土交通大臣
五 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号二に掲げる施設を設置し、	当該公共交通事業者等の主たる事務所を

又は管理するもの	管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
----------	---------------------

(移動等円滑化取組報告書)

第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画を提出した年度の翌年度の六月三十日までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。

(法第九条の五の主務省令で定める事項)

第六条の五 法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度における移動等円滑化の達成状況
- 二 第六条の二の要件に関する事項

(公表)

第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定による報告をしたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(法第九条の六の主務省令で定める情報)

第六条の七 法第九条の六の主務省令で定める移動等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第十二条第一項 本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項 に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項 に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

2 法第十二条第一項 ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二

		項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(表示等)

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)

第十二条の二 法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、床置

		式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。） その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（法第二十二條の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）

第十二條の四 法第二十二條の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
- 二 移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）

第十二條の五 法第二十二條の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
- 三 当該協定建築物特定施設等の名称及び位置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 法第四十三条第一項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
- 二 当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第十二條の六 法第二十二條の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十二條の七 所管行政庁は、法第二十二條の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

る。

- 2 前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二条の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更)

第十二條の八 法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(法第二十三條第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準)

第十三條 法第二十三條第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

(法第二十三條第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準)

第十四條 法第二十三條第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

(令第二十五條第一号柱書の国土交通省令で定める経路)

第十四條の二 令第二十五條第一号柱書の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路（令第二十五條第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

(令第二十五條第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交通用施設)

第十四條の三 令第二十五條第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十五條第一号柱書の生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

- 2 令第二十五條第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

(令第二十五條第二号柱書に規定する市町村による指定)

第十四條の四 令第二十五條第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十五条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十五条第二号に掲げる行為 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

第十四条の六 法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十五条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しよう努めなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(公共交通特定事業計画の認定申請)

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第五号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三 公共交通特定事業の内容
- 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあつては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

- 二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付契約に係る契約書の写し

(公共交通特定事業計画の変更の認定申請)

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更を必要とする理由

- 2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(道路特定事業の協議の申出)

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画書
- 二 工事費及び財源調書
- 三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

(同意を要しない軽易な道路特定事業)

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

- 2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(道路特定事業に関する工事の公示)

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日(当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときにあっては、工事の完了の日)を公示するものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告)

第二十条 法第四十二条第一項(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二條 第二十条の規定は、法第四十三条第二項（法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（移動等円滑化施設協定に関する準用）

第二十二條の二 前三条の規定は、法第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第二十条第二号及び第二十一条第一号中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と読み替えるものとする。

（移動等円滑化実績等報告書）

第二十三條 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

一 法第二条第四号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第四号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
三 法第二条第四号ヘに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

（臨時の報告）

第二十四條 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十五條 法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十六條 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権	限	地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運

	置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	輸監理部長を含む。)
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
二 法第九条第三項の規定による命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。)、貸切バス車両(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。)又は福祉タクシー車両(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。)に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。)に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
三 法第九条の三の規定による指導及び助言並びに法第九条の七第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 鉄道車両(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。)のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認(鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二十条	当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長

	第二項及び第三項に規定するものに限る。)に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの	
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
	ト 特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
五 法第二十四條の六第五項の勧告	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は

	置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。)に係るもの	北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
六 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
七 法第三十二条第三項の協議及び同意		市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
八 法第三十八条第二項の通知の受理及び同条第三項の勧告	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者又は旅客不定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
九 法第三十八条第四項の命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長

ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの
ハ 法第二条第五号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ 法第二条第五号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

- 2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の二第八項の助言（法第二十五条第十項において準用する場合を含む。）に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。
- 3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の六第五項の勧告に係るもの（道路管理者に係るものに限る。）、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。
- 4 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
（書類の経由）

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、法第二条第五号ロに掲げる施設及び法第二条第五号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

- 2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。
- 3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第四号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年十一月三〇日国土交通省令第八五号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （三〇年一〇月一九日国土交通省令第八一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第1号様式 （略）

第2号様式 （略）

第3号様式 （略）

第4号様式 （略）

第5号様式 （略）

第5号の2様式 （略）

第5号の3様式 （略）

第5号の4様式 （略）

第5号の5様式 （略）

第6号様式 （略）

第7号様式 （略）

国土交通省令第113号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十五号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

国土交通省令第114号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

（建築物移動等円滑化誘導基準）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（出入口）

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（廊下等）

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
 - 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
- 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
- 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階
- 二 直接地上へ通ずる出入口のある階

- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - 二 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - 四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - 五 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - 二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - 三 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
 - 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。
 - 二 籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。
 - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。
 - 6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - 一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - 二 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - 三 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)
- 第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。
- (便所)
- 第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
 - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。)の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。
 - 三 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後

に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

- ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。
- 六 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
- ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。
- ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
- ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
- 3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（駐車場）

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

（浴室等）

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

（標識）

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が

利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等又は修繕等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

八 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 多数の者が利用する浴室等

十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等(前号に掲げるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

(特別特定建築物に関する読替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所)」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室)」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(協定建築物に関する読替え)

第十九条 法第二十二條の二第一項の申請に係る協定建築物における第二條から第十七條まで（第七條第二項から第五項まで、第九條第一項第二号及び第四号、第十條、第十一條第二項、第十二條、第十三條並びに第十七條第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七條第二項から第五項まで、第九條第一項第二号及び第四号、第十條、第十一條第二項、第十二條、第十三條並びに第十七條第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第二條第一項、第三條第一項、第四條、第五條、第六條第一項、第十一條第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二條第一項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る	除く
第二條第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であつて直接移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七條第一項	多数の者が利用するエレベーター	協定建築物特定施設であるエレベーター
第七條第一項第一号	多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三條第一号に規定する車椅子使用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七條第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七條第六項	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する	協定建築物特定施設である
	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八條	昇降機	昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）
第九條第一項	多数の者が利用する便所は	協定建築物特定施設である便所は
第九條第一項第一号	多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房
	便房を	便房を一以上
第九條第一項第三号	便房が設けられている便所	便所
第九條第二項	多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である男子用小便器のある便所には

第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

告示 1413 号（国土交通省告示第千四百十三号）（一部抜粋）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであつて、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第二百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター 出入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル（出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあつては、六センチメートル）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーターにあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあつては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあつては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。

(1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置

- (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発生し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

附 則

1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

2 平成十二年建設省告示第千四百十五号の一部を次のように改正する。

第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「(イに掲げるものを除く。)」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

第六号中「第八号」を「第十号」に改める。

3 平成十二年建設省告示第千四百二十三号の一部を次のように改正する。

第六中「第七号」を「第九号」に改める。

第七中「第八号」を「第十号」に改める。

告示 1417 号（国土交通省告示第千四百十七号）（一部抜粋）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 二 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

告示 1481 号（国土交通省告示第千四百八十一号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の規定に基づき、建築物特定施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第五項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。

二 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に掲げる基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

告示 1482 号（国土交通省告示第千四百八十二号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）

第十二条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

告示 1483 号（国土交通省告示第千四百八十三号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十五条第二項の規定に基づき、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1484 号（国土交通省告示第千四百八十四号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十条第二項第三号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

告示 1485 号（国土交通省告示第千四百八十五号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

最終改正：平成二十一年八月四日国土交通省告示第八五九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
- イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
- ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
- ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

告示 1486 号（国土交通省告示第千四百八十六号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項ただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

告示 1487 号（国土交通省告示第千四百八十七号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号の規定に基づき、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1488 号（国土交通省告示第千四百八十八号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第三条第二項、第五条ただし書、第六条第二項及び第十一条第三項の規定に基づき、車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

告示 1489 号（国土交通省告示第千四百八十九号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第三条第一項第三号ただし書、第四条第八号ただし書、第六条第一項第七号ただし書及び第十六条ただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

告示 1490 号（国土交通省告示第千四百九十号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十四条の規定に基づき、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、同法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分	両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用ものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの		1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの		1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。				

二 階段

階段の用途		階段の部分	段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの		2.28H	1.68
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客		2.03H	1.68

用もの		
(三) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	1.44
(四) (-)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	0.90
この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。		

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分	傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの		11.20H	1.68
(二) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの		9.60H	1.44
(三) (-)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの		6.00H	0.90
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

四 エレベーター（籠に係る部分に限る。） 一・一〇（単位 平方メートル）

五 便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位 平方メートル）

六 駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位 平方メートル）

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

告示 1491 号（国土交通省告示第千四百九十一号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十条第二項の規定に基づき、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を次のように定める。
平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1492 号（国土交通省告示第千四百九十二号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

最終改正：平成二十一年八月四日国土交通省告示第八五九号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
- イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
- ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
- ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

告示 1493 号（国土交通省告示第千四百九十三号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第五号リ（2）の規定に基づき、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ（2）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1494 号（国土交通省告示第千四百九十四号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第五号りただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号りただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

告示 1495 号（国土交通省告示第千四百九十五号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第二項第二号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1496 号（国土交通省告示第千四百九十六号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第一項第一号の規定に基づき、車いす使用者用便房の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第七十六号は、廃止する。

告示 1497 号（国土交通省告示第千四百九十七号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十一条第二号ただし書、第十二条第五号ただし書、第十三条第四号ただし書、第二十一条第一項ただし書及び同条第二項第二号口の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第七十五号は、廃止する。

1-5 移動等円滑化の促進に関する基本方針

国家公安委員会

○総務省告示第一号

国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十八年国家公安委員会 総務省 国土交通省 告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

総務大臣 片山 善博

国土交通大臣 大島 章宏

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備がされたこと、平成三十二年に東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）により創設された基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社

会生活を営む上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害者についても、障害の重度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することにより、移動の連続性を確保することが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。さらに、公共交通事業者等については、既存施設を含む更なるハード対策及び旅客支援等のソフト対策の一体的な取組を推進するための計画制度が設けられている。

また、市町村が定める移動等円滑化促進地区において、法第二十四条の二第一項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）に則して、届出制度等により交通結節点における移動の連続性を確保することとしている。

さらに、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大

な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

② 乗合バス車両

総車両数約六万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ 貸切バス車両

平成三十二年度までに、約二千百台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する。

④ タクシー車両

平成三十二年度までに、約四万四千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入する。

⑤ 船舶

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約五十パーセントに当たる約三百五十隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施

する。

⑥ 航空機

総機数約六百二十機について、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感应信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、利用者支援、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から4までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。特に、法第九条の四の計画の作成が求められる公共交通事業者等においては、法第九条の二第一項の公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を踏まえ、当該計画を作成し、着実にこれらの措置を講ずることが必要である。また、それ以外の公共交通事業者等においても、判断基準を踏まえ、計画的にこれらの措置を進めていくことが望ましい。

施設設置管理者が1から4までに掲げる措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、公共交通事業者等及び道路管理者にあっては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を継ぎ目となる交通結節点における移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能

な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

- イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。
- ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。
- ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。
- ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。
- ホ 道路にあつては、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものがある場合は、関係道路管理者間で調整し、一以上の経路を、特定道路に指定すべき道路として国に情報提供すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、旅客施設の移動等円滑化に関しては、旅客施設のみでは構造上その他の理由により移動等円滑化基準への適合が困難な場合であっても、協定の締結により旅客施設に必要な高齢者、障害者等の利用に配慮した便所等を隣接又は近接する建築物に設置すること及び当該建築物について容積率特例を措置している認定制度を活用すること等により、積極的に移動等円滑化を図ることが望ましい。

また、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 利用者支援

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要である。

利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。

このため、適切にコミュニケーションを取りながら、高齢者、障害者等の特性だけでなく、個人差や状況等によって異なる多様なニーズを把握することが必要である。その際、筆談やコミュニケーション支援ツールを活用するなど特性に応じたコミュニケーションをとることに留意する必要がある。また、利用者から支援を求められていないものの、困っている様子に気付いた場合には、声かけを行うとともに、支援を断られた場合であっても、安全性の確保等の観点から、見守ることが重要である。

3 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無、旅客施設における路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するにとどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。

4 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある。施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1) 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

(2) 移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して移動等円滑化促進方針を作成する必要がある。

① 目標の明確化

当該移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の方針について、市町村をはじめ、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、移動等円滑化促進方針には、地域の実情に応じ、可能な限り明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、移動等円滑化促進方針はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 関係者の意見の反映及び移動等円滑促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害者等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑥ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による移動等円滑化促進方針の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリーの調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、移動等円滑化促進方針作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、移動等円滑化促進方針が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、移動等円滑化促進方針協議会の積極的な活用等により移動等円滑化促進方針に基づく移動等円滑化に関する措置の実施状況について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針の見直し及び新たな移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成を行うことが重要である。その際、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努めることが必要である。

⑧ 施設間の連携

交通結節点における移動の連続性を確保するため、施設設置管理者間で連携を図ることが必要である。このため、法では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされている。

市町村は届出対象について、施設設置管理者が容易に判断できるように移動等円滑化促進方針に定めるものとし、当該届出対象を定めるに当たっては関係者と十分な調整を図って共通認識を確保することが必要である。また、届出があった場合において、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し必要な措置の実施を要請することができることとしており、要請に当たっては、移動等円滑化促進方針の内容との整合を図る観点から行うことが重要である。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しよう努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、移動等円滑化促進方針協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないように配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十の二号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化を促進すべき移動等円滑化促進地区として設定するよう努めることとされている。また、移動等円滑化促進地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

- ① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」
(法第二条第二十の二号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

- ② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十の二号ロ)

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第二条第二十の二号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、移動等円滑化促進地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 移動等円滑化促進地区の数

市町村内に旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の移動等円滑化促進地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの移動等円滑化促進地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、移動等円滑化促進地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して移動等円滑化促進方針を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 移動等円滑化促進地区の境界

移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、移動等円滑化のための事業の実施の有無にかかわらず、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、移動等円滑化のための事業実施の有無にかかわらず、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進方針の対象となる施設及び車両等においてどのような方針で移動等円滑化を図るのかについて記載するものとする。

4 1から3までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

(1) 記載事項

① 地域特性等の尊重及び創意工夫

移動等円滑化に関する措置の実施に当たっては、効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

② 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

③ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

(2) その他移動等円滑化促進方針の作成に当たっての留意事項

移動等円滑化促進方針は、市町村の発意および主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても移動等円滑化促進方針に記載することが望ましい。

四 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある。施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び市町村マスタープランとの調和が保たれてる必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

基本構想の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案

生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「基本構想協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑧ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図るこ

とが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされている所である。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、基本構想協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に概要するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定するよう努めることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

② 「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実

態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、いどうの状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等の相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通六艇事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順位位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

- 5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項
- 重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。
- ① 具体的事業の内容
- 4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。
- ② 記載事項
- 基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。
- なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。
- (2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項
- 移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。
- (3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- ① 推進体制の整備
- 基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。
- ② 事業推進上の留意点
- イ 地域特性等の尊重及び創意工夫
- 各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。
- ロ 積雪及び凍結に対する配慮
- 積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。
- ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容
- 基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。
- ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項
- 施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要

性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供しよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であること及び「心のバリアフリー」を促進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれるということについても、改めて周知を行う。

(2) 国の講ずべき措置（設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等）

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

なお、道路の移動等円滑化に関しては、国が、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で、高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を特定道路に指定するものとする。また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用していこうするために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

1-6 大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府条例第36号

改正 平成7年3月17日 条例第3号
平成7年3月17日 条例第19号
平成12年3月31日 条例第106号
平成14年10月29日 条例第103号
平成16年6月4日 条例第64号
平成17年3月29日 条例第66号
平成18年3月28日 条例第52号
平成19年3月16日 条例第45号
平成21年3月27日 条例第39号
平成22年3月30日 条例第36号
平成22年11月4日 条例第83号
平成23年3月22日 条例第57号
平成23年10月31日 条例第122号
平成24年3月28日 条例第67号
平成24年11月1日 条例第148号
平成26年3月27日 条例第97号
平成26年12月26日 条例第185号
平成27年3月24日 条例第45号
平成27年12月28日 条例第133号
平成29年3月29日 条例第50号
令和元年12月25日 条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第6条—第9条）

第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第10条—第30条）

第4章 事前協議及び改善計画等

第1節 事前協議（第31条）

第2節 改善計画等（第32条—第35条）

第3節 調査、勧告及び公表（第36条—第38条）

第4節 雑則（第39条・第40条）

第5章 雑則（第41条・第42条）

附則

私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の

実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、すべての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にすることを育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、全ての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 都市施設 多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。
- 二 事業者 都市施設を設置し、又は管理する者をいう。

(府の責務)

第3条 府は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、都市施設を全ての人が安全かつ容易に利用することができるように整備、維持保全及び管理に努めるとともに、府が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第5条 府民は、深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第6条 府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- 一 全ての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運を醸成すること。
- 二 全ての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
- 三 高齢者、障害者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
- 四 全ての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。

(啓発及び学習の促進等)

第7条 府は、事業者及び府民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 府は、高齢者、障害者等の自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、府は、事業者及び府民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 府は、市町村、事業者及び府民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 府は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準

第10条 削除

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第11条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物(以下「仮設建築物」という。)を除く。)とする。

- 一 学校(令第5条第一号に掲げるものを除く。)
- 二 共同住宅又は寄宿舎
- 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第九号に掲げるものを除く。)
- 四 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設(令第5条第十一号に掲げるものを除く。)
- 五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 六 自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)

(基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模)

第12条 法第14条第3項の規定により条例で定める同条第一項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第13条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第27条までに定めるところによる。

(廊下等)

第14条 令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。
 - イ 病院又は診療所
 - ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
 - ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等

が利用するものに限る。)

(階段)

第15条 令第12条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第16条 令第13条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- 二 その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。

(エスカレーター)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- 二 くし板の端部と踏み段(階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この号において同じ。)の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。
- 三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向(階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向)を音声により知らせる設備を設けること。

(便所)

第18条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。)が1,000平方メートル(公衆便所にあっては、50平方メートル)以上のものに限る。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。

- 一 病院又は診療所
- 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 展示場
- 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 七 博物館、美術館又は図書館
- 八 飲食店
- 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十 公衆便所

3 令第14条第1項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
 - 二 洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作することができるものとする。
- 4 令第14条第1項各号に規定する便房（次項に規定する便房を除く。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
 - 二 衣服を掛けるための金具等を設けること。
- 5 令第14条第1項第二号に規定する便房（床面積の合計が10,000平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2メートル以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。
 - 二 令第14条第1項第二号に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとする。
 - 三 荷物を置くための棚等を設けること。
 - 四 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。
 - 五 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること。
- 6 令第14条第2項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。
（ホテル又は旅館の客室）
- 第19条 令第15条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 令第15条第2項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第4項第一号に掲げるものでなければならない。
（敷地内の通路）
- 第20条 令第16条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。
（浴室等）
- 第21条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（次項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
 - 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。
 - 三 出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- （移動等円滑化経路）
- 第22条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 令第18条第2項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。
 - イ 病院又は診療所

- ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ハ 集会場又は公会堂
 - ニ 展示場
 - ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
 - ト 博物館、美術館又は図書館
 - チ 飲食店
 - リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 二 令第18条第2項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。
 - ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
 - ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。
 - ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。
 - ヘ 令第18条第2項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。
 - (1) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。
 - (2) 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有すること。
 - ト 令第18条第2項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板に設けること。
 - チ 令第18条第2項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - (1) 制御装置は、押しボタン式とすること。
 - (2) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。
- 三 令第18条第2項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。
- 2 建築物（別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあっては、床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
- 3 前項に規定する経路のうち令第18条第1項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。
- （案内設備）
- 第23条 令第20条第3項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。
- （案内設備までの経路）
- 第24条 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

二 段を設ける場合には、回り段としないこと。

（共同住宅等に係る経路）

第25条 共同住宅又は寄宿舎（以下この章において「共同住宅等」という。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 道等から住戸（寄宿舎にあっては、寝室。以下同じ。）までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路

2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第18条第2項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。

3 第1項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第七号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第18条第1項又は第22条第2項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第26条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第14条から第24条までの規定（共同住宅等にあっては、第14条から前条までの規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室又は共同住宅等の住戸（以下この条において「利用居室等」という。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え）

第27条 第11条各号に掲げる特定建築物についての第17条、第18条第1項及び第2項、第21条第1項並びに前条第3号及び第5号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（仮設建築物に対する特例）

第28条 第14条から前条までの規定は、仮設建築物については、適用しない。

(制限の緩和)

第29条 第11条から第27条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第14条から第27条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができるのと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

(市町村が条例を定める場合の適用除外)

第30条 市町村が法第14条第3項の規定に基づき制定する条例に規定する事項がこの章に規定する事項と同一の事項である場合にあっては、知事が規則で定めるところにより市町村を指定して、この章の当該同一の事項に係る規定は、当該市町村の区域において適用しないこととする。

第4章 事前協議及び改善計画等

第1節 事前協議

第31条 事業者は、次に掲げる都市施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、当該工事に着手する前に、その計画について知事に協議しなければならない。

- 一 集会場（床面積が200平方メートル以上の集会室があるものを除く）
- 二 コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が30平方メートル以上250平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。）（床面積の合計が100平方メートル以上200平方メートル未満のものに限る。）
- 三 事務所（床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
- 四 ダンスホール（床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）
- 五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（床面積の合計が50平方メートル以上200平方メートル未満のものに限る。）
- 六 工場（自動車修理工場を除き、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）
- 七 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（床面積の合計が300平方メートル以上のものに限る。）
- 八 火葬場
- 九 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街
- 十 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第2条第九号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項又は第2項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十一 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為により設置される公園（同法第33条第1項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第32条第1項又は第2項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十二 遊園地、動物園又は植物園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 十三 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地
- 十四 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの

2 事業者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）に係る都市施設を安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、その結果を速やかに知事

に届け出なければならない。

第2節 改善計画等

(現況調査)

第32条 事業者は、知事が要請したときは、この条例の施行の際現に存する次に掲げる都市施設（現に設置の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）について、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの調査（以下「現況調査」という。）を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）
- 七 ホテル又は旅館（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 八 次に掲げる事務所
 - イ 国、地方公共団体その他規則で定める者の事務の用に供する事務所
 - ロ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する事務所
 - ハ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所
 - ニ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所
 - ホ 冠婚葬祭に関する事業の用に供する事務所（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
 - ヘ イからホまでに掲げる事務所以外の事務所（床面積の合計が5,000平方メートル以下のものを除く。）
- 九 共同住宅又は寄宿舎（住戸の数が50以下のものを除く。）
- 十 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等
- 十一 体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場又は遊技場（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 十四 飲食店（床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）
- 十五 ダンスホール（床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）
- 十六 銀行
- 十七 火葬場
- 十八 法第二条第五号に規定する旅客施設
- 十九 消防法第8条の2第1項に規定する地下街
- 二十 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
- 二十一 遊園地、動物園又は植物園（前号の都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 二十二 港湾法第2条第5項第九号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地
- 二十三 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）

(改善計画の作成の要請)

第33条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が既存施設を安全かつ容易に利用することができるようにするための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出ることを求めることができる。

2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る改善計画について、指導及び助言を行うものとする。

(改善計画の変更)

第34条 事業者は、やむを得ない場合にあっては、改善計画を変更することができる。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、変更に係る改善計画を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により改善計画を変更した場合について準用する。

(定期報告)

第35条 事業者は、規則で定めるところにより、定期に、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。

第3節 調査、勧告及び公表

(立入調査)

第36条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第31条第1項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第37条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事（第31条第1項の工事をいう。次項において同じ。）に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、事業者が現況調査及びその結果の報告を行わないときは、現況調査及びその結果の報告を行うべきことを勧告することができる。

4 知事は、事業者が改善計画の作成及び届出を行わないときは、改善計画の作成及び届出を行うべきことを勧告することができる。

(公表)

第38条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第4節 雑則

(仮設建築物等に対する特例)

第39条 第31条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 仮設建築物
- 二 建築基準法第3条第1項各号に掲げる建築物
- 三 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第2条第1項第六

号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

(国等に関する特例)

第40条 第31条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対し、その者が設置し、又は管理する都市施設について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかについての状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雑則

(事務処理の特例)

第41条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。

一 法第12条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第12条第3項の規定による命令に関する事務

三 法第53条第2項の報告の徴収並びに同項の規定による立入検査及び質問に関する事務(特定路外駐車場に係るものに限る。)

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第31条第1項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 第31条第1項の規定による協議に関する事務

二 第31条第2項の規定による届出の受理に関する事務

三 第36条第1項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務

四 第37条第1項及び第2項の規定による勧告に関する事務

五 第38条第1項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第31条第1項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

(規則への委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成4年条例第36号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成5年規則第4号で平成5年4月1日から施行)

附則(平成7年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に大阪府消費者保護条例第25条第2項又は大阪府福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定により行われた聴聞又は聴聞のための手続は、改正後の大阪府消費者保護条例第25条第2項又は大阪府福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定により行われたものとみなす。

附則(平成7年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係るエレベーターの整備基準については、第2条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第11条第2項第一号ニの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成12年条例第106号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年条例第103号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第2条第一号に規定する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の同条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成16年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成17年条例第66号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成21年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物及び改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第11条各号に掲げる特定建築物（次項においてこれらを「特別特定建築物」という。）の同法第2条第19号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあっては、同条18号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、新条例第3章の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第3章の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした改正前の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第15条の規定による要請、旧条例第16条第1項の規定による届出の求め及び同条第2項（旧条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言並びに旧条例第20条の規定による勧告は、それぞれ新条例第32条の規定によりした要請、新条例第33条第1項の規定によりした届出の求め及び同条第2項（新条例第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりした指導及び助言並びに新条例第37条の規定によりした勧告とみなし、この条例の施行前にされた旧条例第14条第1項の規定による協議、同条第2項、旧条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出及び旧条例第15条又は第18条の規定による報告は、それぞれ新条例第31条第1項の規定によりされた協議、同条第2項、新条例第33条第1項又は第34条第1項の規定によりされた届出及び旧条例第32条又は第35条の規定によりされた報告とみなす。

- 5 旧条例第14条第1項の規定による協議に係る特定施設であって、この条例の施行の日前に同条第2項の規定による届出がされていないものについては、新条例第31条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 前項に規定する特定施設については、旧条例第12条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成22年条例第36号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

附則（平成22年条例第83号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附則（平成23年条例第57号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年条例第122号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附則（平成24年条例第67号）

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附則（平成24年条例第148号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附則（平成26年条例第97号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年条例第185号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附則（平成27年条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年条例第133号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和元年条例第61号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

項	区分	規模
一	学校	すべて（令第18条第1項各号に掲げる経路（階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。）についての同項の規定の適用については、床面積の合計500平方メートル）
	病院又は診療所	
	集会場（床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
	公衆便所	
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計200平方メートル（令第18条第1項各号に掲げる経路（階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。）についての同項の規定の適用については、500平方メートル）
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（自動車修理工場に限る。）	
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計500平方メートル
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
四	ホテル又は旅館	床面積の合計1,000平方メートル
	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
五	共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル又は住戸の数20（令第14条、第17条及び第20条並びに第18条、第21条及び第23条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあつては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第11条から第13条まで、第16条、第18条及び第1

		9条並びに第14条から第17条まで、第20条、第22条及び第25条の規定の適用については、50)
六	寄宿舍	床面積の合計2,000平方メートル又は住戸の数50
備考 この表に掲げる特別特定建築物には、仮設建築物を含まない。		

1-7 大阪府福祉のまちづくり条例施行規則

大阪府規則第5号

改正 平成7年4月21日規則第38号
平成9年9月24日規則第75号
平成12年11月10日規則第268号
平成14年11月29日規則第115号
平成17年3月31日規則第92号
平成19年3月16日規則第13号
平成19年9月28日規則第97号
平成19年12月19日規則第115号
平成21年8月21日規則第70号
令和元年6月17日規則第30号
令和元年12月19日規則第59号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び条例の定めるところによる。

(視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分)

第三条 条例第十四条第一号ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものである場合とする。

- 一 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分 次のいずれかに該当するもの
 - イ 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
 - ロ 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
 - ハ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- 二 エスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分 前号ハに該当するもの

(視覚障害者の利用上支障がない階段の部分)

第四条 条例第十五条ただし書の規則で定める場合は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分が前条第一号ハに該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(視覚障害者の利用上支障がない、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の部分)

第五条 条例第十六条第一号ただし書の規則で定める場合は、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分が第三条第一号イからハまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法)

第六条 条例第十八条第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障害者に対しその存在を示すために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

(視覚障害者の利用上支障がない便所)

第七条 条例第十八条第三項第一号ただし書の規則で定める場合は、第三条第一号ハに該当するものである場合とする。

(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)

第八条 条例第二十四条第一号の規則で定める部分は、第三条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

(制限の緩和に関する認定の申請)

第九条 条例第二十九条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第二十九条の規定による認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第二十九条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

(事前協議)

第十条 条例第三十一条第一項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

2 前項の都市施設設置工事事前協議書には、都市施設事前協議項目表(様式第三号)を添付しなければならない。

3 知事が必要と認める場合においては、前項の都市施設事前協議項目表のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

(工事完了の届出)

第十一条 条例第三十一条第二項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書(様式第四号)を提出して行わなければならない。

2 知事が必要と認める場合においては、前項に規定する書面のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

(現況調査の結果の報告)

第十二条 条例第三十二条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書(様式第五号)を提出して行わなければならない。

2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表(様式第六号)を添付しなければならない。

(国等に準ずる者)

第十三条 条例第三十二条第八号イ及び第四十条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の規定が準用される者とする。

(改善計画の届出)

第十四条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書(様式第七号)を提出して行わなければならない。

2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表(様式第八号)を添付しなければならない。

(改善計画の変更の届出)

第十五条 条例第三十四条第一項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書(様式第九号)を提出して行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(定期報告)

第十六条 条例第三十五条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して二年度又は二の倍数の年度を経過したごとの年度の四月一日から十二月二十五日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、改善計画に基づく工事が完了した場合にあっては、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 3 前二項の報告は、既存施設改善工事定期報告書（様式第十号）を提出して行わなければならない。
- 4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表（様式第八号）を添付しなければならない。

（身分証明書）

第十七条 条例第三十六条第二項の証明書は、身分証明書（様式第十一号）とする。

（書類の提出部数）

第十八条 第九条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第三八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則別表第一及び別表第四の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成九年規則第七五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成一二年規則第二六八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一建築物の出入口の項の改正規定（「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一一五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一（建築物の出入口の項第一号イ及びロ（1）並びに第五号イ並びに廊下の項第三号イのうち当該用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の建築物に係る部分を除く。）及び別表第二から別表第五までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則様式第一号の規定により提出されている請求書は、新規則様式第一号の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成一七年規則第九二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている協議書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成十九年規則第一三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成十九年規則第九七号)

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則(平成十九年規則第一一五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第九条第五項及び第六項の規定は、この規則の施行の日以後に提出される特定施設設置工事事前協議書について適用し、同日前に提出された特定施設設置工事事前協議書については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年八月二日規則第七十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成二十一年大阪府条例第三十九号。以下「一部改正条例」という。)附則第四項の規定により一部改正条例による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第三十三条第一項の規定によりされた届出とみなされる一部改正条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第十六条第一項の規定による届出に係る同項に規定する改善計画に係る新条例第三十四条第一項の規定による届出及び新条例第三十五条の規定による報告については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第八号から様式第十号までの規定は適用せず、改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第八号から様式第十号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則様式第八号中「条例」とあるのは「旧条例」と、旧規則様式第九号その一中「第17条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「条例第13条」とあるのは「旧条例第13条」と、「大阪府建築基準法施行条例第55条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第55条」と、旧規則様式第九号その二中「第17条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「条例第10条第1項ただし書」とあるのは「旧条例第10条第1項ただし書」と、旧規則様式第十号その一中「第18条」とあるのは「第35条」と、「条例第13条」とあるのは「旧条例第13条」と、「大阪府建築基準法施行条例第55条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第55条」と、旧規則様式

第十号その二中「第18条」とあるのは「第35条」とする。

- 3 一部改正条例附則第六項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十二条第一項の規定による請求については、旧規則第六条及び様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成二十一年大阪府条例第三十九号）附則第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」と、同号中「大阪府福祉のまちづくり条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成21年大阪府条例第39号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」とする。

（類似の用途）

- 4 一部改正条例附則第三項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物をいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 共同住宅又は寄宿舍

二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第九号に掲げるものを除く。）

- 三 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

附 則（令和元年六月十七日規則第十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、同条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

1-8 大阪府福祉のまちづくり条例の沿革と概要

福祉のまちづくり条例の沿革（主要なもの）

1 福祉の街づくり整備指針（昭和57年3月）

昭和56年6月、国連・国際障害者年を期して、福祉のまちづくり検討委員会が設置され、その検討報告を受けて、昭和57年に建築物や道路等の整備指針となる「福祉の街づくり整備指針」が策定されました。

この指針に基づき、その啓発に努めるとともに、主に府有施設の整備をはじめ公共施設の整備・改善が進められてきました。

2 大阪府建築基準法施行条例の改正（平成4年3月24日公布、平成4年11月1日施行）

平成4年は折りしも「国連・障害者の十年」の最終年であり、また福祉の街づくり整備指針策定より約10年を経過したにもかかわらず、民間施設等を含め十分な整備水準が確保されるに至っていませんでした。

さらに、高齢化の急速な進展や、社会環境の急激な変化に伴い福祉のまちづくりの施策の新たな展開が大阪府における重要な課題と認識され、その対応が求められていました。

そこで、大阪府においても障がい者や高齢者等を始め、誰もが安心してまちに出られるよう不特定多数の人が利用する特殊建築物について、安全確保の見地から一定の整備基準を設けるため大阪府建築基準法施行条例の追加改正（福祉関係規定の創設）が行われました。

3 大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年10月28日公布、平成5年4月1日施行）

すべての府民が生きがいをもって生活することができる真に豊かな福祉社会の実現を目指すためには、建築基準法上の特殊建築物はもちろん、建築基準法施行条例で対象とならなかった駅や官公庁舎・銀行・道路・公園・駐車場等の不特定多数が利用する施設すべてに福祉的配慮の対象を広げ、都市施設として位置づけ、規模にかかわらず整備基準に適合させる努力義務が新設・既設を問わず必要でした。そこで府・市町村・事業者等の責務及び府民の役割が定められるとともに、不特定多数が利用するすべての施設を安全かつ容易に利用できるよう都市施設のうち、特に公共性の高いものを特定施設とし、整備、構造等に関する技術的基準及びその遵守を確保するため、新設については事前協議、既設については改善計画等の手続きが必要なことを定めた条例が制定されました。

4 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正（平成7年3月17日公布、平成8年4月1日施行）

平成6年9月28日、国により「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称、「ハートビル法」）が施行され、一定用途の建築物を新設する際に必要な福祉的配慮として新たな基準が示されました。

これにより、同法と大阪府福祉のまちづくり条例の基準に差違が生じたため、法の基準が条例を上回る部分について、条例の基準を法律の基準に整合させることを中心に条例の一部改正が行われました。

なお、既設建築物等に対する改善指導は、経過措置として、当分の間、改正した条例の基準ではなく、改正前の基準が適用されることになりました。

5 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正（平成14年10月29日公布、平成15年4月1日施行）

条例制定後10年余りが経過し、急速な少子・高齢社会の進展、障がい者の社会参加の高まり、国の交通バリアフリー法等の施行など福祉を取り巻く状況が大きく変化していることや条例施行後の評価等を踏まえ、より幅広い対象者への配慮、特定施設の拡大、整備基準の追加、関係法令との整合等を中心に条例が改正されました。

また、小規模施設のバリアフリー化の促進を図るため、小規模基準を設けました。

6 大阪府福祉のまちづくり条例等の一部改正（平成21年3月27日公布、平成21年10月1日施行）

平成18年に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法の統合により、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）が制定されました。

バリアフリー法では建築物に対しては床面積の合計2,000㎡以上の特別特定建築物には法に基づく基準適合義務が課されており、また法第14条第3項の規定により条例で基準の拡充等が許容されていたことから、福祉のまちづくり条例を改正し、この規定を活用した条項が規定されました。

これにより、乳幼児設備や視覚障がい者誘導用ブロック等これまで条例で基準適合努力義務としていた基準も含め、バリアフリー法に基づく基準適合義務を基本とした条例となったことで、より実行性の高い制度となりました。

また、それまで「バリアフリー法」と「福祉のまちづくり条例」、「建築基準法施行条例」の基準の3つが重複して課されていたため、申請等の手続きも煩雑となっていましたが、これらも解消されることとなりました。

7 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正（平成26年12月27日公布、平成27年7月1日施行）

平成21年の条例改正では、それまでの条例をバリアフリー法に基づく条例とするなど、適宜所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年改正時の内容の多くを踏襲したものでした。

前回に大きく対象施設・基準の改正がなされた平成15年から既に10年が経過しており、その後の社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、共同住宅の対象規模を引き下げるなどの改正がなされました。

公共サービス窓口における 配慮マニュアル



障害のある方に対する心の身だしなみ

障害者施策推進本部

はじめに

- 国の機関が設置している公共窓口には、毎日、職業や年齢、国籍等の異なるさまざまな人が訪れており、その中には、障害のある方も含まれています。
- 障害のある方が窓口を訪れる際、応対する職員の側に障害についての知識が十分ないと、障害に応じた適切な配慮が行われず、結果的に障害のある方に不便な思いをさせることとなります。
- 「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）では、我が国が目指すべき社会として、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような社会を実現していくためには、障害のある方のさまざまな社会活動の中で、障害の特性を踏まえた適切な配慮が行われることが必要です。
- 本マニュアルは、共生社会の実現に向けた政府の取組の一環として、障害のある方への応対に関して、国の機関が設置している公共サービスの窓口で働く職員が知っておくことが必要な基礎的な知識をまとめたものであり、施設面でのバリアフリー対応と合わせて取り組まれることを予定しています。
- 本マニュアルでは、前半で障害の種類ごとの特性を示すとともに、後半では窓口業務の場面ごとに応対における配慮を示しています。
- 作成に際しては、各障害種別の障害者関係団体からご意見を伺うとともに、各府省庁の公共窓口からも対応の現状や要望を調査し、その内容をできるだけマニュアルに反映させました。
- 本マニュアルでは各府省庁の公共窓口で対応することが比較的多い主な障害を取り上げていますが、障害の種類は多様で程度もさまざまであり、本マニュアルを参考としつつも、現実の応対においては柔軟な対応が求められるところです。
- 障害の有無に関わりなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じている方、妊産婦、ベビーカーを使用されたり小さいお子さんを連れている方などもおられますが、これらの方々に適切に対応していく上でも、本マニュアルは参考にしていただけるものと思われまます。
- 本マニュアルは、いわば基礎編としての性格のものであり、障害のある方向けの福祉サービスの相談窓口など、さまざまな障害のある方が日常的に多く利用される職場においては、更に詳しい知識や配慮が必要である点に留意してください。
- 本マニュアルは、今後とも窓口現場からの意見を踏まえて更に改善を重ね、最新の改訂版を内閣府のホームページからダウンロードできるようにする予定です。窓口現場での改善事例を踏まえて、より良い対応が図られるよう、創意工夫ある提案をお待ちしています。

はじめに	1
1. 対応の基本	3
2. 障害種別の特徴	
(1) 視覚障害のある方	4
(2) 聴覚・言語障害のある方	5
(3) 肢体不自由のある方	6
(4) 内部障害のある方	7
(5) 知的障害のある方	8
(6) 発達障害のある方	8
(7) 精神障害のある方	9
3. 対応における配慮	
案内	10
誘導	12
相談・説明	14
手続き	16
施設利用	18
4. 緊急時の対応	
	20
5. 身体障害者補助犬に関して	
	21
6. 参考資料	
(1) コミュニケーション資料(基本的な点字・手話・指文字・上手な筆談法)	22
(2) 基本的な介助方法	24
(3) 疑似体験(チェックリスト)	26
(4) 一歩踏み出すための情報源(ホームページ等)	28

1. 対応の基本

1) 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応します

- ・相手の立場に立って、「明るく」「ていねいに」分かりやすい対応を心がけます。
- ・介助の方や手話通訳の方等ではなく、障害のある本人に直接対応するようにします。
- ・何らかの配慮が必要と思う場合でも、思い込みや押し付けではなく、本人が必要と考えていることを確認します。

2) 障害の有無や種類に関わらず、困っている方には進んで声をかけます

- ・窓口を訪れる方の障害の有無や種類は明確ではないため、常に来訪者の中に障害のある方も含まれていることを念頭に置いて、困っていそうな状況が見受けられたら、速やかに適切な対応をするようにします。
- ・障害の種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人にたずねます。

3) コミュニケーションを大切にします

- ・コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる対応を心がけます。

4) 柔軟な対応を心がけます

- ・相手の話を良く聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- ・対応方法がよく分からないときは、一人で抱えず周囲に協力を求めます。
- ・想定外のことがおきても、素早く柔軟に対応します。

5) 不快になる言葉は使いません

- ・差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使いません。
- ・障害があるからといって、ことさら特別扱いした言葉は使いません。

6) プライバシーには立ち入りません

- ・障害の原因や内容について、必要がないのに聞いたりしません。
- ・仕事上知り得た個人の情報については、守秘義務を守ります。



2. 障害種別の特性

(1) 視覚障害のある方



視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。見えづらい方の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い（視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方）などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。



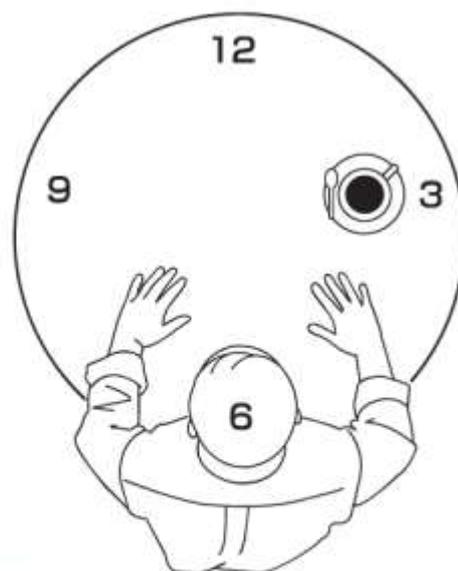
主な特徴

- ・一人で移動することが困難
慣れていない場所では一人で移動することは困難です。
- ・音声を中心に情報を得ている
目からの情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。
- ・文字の読み書きが困難
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多いです。

コミュニケーション関連

- ・こちらから声をかける
周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないことがあります。
- ・指示語は使わない
「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」「何か」分かりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。
- ・点字と音声
点字は、指先で触って読む文字です。
視覚障害のある方が、必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは1割で、残りの9割の方は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上げ装置を使って音声化する方法もあります。

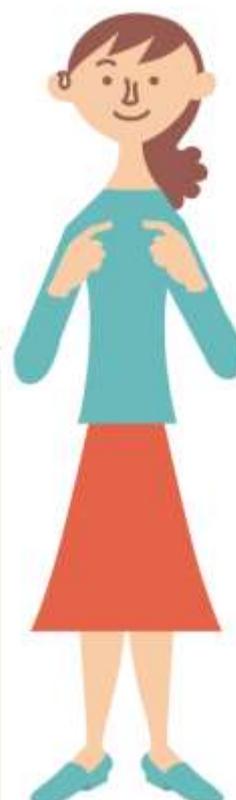
<時計の文字盤に見立てた説明>
3時の方向にコーヒーがあります。



詳しくは参考資料 P22

(2) 聴覚・言語障害のある方

 聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。また、言語障害のある方は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。



主な特徴

- ・外見から分かりにくい
外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。
- ・視覚を中心に情報を得ている
音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。
- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。
- ・補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない
補聴器をつけている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りように聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多いです。

コミュニケーション関連

・**コミュニケーションの方法を確認する**
聴覚障害のある方との会話には手話、指文字、筆談、口話(こうわ)・読話(どくわ)などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認します。

・**聞き取りにくい場合は確認する**
言語障害のある方への対応は、言葉の一つ一つを聞き分けることが必要です。聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

(様々なコミュニケーション方法)

・**手話**
手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障害のある方たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

詳しくは参考資料 P22

・**指文字**
指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。未だ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は、手話と組み合わせて使います。

詳しくは参考資料 P23

・**筆談**
メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。

詳しくは参考資料 P23

・**口話・読話**
相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別がつかないので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

(3) 肢体不自由のある方



肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、立ったり歩行したりすることが困難な方、身体にマヒのある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力走行や電動の車いすを使用される方などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のマヒや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う方もいます。



主な特徴

・ 移動に制約のある方もいる

下肢に障害のある方では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいます。歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。

車いすを使用されている方では、高い所には、手が届きにくく、床のモノは拾いにくいです。

・ 文字の記入が困難な方もいる

手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難です。

・ 体温調節が困難な方もいる

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

・ 話すことが困難な方もいる

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい方もいます。

コミュニケーション関連

・ 車いすの方の視線に合わせる

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

・ 聞き取りにくい場合は確認する

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

・ 子ども扱いしない

言葉がうまく喋れない方に対して子どもに対するような接し方をしないようにします。

(4) 内部障害のある方



内部障害とは、内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の6種類の機能障害が定められています。

心臓機能障害は

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいます。

呼吸器機能障害は

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

腎臓機能障害は

腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院されている方もいます。

ぼうこう・直腸機能障害は

ぼうこう疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設している方もいます。

小腸機能障害は

小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害は

HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服薬している方です。



主な特徴

・外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

・疲れやすい

障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

・携帯電話の影響が懸念される方もいる

心臓機能障害で心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

・タバコの煙が苦しい方もいる

呼吸器機能障害のある方では、タバコの煙などが苦しい方もいます。

・トイレに不自由されている方もいる

ぼうこう・直腸機能障害で人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている方（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

コミュニケーション関連

・負担をかけない対応を心がける

内部障害のある方では、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

(5) 知的障害のある方



知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。



主な特徴

- ・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・ 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる
- ・ 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ・ ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
一度にたくさんことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- ・ 子どもの扱いしない
成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。
- ・ 穏やかな口調で声をかける
社会的なルールを理解しにくいため、時に奇異な行動を起こす方もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と、穏やかな口調で声をかけます。
- ・ 具体的に分かりやすく
案内板や説明資料には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときにも、「リンゴの大きさ」など具体的に表現します。

(6) 発達障害のある方



発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

主な特徴

- ・ 外見から分かりにくい
- ・ 相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていないことが多い
- ・ 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・ 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- ・ 順序だてて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・ 年齢相応の社会性が身につけていない方もいる
- ・ 関心あることばかり一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明

(7) 精神障害のある方



精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

統合失調症は

幻覚、思考障害、感情や意欲の障害など、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断ができにくく、対人関係が難しくなるなど、さまざまな生活障害を引き起こしますが、薬によってこれらの症状をおさえることもできます。おおよそ100人に1人がかかる大変身近なものといわれています。

うつ病は

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして、日常生活に支障が現れます。国内の調査によると、うつ病を経験している人は約15人に1人とされています。

てんかんは

通常は規則正しいリズムで活動している大脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電氣的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。薬によって約8割の方は発作を止められるようになりました。



主な特徴

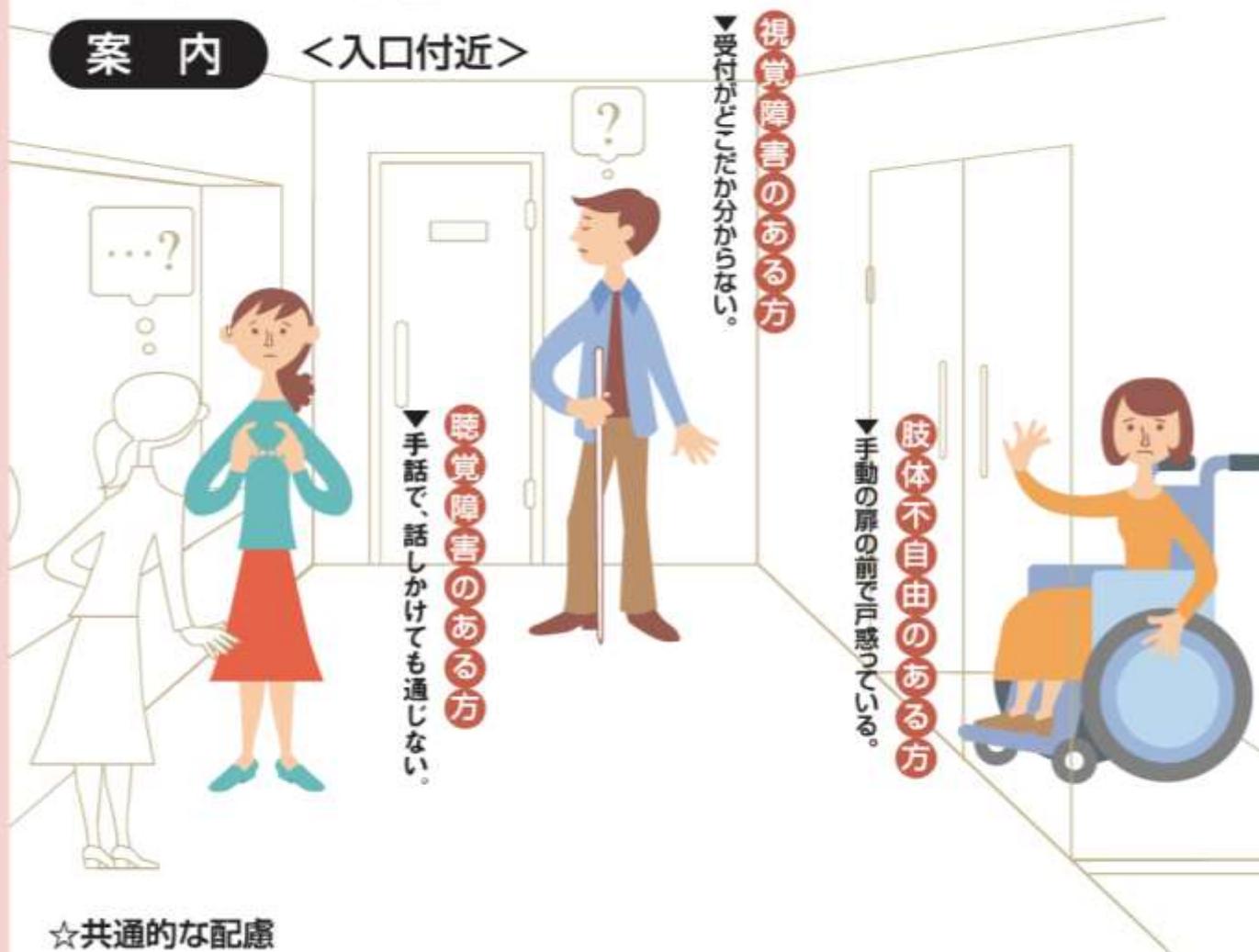
- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・ 精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・ 学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
- ・ 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・ 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 不安を感じさせないような穏やかな応対

3. 対応における配慮

案内 <入口付近>



☆共通的な配慮

- ★入口や受付付近で困っていそうな方を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか?」と積極的に声をかけます。
- ★声かけは、介添えの方ではなく直接本人に対して行います。
- ★こちらの説明に対する理解が困難な方には、せかしたりせず「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。
- ★ドアの開閉が困難な方には開閉を手伝います。
- ★案内板には、必要に応じて、漢字にふりがなをふります。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、職員であること及び名前を名乗った上で、周りの状況を具体的に分かりやすく伝えます。待つ必要がある場合は、おおよその待ち時間を伝えて、いす等に案内し、順番が来たら名前で声をかけて知らせます。
- ★聴覚障害のある方には、お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。呼び出しの音声がかえらない方には、どのような方法で知らせるか予め説明して、不安のないようにします。窓口には、常に筆談のできるメモ用紙や簡易筆談器などを用意しておきます。
- ★車いす使用の方には、少しかがんで目線が合う高さで、お話しします。窓口には、低くて車いすの入るスペースのあるカウンターを設置します。
- ★立っているのが辛そうな方は、いすのあるところに案内し、そちらに担当職員が出向いて用件を伺います。
- ★知的障害のある方には、絵・図・写真などを使用して分かりやすく説明します。

<受付付近>



職場における工夫事例

【視覚障害のある方】

- ・建物入口での音声・音響案内の設置。
- ・受付への誘導用ブロックによる誘導。(写真右)

【肢体不自由のある方】

- ・低くて車いすの入るスペースのあるカウンターの設置。(写真右)



名古屋法務局刈谷出張所

誘導



☆共通的な配慮

- ★車いすでも移動できるよう段差のない十分な移動スペースを確保します。
- ★誘導が必要かどうか、直接本人にたずねます。
- ★分かりやすいサイン表示（はっきりしたコントラスト、漢字にふりがな、図やサインの併記等）により、目的の場所を見つけやすくします。
- ★誘導用ブロック上はもとより、廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにします。誘導用ブロックの上で立ち止まる方も多いため、歩行の邪魔にならないよう他の利用者にも配慮を促します。
- ★雨天時に濡れた床で滑らないよう、濡れた床面は早めに拭き取ります。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方の移動を介助する場合は、その方との背の高さの関係で肘（ひじ）肩または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上りです」「下りです」と声をかけます。
- ★車いす使用の方にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押したりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。

詳しくは参考資料 P25



職場における工夫事例

【視覚障害のある方】

- ・音声・音響による案内の設置。
- ・階段や廊下の手すりへの点字シールの貼付。
- ・立体的な触知図の表示。(写真下)



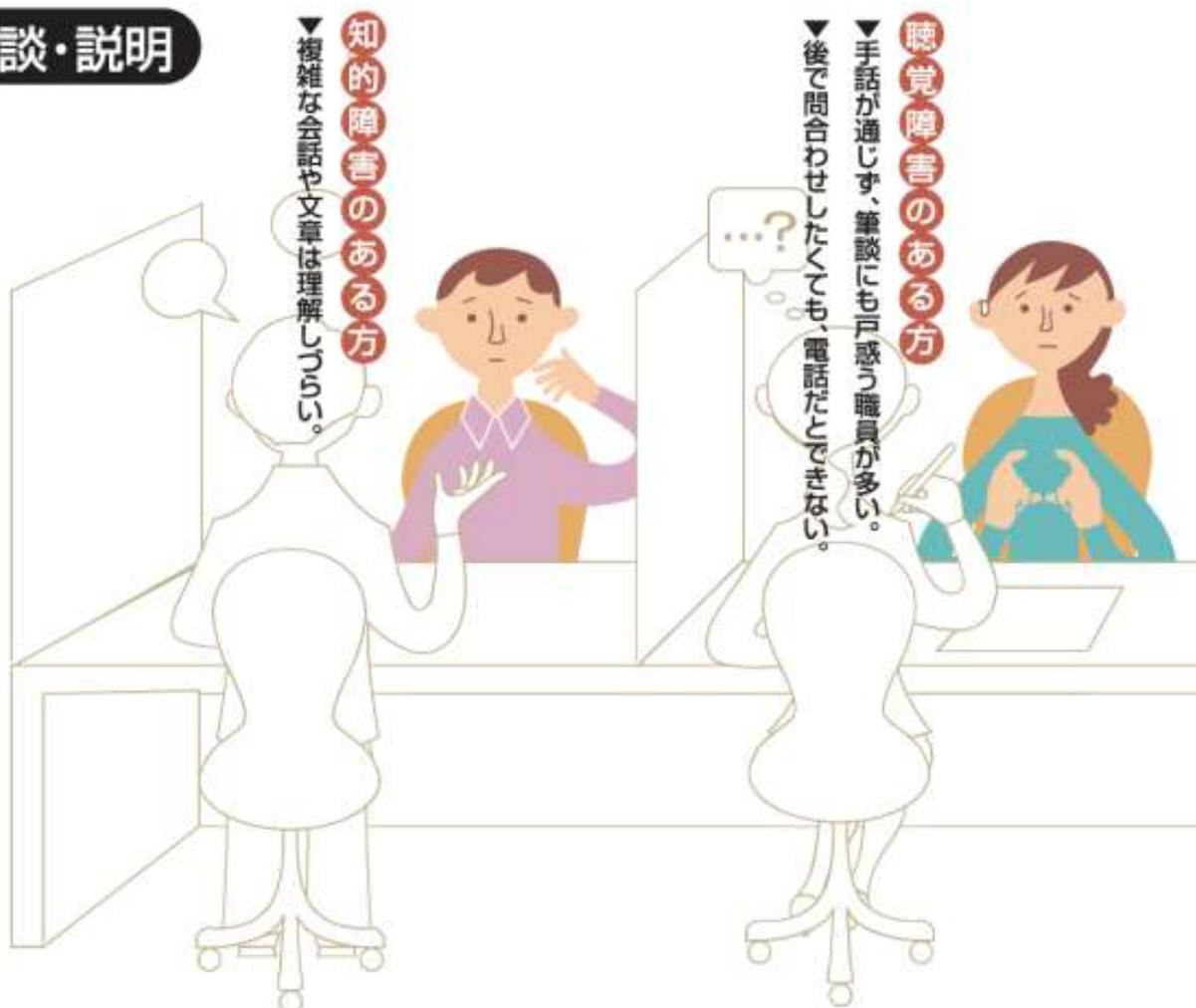
【知的障害のある方】

- ・漢字にふりがなをふった表示。(写真下)



中央合同庁舎5号館

相談・説明

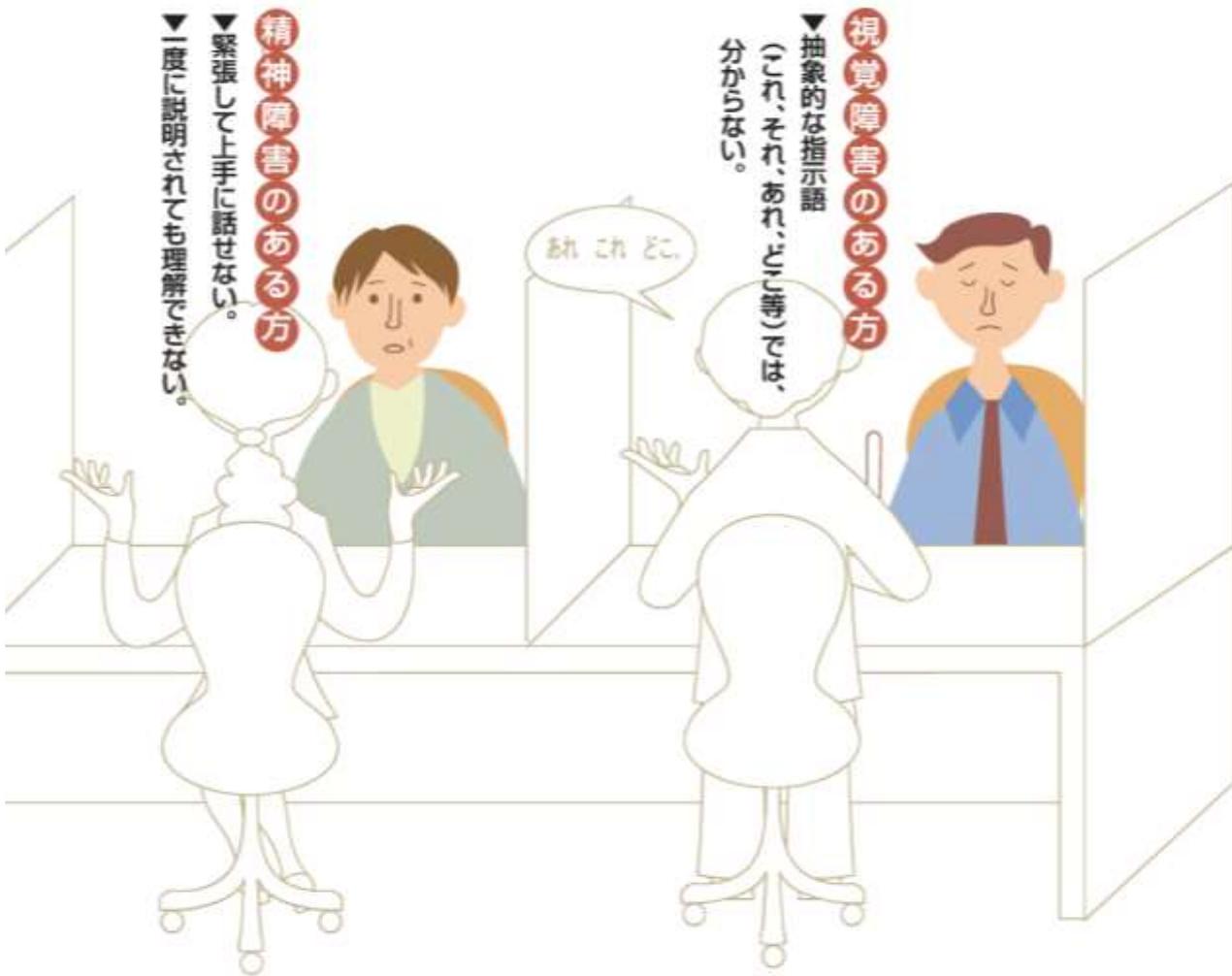


☆共通的な配慮

- ★相手の話を良く聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- ★話が的確に伝わるように、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」話します。
- ★障害の種別に関りなく、相手の話をよく聴き、安心して話ができる信頼関係をつくれます。
- ★必要に応じて絵・図・写真を使って説明します。
- ★相談内容が的確に把握できない場合には、必要に応じて複数の職員で対応します。
- ★障害特性に応じた方法で説明ができるよう、予め説明資料等の準備をしておきます。
- ★ポイントを明確に、文章は短く、専門的な用語でなく一般的な分かりやすい言葉で説明します。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、自分の肩書と名前を名乗った上で、伝えたい内容を具体的な言葉で分かりやすく説明します。一時席を離れる際や新たに應對する職員が加わるような場合には、その旨を伝えます。拡大文字の文書を希望される方には、説明資料等を拡大コピーしたものを渡して説明します。
- ★聴覚障害のある方には、お互いに可能なコミュニケーション方法を確認して話します。筆談を求められた場合には、面倒がらずに対応します。また、問い合わせは電話、ファックス、Eメールなどでもできるようにします。
- ★口頭での説明の理解が難しい方には、説明のポイントをメモ書きして渡します。その際、必要に応じて、漢字にはふりがなをふります。
- ★同じ話を何度も繰り返したり、つじつまの合わない話をされる方には、話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、訪問目的に沿って應對するようにします。



職場における工夫事例

【全般】

- ・音声読み上げ対応のホームページによる情報提供。

【視覚障害のある方】

- ・資料等の拡大コピー。
- ・音声による案内。

【聴覚障害のある方】

- ・筆談用のメモ用紙などの準備。(写真右)
- ・視覚的な案内の設置。
- ・手話通訳対応可能な相談日の設定。



(独) 高齢・障害者雇用支援機構

手続き



【書類記入】

☆共通的な配慮

- ★書類の記入方法については、記入例も含めて文書で大きく分かりやすく表示しておきます。
- ★書類の記入の仕方が分からない方には、「お手伝いしましょうか?」と声をかけます。
- ★障害の状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。署名欄の部分だけを切り取った枠(サインガイド)があると署名しやすい方もいます。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、必要に応じて必要な箇所や、希望箇所を読み上げます。読み方としては、まず目次や全体の構成を説明し、その後に必要な箇所を読みます。その際は、要点をまとめるではなく、原文をそのまま読み上げます。
- ★代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。

【文書交付・閲覧】

☆共通的な配慮

- ★本人が希望される場合には、内容を分かりやすく説明します。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、希望があれば文書を読み上げます。
- ★知的障害のある方には、書類は平易な文章にし、漢字にはふりがなをふります。



【金銭収受】

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、紙幣や硬貨を声に出して種別を確認しながら手渡します。
- ★聴覚障害のある方には、金額はメモや電卓で示します。
- ★肢体不自由のある方には、要望があれば、本人の見える位置で、本人に確認してもらいながら財布からのお金の出し入れを手伝います。
- ★ATMを導入する際には、視覚障害のある方や車いす使用の方等も利用できるように配慮します。

職場における工夫事例

【肢体不自由のある方】

- ・片手で記入できるよう、滑りにくいマットや文鎮を置く。
- ・車いす使用者が利用できる高さで車いすの入るスペースのあるカウンターの設置。(写真下)



大田原社会保険事務所

3

応対における配慮

施設利用

【トイレ】

▼車いす使用者が使えるトイレが少ない。

肢体に不自由のある方



▼オストメイトに必要な温水シャワーや洗い場等の付いたトイレが少ない。

内部障害のある方



▼トイレの表示が分かりにくい。

知的障害のある方



▼視覚障害のある方
▼トイレの位置や男性用・女性用が分からない。
▼トイレによって内部の配置や設備の使用方法がちまちま。

☆共通的な配慮

- ★トイレが汚れていないか、多目的トイレの折りたたみ式ベッドが下りたままでないかなど、こまめにチェックします。
- ★トイレの位置の表示や触知図表示を分かりやすくします。
- ★視覚障害のある方には、案内するトイレの設備の使用方法を伝えます。
- ★オストメイト対応を含めた多目的トイレの設置を進めます。
- ★多目的トイレに手荷物置き場の設置を進めます。

職場における工夫事例

【内部障害のある方】

- ・オストメイト対応トイレの設置。(写真下)



中央合同庁舎3号館

【障害者用駐車場】



▼障害者用駐車場に障害のない利用者が駐車して利用できない。

肢体不自由のある方

☆共通的な配慮

- ★障害者用駐車場には障害者用の表示を大きく掲示し、目的外の利用がされないよう注意を促します。



【エレベーター・エスカレーター・階段】



▼**肢体不自由のある方**
 ▼エレベーターがないと2階の窓口にいけない。

▼**視覚障害のある方**
 ▼エレベーターが止まっても何階かわからない。
 ▼階段の縁が分かりづらい。

☆障害種別の配慮事項

- ★音声案内や点字表示等の配慮を行ったエレベーターの設置を進めます。
- ★階段の上端に点状ブロックを設置するとともに、階段の上がり口の手すりに行き先の点字表示を付けます。
- ★階段の縁に見やすい色づけをします。

【ロビー又は休憩スペース】

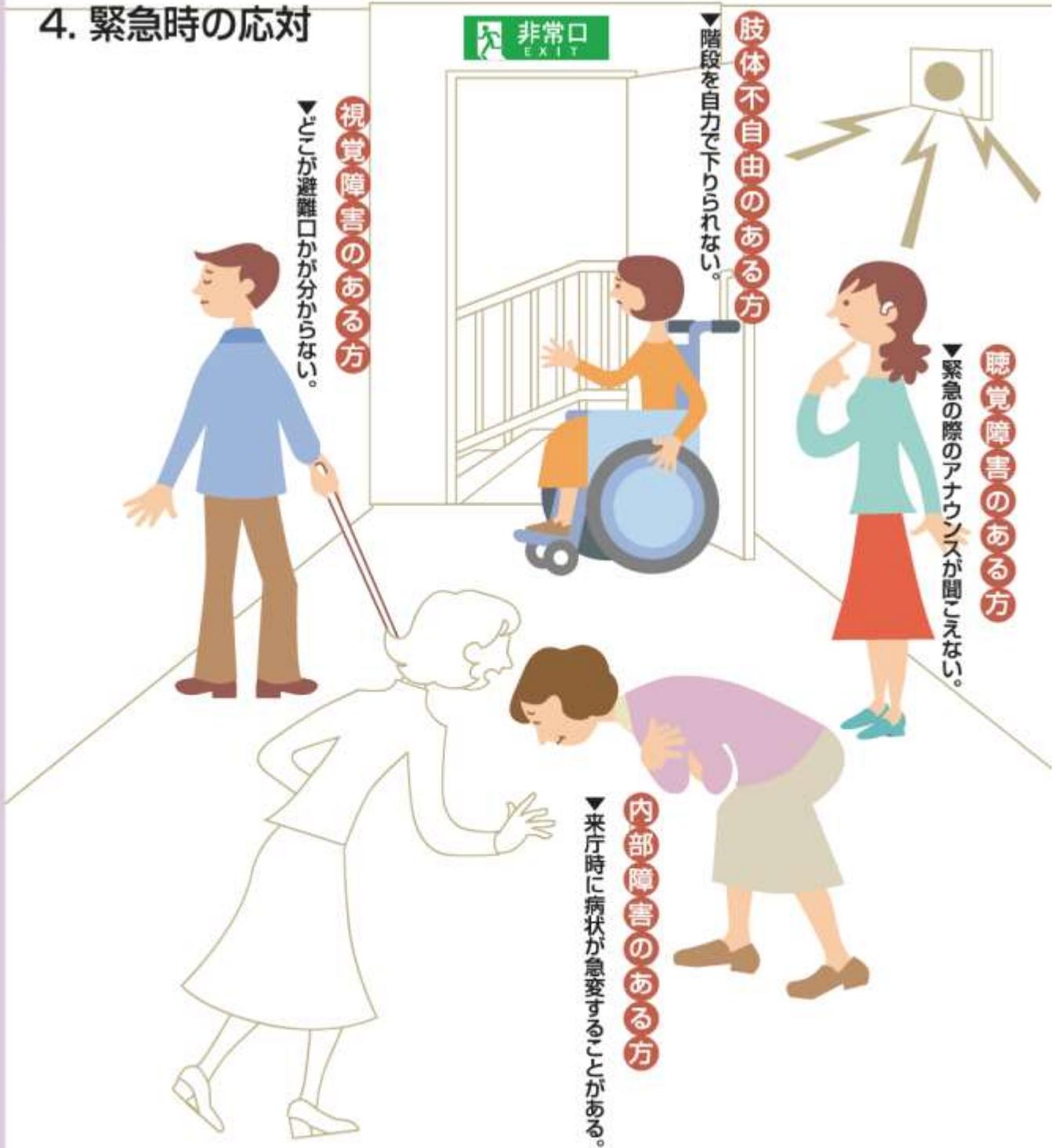


▼**精神障害のある方**
肢体不自由のある方
内部障害のある方
 ▼疲れているのに座る場所がない。
 ▼携帯電話の電磁波が不安。

☆共通的な配慮

- ★ゆったり座れる休憩スペースを確保します。
- ★病気の症状や服薬の関係で飲み水を必要とする方のための設備の設置を進めます。
- ★携帯電話禁止スペースを設けます。
- ★車いす使用者でも利用できる高さの電話機や自動販売機の設置を進めます。

4. 緊急時の対応



☆共通的な配慮

- ★緊急時には、障害の特性に合わせたコミュニケーション方法により、情報を的確に伝達し、迅速に避難誘導します。
- ★日常的な避難訓練において、障害のある方を交えたり、車いすやアイマスクを用いた疑似体験を実施し、安全な避難方法を確認するとともに、自力での移動が困難な方の補助体制を確保します。
- ★避難路の段差をなくすとともに、荷物等で通路をふさがないようにします。
- ★急病時に本人がかかりつけの医療機関への連絡を希望する場合は、協力します。

☆障害種別の配慮

- ★てんかんの発作が起きた場合は、体をゆすったり、口にはしなど押し込んだりしないようにします。

5. 身体障害者補助犬に関して

1) はじめに

平成14年に制定された「身体障害者補助犬法」により、平成14年10月から国・地方公共団体が管理する施設では、「身体障害者補助犬」の同伴の受け入れが義務づけられました。そのため、他の利用者に対しても、必要に応じてその趣旨を説明する必要があります。

2) 種類

「身体障害者補助犬(補助犬)」は、盲導犬・聴導犬・介助犬、3種類の犬の総称です。

①盲導犬

目の不自由な方の歩行補助するための犬で、行く手を阻むモノなどの存在を知らせ、安全に歩ける事の補助を行います。

②聴導犬

聴覚に重度の障害のある方の耳の代わりとなり、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせます。

③介助犬

落し物を拾って渡す、手の届かないモノを持ってくる、荷物を運ぶ、ドアの開閉、必要に応じて歩行介助、起立、移乗(車いすから車へなど)の補助などを行います。

3) 補助犬の表示

盲導犬は、白または黄色のハーネス(胴輪)をしています。

聴導犬と介助犬は、背中にそれぞれ、「聴導犬」、「介助犬」と記載された表示をつけています。

使用者本人には、認定証(盲導犬は使用者証)の携帯が、義務付けられています。

使用者本人は、公衆衛生上の安全性を証明する健康管理手帳を携帯しています。



4) 対応のポイント

- ①対応の仕方がわからない場合は、使用者本人に直接聞きます。
- ②犬のトイレも、犬によって異なりますので、使用者本人に直接聞きます。

5) 周りの方への説明のポイント

- ①補助犬は、適切な健康管理と予防対策が講じられた犬であり、使用者が行動管理をしているので、迷惑はかけないこと。
- ②補助犬は、外に出たらいつでも仕事なので、触ったり、声をかけたり、気を引いたりせず、見守ってほしいこと。
- ③犬が嫌いな方、またはアレルギーのある方には、その旨職員にお知らせいただきたいこと。

6) 受け入れステッカーの一例

身体障害者補助犬法の施行に伴い、施設内への受け入れ啓発ステッカーが、複数の機関から発行されています。



(1) コミュニケーション資料(基本的な点字・手話・指文字・上手な筆談法)

1) 点字:点字とは? 点字の法則

点字とは?

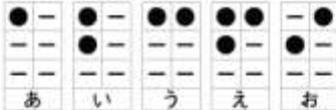
- 点字は、縦3点、横2列の六つの凸点の組み合わせによって構成されている文字です。
- 点字は、6つのそれぞれの点が、凸になっているかいないかの64通りの組合せで文字を表現します。
- 点字は、横書きで、左から右方向へ凸面を読んでいます。

読む方向



- 点字は、基本的には母音と子音の組合せで50音を構成しており、ローマ字の構成と似ています。

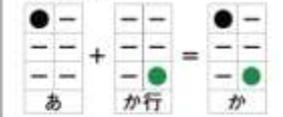
・基本になる●母音(あ行)



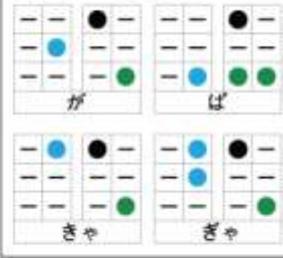
・基本になる●子音



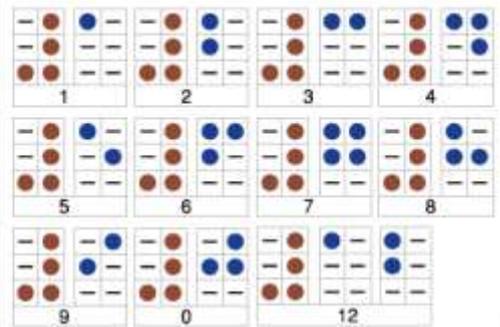
・かの表し方



・濁音は⑤の点、半濁音は⑥の点、拗音は④の点を書いて2マスで表します



・数字は、●数字を前置きした数字記号で表します。二桁以上の数字は最初にだけ数字を付けます。

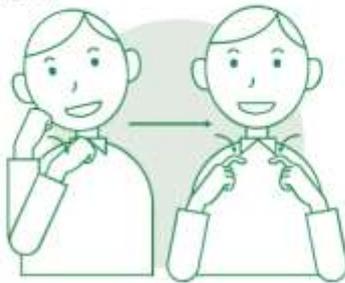


エレベーター、列車のドア、電気製品、飲料水の容器など、色々な所に点字が付けられています。上の表を参考に何が書かれているか見てみましょう。

2) 手話:基本的な手話

手話とは?

聴覚に障害がある人たちにとって、お互いどうしの、あるいは聞こえる人とのコミュニケーション手段で、手で表し目で見ることばです。



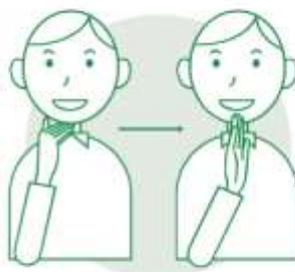
おはようございます



こんにちは



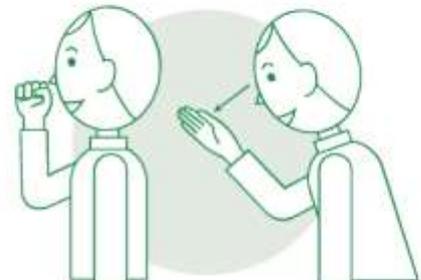
ありがとうございます



おまちください



わかりました



よろしく願います

3) 指文字は、指で表現する「あいうえお」

指文字とは？

指を使って五十音を表わすものです。人名や地名などの固有名詞、手話で表現できない言葉を表わすときに使います。

(聴覚障害者のなかには、指文字のわからない人もいますので、注意してください。)

〈指文字(一覧)〉※参考

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	を
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	ん

促音 (例:○○っ○)



手前に引く

濁音 (例:ぎ)



横に移動させる

半濁音 (例:ぼ)



上に移動させる

※指文字の図はすべて、相手から見た右手の絵です。

4) 筆談:筆談のコツ

筆談とは？

紙や手のひらなどに字を書いてコミュニケーションをとる方法です。

●要旨だけを、簡単にまとめて

一字一句でいねいに書くより、必要なことだけを簡単にまとめて書くようにした方が、スムーズにコミュニケーションできます。



〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分 かかります。



〈悪い書き方の例〉

只今、込み合っておりますので、お調べするのに、約10分程かかります。



〈筆記具を使った筆談〉

メモ用紙や簡易筆談器を使って行います。

●漢字を適切に使って、意味がわかるように

難しい言葉は避けるようにしますが、ひらがなばかりでもかえって意味がわかりにくくなります。表意文字である漢字を適切に使うと、読めなくても意味が通じやすくなります。



〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分 かかります。



〈悪い書き方の例〉

しらべるのに、やくじゅうぶんかかります。

●抽象的な言葉や二重否定は使わない

抽象的な言葉や二重否定を使うと、誤解を招くことがあります。遠まわしな言い方は避け、簡潔にまとめると言いたいことが伝わります。



〈良い書き方の例〉

資料をお渡すのに、約30分かかります。

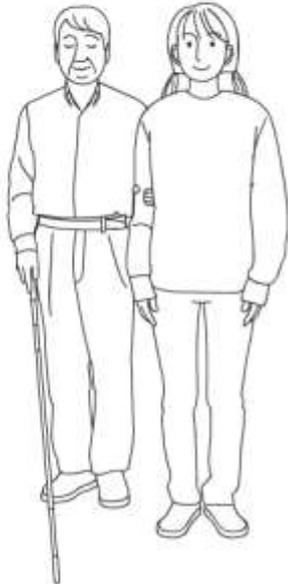


〈悪い書き方の例〉

資料をお渡しできないわけではないのですが、用意するのに時間がかかります。

(2) 基本的な介助方法

1) 視覚障害のある方



〈正面から見た基本姿勢〉

相手の横半歩前に立ち、常に二人分の幅を確保しながら誘導します。



〈白杖を持っている方と階段を上る方法〉

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上り始めます。上るスピードについて口頭で確認し、階段の終わりについても伝えます。



〈背もたれの確認〉

目の不自由な方は、背もたれにさわることによって位置や向き、いすのタイプなどを判断することができます。



〈ヒジや肩、手首をつかんでもらう場合〉

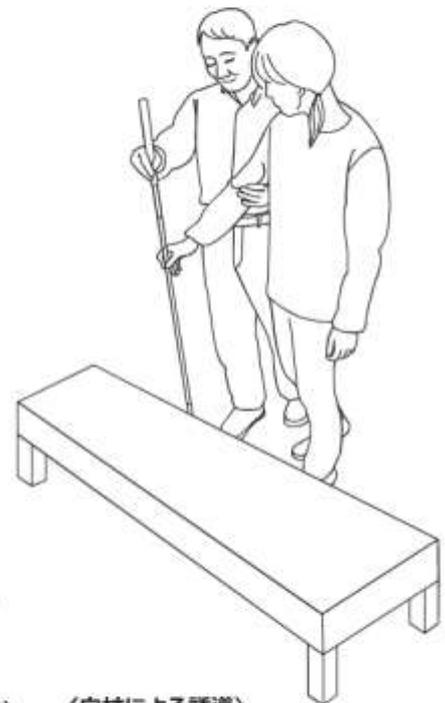
相手のヒジの角度が90度くらいになることで、互いの位置を適度な間隔に保つことができます。持たれているヒジは、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり振らないようにします。

相手の背が高い場合には、ご本人に確認した上で、肩をつかんでもらっても良いでしょう。また、逆に、相手が子どもであったり、極端に背が低い場合には、手首のあたりをつかんでもらっても良いでしょう。



〈白杖を持っている方と階段を下りる方法〉

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。後は、上るときと同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。

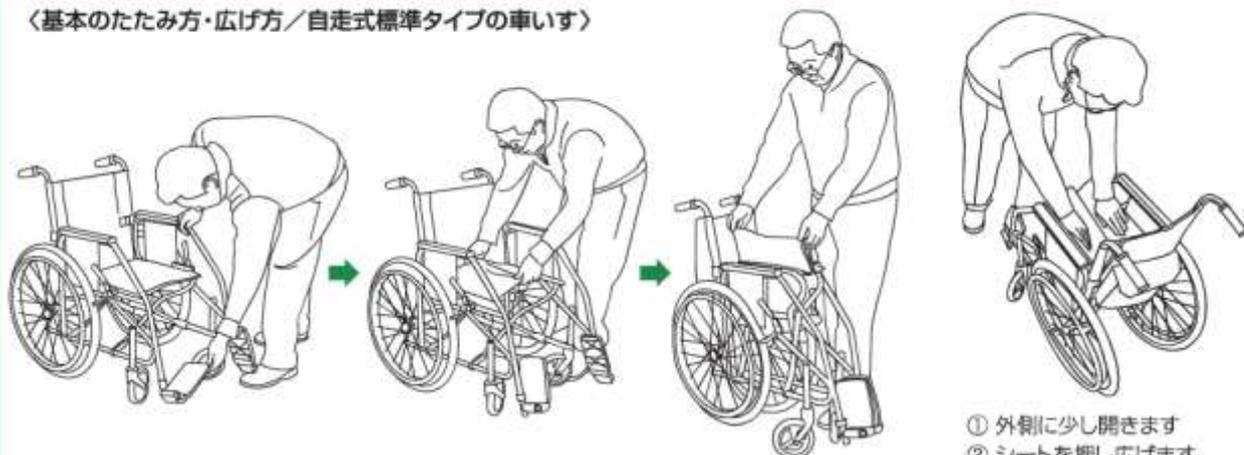


〈白杖による誘導〉

白杖を持っている方には、白杖を垂直に立てた状態でいすにふれるように手を添え、座る場所に導くという方法もあります。その際は、事前に了解を得た上で、白杖のグリップの少し下を持って指し示すようにします。

2) 車いす使用の方

〈基本のたたみ方・広げ方／自走式標準タイプの車いす〉

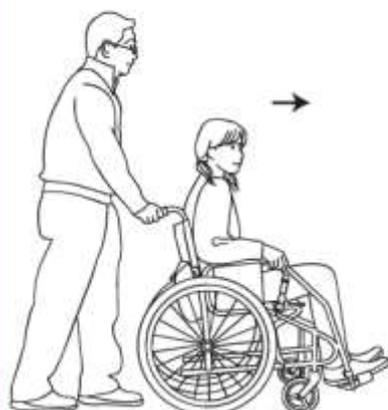


①フットレストを上げます

②シート中央部を持ち上げます

③完全に折りたたみます

- ① 外側に少し開きます
- ② シートを押し広げます
- ③ 両手を「八」の字に広げ、シートの両端をしっかり押し広げます



〈自走式標準タイプの車いすの押し方〉

ハンドグリップを握り、重心を安定させ、からだ全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「では押します」などと声をかけてください。



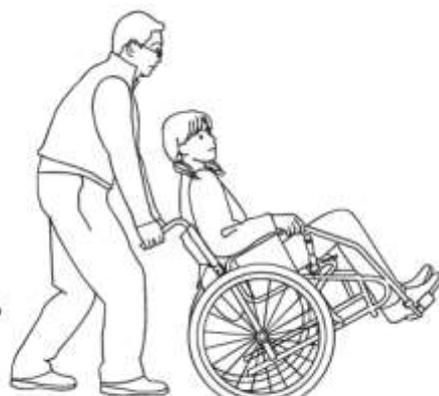
〈ブレーキ(ストッパー)のかけ方〉

車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキ(ストッパー)をかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキ(ストッパー)をかけます。



〈キャストアー上げ〉

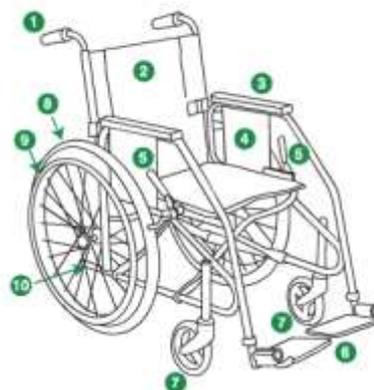
ティッピングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。素早く安定させることが安心につながります。



〈キャストアー上げでの移動〉

ハンドグリップをしっかり握り、ふらつかなないようにバランスを取りながら、前に進みます。

〈自走式標準タイプの車いすの各部の名前〉



- ① ハンドル(介助者用にぎり)
- ② バックレスト(背もたれ)
- ③ アームレスト(ひじ当て)
- ④ スカートガード(がわ当て)
=衣服が外に出ないようにします。
- ⑤ ブレーキ(ストッパー)
=両側についています。
- ⑥ フットレスト
- ⑦ キャスター
- ⑧ 後輪(大車輪)
- ⑨ ハンドリム:車輪を回すハンドル
- ⑩ ティッピングバー
=介助者がキャストアー上げをするときに足で踏み込みます。

(3) 疑似体験(チェックリスト)

障害疑似体験により利用者の視点でチェックしましょう。

障害のある方にも講師等として参加してもらいましょう

体験で確認

1. 入口から案内まで

- 建物外部から入口を通して一人で建物内に入れるか
- 建物内に入ってから案内まで一人で行けるか

2. 案内

- 自分の順番が来たのが分かるか
- 説明は分かりやすいか

3. 誘導

- 目的の場所(窓口、トイレ等)まで一人で行けるか
- 途中に通りにくい所や危険な箇所はないか
- 誘導介助が適切にされているか

4. 相談・説明・手続き

- やりとりが適切に行えるか
- 署名記入が適切に行えるか

5. 緊急時の対応

- 緊急時の情報が的確に把握できたか
- 避難ルートを通して建物外に出られるか

視覚障害の不便さを体験する
アイマスクで白杖持った状態肢体不自由の不便さを体験する
車いすを使用した状態

中央合同庁舎4号館での疑似体験(平成16年)

聴覚障害の不便さを体験する
両耳ヘッドホンで音を流した状態

肢体不自由の不便さを体験する
利き手側の手をバンドで身体に固定して
反対側の手に軍手を2枚付けた状態

用意を確認

- 案内
 - 車いすの用意はあるか
 - 車いす使用者が利用できるカウンターがあるか
 - 順番を待つ間に座れる場所があるか(いすの用意を含む)
 - 筆談の準備がされているか
- 誘導
 - 建物内の分かりやすい地図情報が見やすい場所に設置されているか
 - 窓口に分かりやすい案内表示がされているか
 - 館内情報を提供する触知図はあるか
 - トイレや階段などに分かりやすいサイン表示がされているか
- 相談・説明・手続き
 - 車いす使用者が利用できるカウンターがあるか
 - 筆談の準備がされているか
- 施設関係
 - 車いす使用者に利用可能な公衆電話が設置されているか
 - 障害者用駐車スペースが適切に設置されているか
 - エレベーターに音声案内があるか
 - トイレの男女別が分かるような点字又は音声案内があるか
 - 多目的トイレに手荷物を置く台はあるか
 - オストメイト対応のある多目的トイレが建物内にあるか
- その他
 - ホームページは音声読み上げソフト対応になっているか
 - 手話のできる職員がいるか

○障害疑似体験で課題を発見したら、改善策について職場で検討しましょう。その際には、障害のある方のご意見も聞きましょう。

○マニュアル改定の参考にするので、具体的な改善事例を内閣府までお寄せください。

(4) 一歩踏み出すための情報源(ホームページ等)

- さまざまな障害者情報に関すること
障害者情報ネットワーク(ノーマネット) <http://www.normanet.ne.jp/>
- ボランティアに関すること
(福)全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo.or.jp/>
全国ボランティア活動振興センター <http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>
都道府県・指定都市のボランティアセンター <http://www.fsinet.or.jp/~shakyo/links.html>
(社会福祉協議会のリンク集)
- 点字に関すること
(福)日本点字図書館 <http://www.nittento.or.jp/>
- 手話に関すること
(福)聴力障害者情報文化センター <http://www.normanet.ne.jp/~iccd/index.htm>
- 交通関係のバリアフリーに関すること
(財)交通エコロジー・モビリティ財団 <http://www.ecomo.or.jp/>
- より多くの人を使いやすい共用品・共用サービスに関すること
(財)共用品推進機構 <http://www.kyoyohin.org/>
- 障害者福祉に関すること(手話通訳、ガイドヘルパーなど)
都道府県、指定都市、市区町村の障害福祉担当課

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則

障害のある方は、文字や話し言葉でのコミュニケーションが困難なことがあります。絵や記号などを使って意思を伝えることができる場合があります。

絵記号のJISの制定

言葉(文字と話し言葉と)による人とのコミュニケーションが困難な障害のある方等にとって、自分の意志や要求を相手に伝え得ることは生活の自立と社会参加にとって不可欠です。

絵記号によるコミュニケーションは、日常生活におけるバリアを取り除くひとつの手段です。

絵記号のJISは平成17年4月に制定され、規格の中の絵記号集は財団法人共用品推進機構のホームページからダウンロードできます。

絵記号の使用例



「おなかが痛い、トイレは何処ですか？」

「私はあなたに会えてうれしいです。」

※コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則はJIS化され、基本的な約300種類の絵記号が例として上げられています。

**公共サービス窓口における配慮マニュアル
障害のある方に対する心の身だしなみ**

平成17年発行

発行：障害者施策推進本部

事務局：内閣府（障害者施策担当）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

協力：財団法人共用品推進機構

知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント

平成18年に施行されたバリアフリー新法では、身体障害者のみならず、知的障害者、発達障害者、精神障害者を含む、すべての障害者が対象となることが明確化されましたが、これまでの公共交通機関、建築物、道路、公園などの施設の整備基準等は、車いす対応としての段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックなど、身体障害者に対応するものが中心でした。

しかし、このような身体障害者への対応を中心に規定された整備基準等の中にも、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効なものが含まれていると考えられます。

この「施設整備のポイント集」では、まず、これらの既存の整備基準等について、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効なものを抽出し、安全性、利便性、快適性の向上の面でどのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。また、併せて、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効と考えられる具体例（グッドプラクティス）を紹介しています。

この「施設整備のポイント集」を施設整備の際に参考として活用いただき、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても安全で使いやすい施設が整備されることを期待しています。

■■構成について■■

…大きく「1. 空間全般」、「2. 個別空間」、「3. サイン・表示」の3つに分類して整理しています。

…一つひとつの項目は、次のような構成になっています。

既存の基準等による考え方

- ・既存の整備基準等について、その考え方を整理しています。

基本的な考え方（知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ）

- ・既存の整備基準等について、知的障害、発達障害、精神障害のある人の特徴に対応して、どのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。

事例解説（グッドプラクティスの紹介）

- ・「基本的な考え方」を具現化している整備事例を収集し、事例のどこが知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効なのかについて解説しています。

<目次>

1. 空間全般

1-1 見通し等の確保	3
(1) 見通しの確保	
(2) 明るさの確保	
1-2 空間の分離	5
(1) 歩車道の分離	
(2) プラットホーム	
(3) 安全柵	
(4) 自転車の通行	
(5) 区画された空間	
1-3 空間のわかりやすさ	10
(1) わかりやすい空間と動線	
(2) 誘導用ブロックによる誘導	
(3) 歩道のない道路での通行	
(4) 工事中の配慮	
1-4 障害物の排除	14
(1) 路上障害物の排除	

2. 個別空間

2-1 エレベーター	15
(1) エレベーターのガラス窓	
(2) エレベーターの操作ボタン	
2-2 エスカレーター	19
(1) エスカレーターの乗り口	
2-3 ベンチなどの休憩設備	21
(1) ベンチの設置	
(2) 水飲み場	
(3) 救護室等	
2-4 トイレ	24
(1) トイレの案内表示	
(2) トイレのボタン	
2-5 その他	27
(1) 券売機	
(2) 連絡装置	

3. サイン・表示

3-1 サインの設置場所	30
(1) 効果的な設置・配置等	
(2) 認識しやすい位置や高さ	
3-2 サイン自体のデザイン	34
(1) 多様な表現の活用・併用	
(2) 表現の統一	
(3) 表示内容の工夫	
(4) その他	

1. 空間全般

1-1 見通し等の確保

(1) 見通しの確保

■既存の基準等による考え方

・歩行者と車の動線の交差部分の安全上の配慮について規定されている。

◇建築（敷地内通路）

- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することを原則とする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しをよくする等、危険を回避することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、周囲への確認を十分せず急に飛び出したりすることもあるため、歩行者と車の動線が交差する場合には、危険を回避するために見通しをよくすることが有効である。

(2) 明るさの確保

■既存の基準等による考え方

・高齢者や弱視者への配慮として、屋内における十分な明るさの確保と、屋外における利用者の安全な通行に関する照明の確保について規定されている。

◇旅客施設（通路の明るさ）

- ・コンコースや通路は、高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。

◇公園（通路）

- ・利用者の安全な通行のため、夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。（例えば出入口への誘導のため、20-50m間隔で照明灯を設置するなど）

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、暗いと不安になる人がいるため、十分な明るさを確保することは有効である。

・照明を進行方向に合わせて設置することで、直感的に進行方向をわかりやすくすることは、広い空間で進行方法を認知することが難しい知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<空港内の通路（中部国際空港）>

- ・進行方向に連続した照明を設置することで、直感的に進行方向を認識することができる。



1-2 空間の分離

(1) 歩車道の分離

■既存の基準等による考え方

・歩道の設置と、歩行者の安全を確保するための車道との分離について規定されている。

◇道路（歩道等の設置、歩道等と車道等の分離）

- ・特定道路等を整備する場合には、原則歩道を設けるものとする。
- ・歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、興味があるものに反応して急に飛び出してしまう人や、車が近くを走行することに敏感な人もいるため、歩道と車道が植樹帯やさく等で分離されていることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<植樹によって歩車道が分離されている例>

- ・植樹によって歩車道が分離されており、急に飛び出したりする危険を防止でき、また不安を解消することができる。



(2) プラットホーム

■既存の基準等による考え方

・特に、視覚障害者への対応として、転落防止のためのホームドアや可動式ホームさくについて規定されている。

◇旅客施設（鉄軌道駅のプラットホーム）

・プラットホームにおいては、転落防止のための措置を重点的に行う必要がある。特に視覚障害者の転落防止の観点から、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等の措置を講ずる。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、音などに過敏で大きな音に驚いてパニックになって急に走り出してしまったり、絶えず動きまわったり急に飛び出してしまふことがあるため、プラットホームにおける転落防止のホームドア、可動式ホームさくの設置は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<可動式ホームさくの設置の例（首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス）>

・ホームドアや可動式ホームさくの設置によって、転落の危険を防止できる。



1. 空間全般

(3) 安全柵

■既存の基準等による考え方

- ・ 転落のおそれがある場所においては、危険防止のための措置をとることが必要であると規定されている。

◇公園（転落防止の基準）

- ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロック、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、注意障害のために危険箇所に気付かなかったり、絶えず動きまわったり急に飛び出してしまうことがあるため、転落のおそれがある場所において、危険防止のためのさく等の設置は有効である。

(4) 自転車の通行

■既存の基準等による考え方

- ・ 自転車の通行する部分を明確に区分することについて規定されている。

◇道路（自転車歩行者道における通行区分）

- ・ 自転車歩行者道とする場合は、自転車の車道側通行のルールを周知・徹底するとともに、自転車の通行する部分と歩行者の通行する部分を標示や標識、舗装の色彩、材質等により明確に区分することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、歩道を通行する自転車の強引な追い抜きに驚いてパニックになったり、すれ違い時に恐怖を感じたり、うまくよけられずに接触する危険があるため、自転車が通行する部分を明確に区分することは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜自転車通行帯の区分（虎ノ門交差点周辺）＞

- ・自転車の通行区分を示すことによって、自転車とのすれ違いなどが苦手な障害者にとって、より安全に歩くことができる。また、このケースでは、歩行者が歩くところを色やサインで表示することによって、歩行者が通行する部分を認識しやすい。



（5）区画された空間

■既存の基準等による考え方

- ・乳幼児同伴の利用者への配慮として、区画された観覧席について規定されている。

◇建築（劇場等の客席・観覧席）

- ・乳幼児同伴の利用者等に対応して、安心して利用できる区画された観覧席を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、音に敏感で静かな環境を望む方や、騒がしい環境では情報を聞き取ることが難しい方もいるため、観覧席だけでなく、病院の待合いや、商業施設、ホーム上などにおいても音に配慮した区画された環境を整備することは有効である。
- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、知覚過敏であって、音だけでなく、たばこの煙に敏感な方もいるため、喫煙スペースが区画されていることは有効である。

1. 空間全般

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<病院待合いロビーに設置されたキッズスペース（山王病院）>

- ・ドアで仕切られた音が漏れにくい構造でキッズスペースが区画されていることから、待合いスペースにおいて（子供が作り出す）騒音が軽減される。



<路上にある喫煙スペース（横浜駅西口駅前広場「ハマ・マナステーション」）>

- ・建築物においては分煙化が進んでいるが、路上において専用のブースを設置して分煙しており、臭覚過敏の人にとっても発作やパニック等のリスクが軽減される。



1. 空間全般

1-3 空間のわかりやすさ

(1) わかりやすい空間と動線

■既存の基準等による考え方

・主に視覚障害者対応として、簡潔で明快な動線、わかりやすい空間構成の確保について規定されている。

◇旅客施設（通路）

・高齢者、障害者等すべての人が旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努める必要がある。動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。

◇建築（屋内の通路）

・主要な動線の通路は、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、突出物のない壁など、誰にでも歩きやすい設計が望ましい。
・回廊型や、複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を部屋や壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため注意を要する。単純でわかりやすい動線がよい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、複雑な空間を理解できなかつたり、表示された情報を理解することが困難な方がいるため、連続した明快で簡潔な動線やわかりやすい空間構成は有効である。

(2) 誘導用ブロックによる誘導

■既存の基準等による考え方

・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の誘導に必要なものとして敷設することとされており、平面計画等を考慮し、歩きやすい動線として敷設することが規定されている。

◇旅客施設（視覚障害者誘導案内用設備）

・視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。
・敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。

◇道路（視覚障害者誘導用ブロック）

・歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

1. 空間全般

◇建築（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法を踏襲する。
- ・視覚障害者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるように配慮する必要がある。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減されることもあるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は視覚障害者の誘導だけでなく、知的障害、発達障害、精神障害のある人の誘導にとっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、歩行時に抛り所や注意喚起として有効な整備が求められる。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<誘導ブロックの敷設例>

- ・広い空間の中で、視覚障害者誘導用ブロックをたどることで、駅の入口に確実にたどり着ける。（写真左）
- ・狭い歩道において、視覚障害者誘導用ブロックをたどることで、車道に飛び出したりする危険性を回避することができる。（写真右）



(3) 歩道のない道路での通行

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、空間の認識をすることが苦手な人もいるため、歩道のない道路を色により明確にすることで、通行する部分や交差点に近づいていることをわかりやすくすることは有効である。

■事例解説(グッドプラクティスの紹介)

<歩道のない道路での色分けの例>

- ・白線の内側を水色に色分けすることで、歩行者が通行すべき部分が明示されている。また、車が水色部分を通行することを抑制するためにも効果がある。
- ・交差点の手前を赤で色分けすることで、注意喚起を促す。



(4) 工事中の配慮

■既存の基準等による考え方

・工事等の実施により、通常の経路が利用できない場合には、事前の情報提供と、工事
中の迂回路の確保等について規定されている。

◇旅客施設（経路）

○工事等の実施により、バリアフリー化経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。

- ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。
- ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。

◇道路（工事における事前調整）

- ・歩道において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行通行止めを行うときは、事前に安全かつ円滑な通行ができる仮設歩道を設置、迂回路または迂回方法を含め変更される歩行条件について、当該道路の利用者に情報提供を行うことが大切である。また、これらの実施にあたっては、事前に関係者と調整を行う必要がある。

◇公園（通路）

- ・工事などにより移動円滑化園路が一時的に分断される場合にも連続性が保てるよう迂回路を設けて標識で誘導する。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、急な予定の変更が苦手であったり、
普段と異なる状況が理解できず、パニックになったりする人がいるため、あらかじめ
工事の情報を案内掲示したり、工事中の迂回路をわかりやすく示すことは有効である。

1. 空間全般

1-4 障害物の排除

(1) 路上障害物の排除

■既存の基準等による考え方

・十分な幅員確保のための路上障害物の排除について規定されている。

◇道路（路上障害物の排除）

- ・歩道幅員の拡幅などの整備を実施しても、その後の放置自転車や不法占有物件などにより車いす使用者や視覚障害者の通行が阻害されるような状況にあっては、整備の効果が発現されない。（中略）放置自転車や不法占有物件を排除するためには、利用者のマナー向上とともに、高齢者、障害者が感じているバリアについての利用者の理解と適切な管理が必要である。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、狭い場所でのすれ違いが怖かったり、自転車の強引な追い抜きや接触が怖い人があることから、十分な幅員の確保のための路上障害物の排除は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<放置自転車の排除の例（鹿児島市 国道225号）>

- ・歩道及び植栽帯の改良を行い、不法駐輪をできない構造とし、併せて周辺地域内に駐輪場を整備することにより、放置自転車の排除に成功した事例である。
- ・これにより、十分な歩行空間の確保ができ、安全、安心して歩行できる環境が確保された。



事前



事後

2. 個別空間

2-1 エレベーター

(1) エレベーターのガラス窓

■既存の基準等による考え方

・犯罪や事故発生時の安全確保や聴覚障害者の緊急時対応のため、内部と外部の両方からの視認性を確保するよう、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置について規定されている。

◇旅客施設（エレベーター）

- ・犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。
- ・かご外部から、かご内の車いす使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度が望ましい。
- ・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい(図略)。

◇道路（エレベーター）

- ・エレベーターは密室空間であり、特に管理者が近辺に配置されていない道路に設置する場合においては、犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者等の緊急時の対応のために、乗降口等かごの外側からかご内の様子が容易に確認できるように、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等を用いた構造とする。また、かご内にカメラを設置し防犯に配慮することが望ましい。

◇建築物（エレベーターの出入口戸）

- ・エレベーターの出入口戸に、床上50cm程度まであるガラス（防火区画との関係に注意が必要）窓を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、閉鎖的な空間が苦手だったり、外の様子が見えることで降り場等を認知しやすくなることもあり、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置は有効である。

2. 個別空間

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<ホーム階と改札階を結ぶエレベーター（福岡市地下鉄七隈線）>

- ・ ガラス窓があることによって、閉鎖空間の苦手な精神障害者にとって有効である。
- ・ 外が見えることによって、表示がわからなくても、降りる場所（改札階なのか、ホーム階なのか等）かどうか認知しやすい。
- ・ 出口を表記している「↑」サインが直感的で多くの人にわかりやすい。（特に知的障害者にとって有効）（→「3. サイン・表示」を参照）



<改札階と地上を結ぶエレベーター（首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス）>



(2) エレベーターの操作ボタン

■既存の基準等による考え方

- ・エレベーター操作盤（ボタン）について、弱視者へ配慮した操作しやすさや見やすさについて規定されている。
- ・また、視覚障害者への対応として、音声による案内を付加することについて規定されている。

◇旅客施設（エレベーターの操作盤・表示）

- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
- ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。
- ・ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- ・かご内に、かごの到着する階及び扉の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。
- ・スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

◇道路（立体横断施設、エレベーターの操作盤・表示）

- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは用いない。
- ・操作盤のボタンの文字は、周囲との輝度比が大きいこと等により、弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。
- ・かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける
- ・かごの出入口が複数あるエレベーターの場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

◇建築物（エレベーターの設備・備品）

- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
- ・ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人などがあるため、操作しやすくわかりやすいボタンや音声による案内は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜エレベーターの操作ボタン（六本木一丁目駅付近の民間ビル）＞

- ・認知に偏りのある人、文字の読みにくい人など誰にとってもわかりやすい事例である。具体的には、
 - ✓ ボタンの色が黄色と緑でわかりやすい。
 - ✓ ボタンに書いてあるのがひらがなで読みやすい。
 - ✓ 開閉ボタンの幅が違うので、視覚的に開くのか、閉まるのかが分かる。
 - ✓ 無駄な表記がなく、混乱が少ない。
- ・ボタンとボタンの間隔が広く、押し間違えにくい。



2-2 エスカレーター

(1) エスカレーターの乗り口

■既存の基準等による考え方

・視覚障害者の乗降口への誘導や誤進入防止のため、音声案内による誘導やエスカレーターの乗り口におけるわかりやすい進行方向の表示について規定されている。

◇旅客施設

- ・上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。
- ・上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。
- ・しるしをつけることなどにより、ベルトの進行方向を表示することが望ましい。
- ・進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。

◇道路

- ・エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を路面標示で示すものとする。さらに進入可能なエスカレーター乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置することが望ましい。

◇建築物

- ・複合的商業施設、百貨店等大規模建築物等ではエスカレーターの出入り口付近に乗降を誘導する音声案内を設けることが望ましい。
- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために、利用者への注意を喚起することが望ましい。

<留意点：エスカレーターの事故防止>

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分注意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内の歩行には十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、誤って逆方向へ進入してしまったり、それによってパニックになってしまうことがあるため、誤進入しないような工夫や音声による案内を行うことは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜エスカレーター乗り口（西武新宿線航空公園駅構内）＞

- ・抽象的なマークや小さなマークだとわかりにくい、進入と禁止の表示が、区別が大きくて明確である。また、床面だけでなく、目の高さに近いところにも表示がされている。
- ・黄色の視覚障害者誘導用ブロック部分が広く、エスカレーターの乗降口であることを注意喚起する上で有効である。
- ・マークから乗り口の距離が短いと危険だが、乗り口のかなり手前から余裕をもって行動することができるため、安全性が高い。



＜エスカレーター乗り口（東京駅）＞

- ・ベルトの地色としのしの色のコントラストが強く、しるしの動きが認識しやすい。エスカレーターの進行方向がわかり、誤進入の防止等に有効である。



2. 個別空間

2-3 ベンチなどの休憩設備

(1) ベンチの設置

■既存の基準等による考え方

- ・旅客施設の休憩のための設備として、知的障害、発達障害、精神障害のある人等に配慮したベンチ等の設置について規定されている。
- ・道路や公園においては、高齢者、障害者等の利用に配慮した上屋等のある休憩施設やベンチ等の設置について規定されている。
- ・建築物においては、屋内の通路において、歩行の負担に配慮した休憩スペースの設置について規定されている。

◇旅客施設

- ・知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないように配慮しつつ主要な経路上に休憩のためのベンチ等を設ける。
- ・ベンチの形状は巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とすることが望ましい。

◇道路（坂道における配慮）

- ・縦断勾配が長く続く場合は、車いす使用者等が安心して滞留できるスペースとして、踊場等の休憩スペースを設けるなどの配慮が必要であり、車いす使用者や高齢者などに必要な休憩の頻度を考慮した間隔で設置することが望ましい。

◇公園（休憩施設）

- ・高齢者や障害者等は目的地に行くまでに休憩を頻繁に取る必要があるため、主要な公園施設の近くや園路沿いに日除けや雨除けとなる休憩施設を適切な間隔で設ける必要がある。
- ・休憩所には、雨除け、日除けのための屋根、障害者、高齢者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の利用を配慮し、様々な景観等が楽しめる場所にベンチ、野外卓等を50～100m程度以下の間隔で設置することば望ましい。
- ・ベンチや野外卓は利用者が選択できるように、複数の種類のもをを設置する。
- ・ベンチの配置は平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から60cm以上離して設置する。
- ・ベンチには背もたれや手すり等が設けられていることが望ましい。

◇建築物（屋内の通路）

- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとっては休憩でき、歩行の負担を軽減できる。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・長時間歩くことが困難な高齢者等と同様、知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には疲れやすい人がいるため、休憩のためのベンチ等を設置することが有効である。
- ・ベンチは通行の妨げにならないように配慮しつつ、経路から確認しやすい場所に設置することが有効である。また、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、固定式とすることが有効である。

2. 個別空間

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<店舗内部に設置された椅子（イオンモール熊本クレア）>

- ・通路上に設置されており、誰もが気軽に休むことが可能である。



<歩道上に設置されたベンチの例>



(2) 水飲み場

■既存の基準等による考え方

- ・水飲み場については、飲み口高さの他、車いす使用者の利用に配慮し、接近のためのスペース確保と下部スペースの確保等について規定されている。
- ・設置場所については、経路に近く、移動を妨げない場所と規定されている。

◇旅客施設（水飲み台）

- ・水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。
- ・車いす使用者が使いやすいよう、高さや蹴込みの高さ、奥行きに配慮する。

◇公園（水飲場）

- ・水飲場及び手洗場は、主要な公園施設、移動円滑化園路から近い位置に配置する。
- ・車いす利用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の広さの水平面を設ける。周辺の庭園は段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくく、水たまりやぬかるみにならない舗装とする。
- ・車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保する。

◇建築物（水飲み器）

- ・車いす使用者の利用に配慮して、下部に膝下が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・水飲み器等の周辺には、車いす利用者が接近できる水平部分を確保することが望ましい。
- ・杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、外出先で緊張により喉が渇きやすかったり、薬を飲む方がいるため、移動経路の近くに水飲み場を設置し、それをわかりやすく伝えることは有効である。

(3) 救護室等

■既存の基準等による考え方

- ・急病人やけが人等が休むための救護室の設置について規定されている。

◇旅客施設（救護室）

- ・急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。

◇公園（管理事務所）

- ・急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、外出先でパニックになったり、急な発作や幻聴等を起こすことがあるため、救護室等の静かな場所を確保し適切な対応することは有効である。

2-4 トイレ

(1) トイレの案内表示

■既存の基準等による考え方

- ・ 出入り口付近に男女の別をわかりやすく表示することと規定されている。
- ・ 特に制約がない場合や、同一建物内においては、男女トイレの配置を統一することが望ましいと規定されている。

◇旅客施設（トイレ）

- ・ トイレは利用しやすい場所に配置し、全ての利用者がアクセスしやすい構造とする。
- ・ 出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。

◇道路（自動車駐車場における便所）

- ・ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板や、案内板の正面に誘導する視覚障害者用ブロックなどの設備を設けるものとする。

◇公園（便所）

- ・ 便所内の施設配置や構造、設備機器の仕様はできるだけ統一して、視覚障害者等が利用しやすくすることが望ましい。便所の男女別の区分については、特に制約がない状況であれば、便所に向かって左側を女子用、右側を男子用に統一することが望ましい。
- ・ 出入口に男女別表示をわかりやすく表示する。

◇建築物（便所・洗面所）

- ・ 便所の場所、男女の別、機能を大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による誘導を行う。
- ・ 設備は操作しやすいものとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ・ 同一建築物内においては、便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別の配置を統一することが有効である。

2. 個別空間

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<トイレ入り口（東京駅構内）>

- ・抽象的なマークや文字による表示がわかりにくい障害者であっても、男女のマークが明確、かつ色が広い部分で示されており、わかりやすい。
- ・入り口から直接男女別にわかれており、混乱しにくい。



(2) トイレのボタン

■既存の基準等による考え方

- ・JIS S0026 規格によることが推奨されている。

◇旅客施設（トイレ）

- ・視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026 規格にあわせたものとする。

◇道路（自動車駐車場における便所・器具等の形状・色・配置）

- ・視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、ペーパーホルダー、水洗スイッチ、通報装置の形状、色、配置についてはJIS S0026 規格にあわせたものとする。

◇公園（便所）

- ・視覚障害者や上肢体が不自由な人等の仕様に配慮し、紙巻き器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については、JIS S0026 の規格にあわせたものとする。

◇建築物（便所・洗面所）

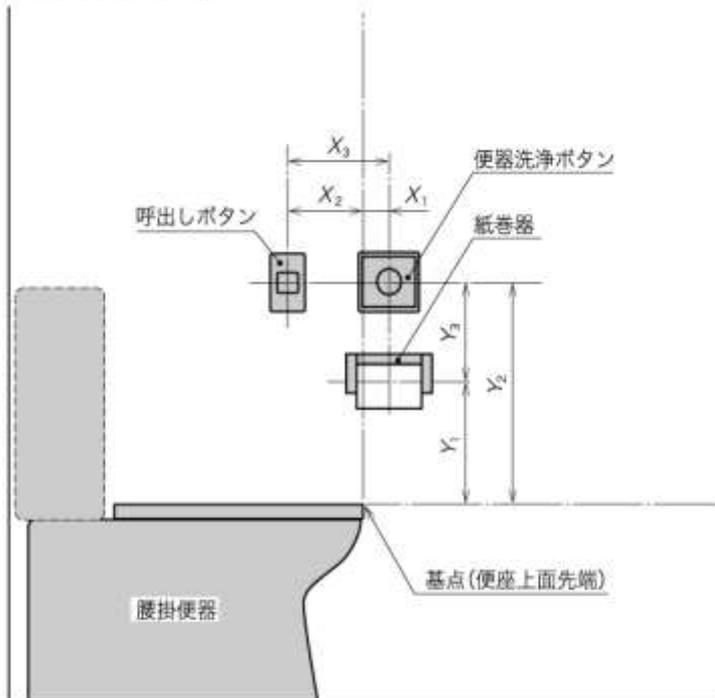
- ・便器の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合には、JIS S0026 に基づく配置とすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、JIS S0026 の規格によることが有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

・JIS S0026 の規格



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X1：便器前方へ 約0～100	Y1：便器上方へ 約150～400	—
便器洗浄ボタン		Y2：便器上方へ 約400～550	Y3：約100～200 （紙巻器との垂直距離）
呼出しボタン	X2：便器後方へ 約100～200		X3：約200～300 （便器洗浄ボタンとの水平距離）

2-5 その他

(1) 券売機

■既存の基準等による考え方

・券売機は、車いすユーザー対応としての接近のためのスペース確保と下部スペースの確保等だけでなく、タッチパネルが使えない視覚障害者対応、肢体不自由者対応としてのコイン投入などについて規定されている。

◇旅客施設（券売機）

- ・車いすユーザー等であっても利用しやすい高さに券売機を設置し、車いすユーザーが容易に券売機に接近できるように、蹴込みを設けるなどの配慮が必要である。
- ・操作性についても、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため、テンキーを設けるなどの配慮が必要である。
- ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲とコントラストのある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。
- ・緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼び出しボタンを設けることが望ましい。

◇道路（自動車駐車場における発券機・精算機）

- ・発券機・精算機は、車いすユーザーの手の届く範囲が低いため、操作位置（高さ）に配慮が必要である。さらに、車いすユーザーが容易に接近できるよう、発券機・精算機の蹴込みを確保する等の配慮が望ましい。
- ・発券機・精算機は、高齢者・障害者等が円滑に利用できるように、操作方法（硬貨の投入方法）に配慮することが望ましい。

◇建築物（自動販売機）

- ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40-110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、器用でないために小銭を投入する場合に落としてしまうことがあるため、硬貨の投入しやすい形状にすることは有効である。

・複雑な機械の操作が難しい方もいるため、投入口を識別しやすくしたり、わかりやすい表示をすることは有効である。

2. 個別空間

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<券売機（メトロ）>

- ・硬貨が投入しやすい形状となっている。
- ・投入口が識別しやすいよう黄色で強調されている。



(2) 連絡装置

■既存の基準等による考え方

- ・ 駅係員と連絡するためのインターホンの設置について規定されている。

◇旅客施設（連絡装置）

- ・ 駅係員と連絡ができるよう、プラットホーム上のわかりやすい位置（案内サイン設置位置等）にインターホンを設置することが望ましい。その場合、その位置の上部などにおいてわかりやすい案内表示を設ける。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、体調がすぐれないことがあり人的対応を求めることがあるため、駅係員と直接連絡が可能なインターホンの設置は有効である。

2. 個別空間

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<ホーム上に設置されたインターホン（乃木坂駅）>

- ・ホーム上に駅係員を呼び出すためのインターホンが設置されている。
- ・遠方からでもわかるように上部に案内を表示している。



3. サイン・表示

旅客施設や公園におけるサインは、誘導サイン、位置サイン、案内サイン、規制サイン、記名サイン、説明サインなどに分類されており、それぞれに対して配慮事項などの解説がある。

ここでは、サインの設置場所（配置、高さなど）と、サイン自体のデザイン（多様な表現、統一性、表示内容の工夫など）に関するものについて以降に整理する。

3-1 サインの設置場所

(1) 効果的なサインの設置・配置等

■既存の基準等による考え方

・必要な情報が的確に得られるよう、動線上の効果的なポイントに配置すること等について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。
- ・個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の入り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。
- ・長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。
- ・個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。

◇道路（案内標識）

- ・歩行者のための著名地点案内標識は、歩行動線の起点、歩行動線の分岐点に設置し、方面・方向の案内を行う。

◇公園（標識）

- ・標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
- ・傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。

◇建築物（案内表示）

- ・受付カウンターやエレベーターホール等の動線の要所には、わかりやすい案内表示を設置する。
- ・誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・状況の推測が困難な知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、動線の分岐点など効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。
- ・状況の把握などが困難な知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、信号の待ち時間、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

3. サイン・表示

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

< 曲がり角に設置された表示（特別支援学校） >

- ・曲がり角に行先を表示。文字情報だけでなく、数字やピクトを活用していることでわかりやすさを高めている。



< 待ち時間をわかりやすく表示（信号機） >

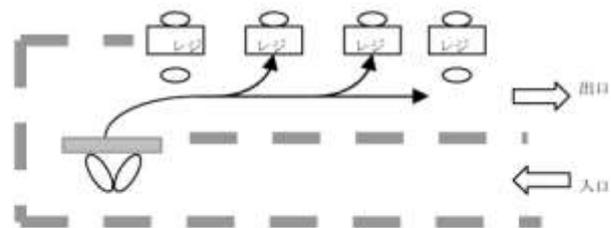
- ・信号に赤の待ち時間を表示することによって、安心して待つことができるようになる。また、青の通行時間を示すことによって残り時間を確認でき安心して横断することができるようになる。



3. サイン・表示

<並び順をわかりやすく表示（レジ等の待ち列表示）>

- ・ その場所によって、並び方が異なる場合、わかりやすく直感的に表示することが望まれる。
- ・ 床にわかりやすく表示することによって、どこで待てばよいかわかりやすい。
- ・ 混雑するレジの場合は、待列を一行にし、空いたところから順番にレジを利用できる方法は、会計の際に時間がかかる人にとって（障害者に限らず高齢者などにとっても）、利用しやすい。



(2) 認識しやすい位置や高さ

■既存の基準等による考え方

・ 見やすい向き、位置や高さについて規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・ 誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。
- ・ 誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者にさえぎられにくい高さとする。

◇道路（案内標識）

- ・ 案内標識の掲示形式は、車椅子使用者、高齢者を対象とすることを考慮し、路側式を標準とする。案内標識の掲示位置については、道路標識設置基準に基づく。
- ・ 歩行者用案内標識は、設置する壁面、場所等を勘案してその種類を選定するとともに、当該設置場所の建築限界を勘案して、歩道等を通行する歩行者より見えやすい位置及び向きに設置するものとする。

◇公園（標識）

- ・ 標識を設ける場合には、車いす使用者が近づきやすい位置、見やすい高さ等の構造とする必要がある。
- ・ 標識が園路上に突き出す場合には、視覚障害者等の通行の支障にならないよう、下端が地上200cm以上の高さに設置する。
- ・ 誘導サインの表示面は、動線と対面する向き（見やすい面）に掲出する。
- ・ 誘導サイン類を掲出する高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者にさえぎられにくい高さとする。

3. サイン・表示

◇建築物（案内表示）

- ・案内表示は、建築物の主要な出入口まで、すべての人にわかりやすいように設けることが望ましい。
- ・車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げにならないよう配慮する。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするのが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。
- ・漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされることは、知的障害者・精神障害者・発達障害者のある人にとっても有効である。

3-2 サイン自体のデザイン

(1) 多様な表現の活用・併用（漢字、かな、英語、ピクト、写真）

■既存の基準等による考え方

・主要なサインにおけるピクトグラムの活用、平仮名や英語の併記について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・出入口、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には英語を併記する。地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- ・ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用いる。またその他、一般案内用図記号を活用する。

◇道路（案内標識）

- ・主要な名称には、ローマ字または英語を併記するものとする。

◇公園（標識）

- ・標識には必要に応じて点字表示、触地図、音声案内装置等を設けることが望ましい。
- ・平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。
- ・案内サインや説明サインは、必要に応じて図を使用し、平易で簡潔な説明とする。

◇建築物（案内表示）

- ・案内表示は、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるように配慮する。
- ・文字表記を併用して点字表示も行うことが望ましい。
- ・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内することが望ましい。
- ・案内板等に用いるサイン（図記号）は、JIS 規格標準化されたもの（JIS Z8210,標準案内用図記号ガイドライン等）を使用することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・漢字標記だけでなく、ピクトグラムの活用や、平仮名併記、字と絵図の併記によって、多様な表示がなされることは、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効である。

3. サイン・表示

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<ピクトグラムによる表示（福岡市地下鉄七隈線の車両内、各駅）>

- ・各駅のシンボルとなるピクトグラムを作成し表示している。そのため、字が読めなくても、ピクトグラムをたよりに乗降できる。



<道路上の足型マーク>

- ・歩道と車道の交差する手前等に、足形のマークを設置することで、止まって左右確認することを注意喚起するとともに、止まる位置を確認しやすくする。



3. サイン・表示

<出口周辺サイン（日比谷駅A14番）（写真による表示）>

- ・写真という視覚的な情報で階段上の情報を掲示している。
- ・地下にいと方向感覚が鈍ることもあり、視覚的な情報で自分の行き先を覚えている人にとって、写真での情報提供により不安感が軽減されるとともに、迷うことも少なくなる。



<書店におけるサイン（ピクト、色の併用と柱等のサイン化）（ラゾーナ川崎・丸善）>

- ・文字情報に合わせてアルファベットとピクト、色を活用し、売り場をわかりやすく表示している。
- ・壁に表示したサイン（色やアルファベットやピクト）と、柱や天井のサインを連動させることによって、遠方からでも視認しやすく、またゾーンとしてどのあたりに位置するのかを直感的に伝えることが可能になっている。



3. サイン・表示

＜プラットフォームのサイン（番号や色などの併用）（南北線六本木一丁目駅）＞

- ・地下鉄の路線はすべて色がついており、駅に番号がついている。これにより、文字が読めなくても自分が行きたい駅の色と番号を覚えていれば、目的地にたどり着くことができる。また乗り換えも路線の名称を覚えていなくても色で見分けることができる。



3. サイン・表示

(2) 表現の統一（色、文字の書体や大きさ等）

■既存の基準等による考え方

・サインが複数設置される場合に、統一的なデザインとすべきことが規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

・誘導サイン類及び位置サイン類は、シンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。

◇道路（案内標識）

・地図はシンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<乗り場、出口サイン（りんかい線）>

・乗り場や出口のサインが統一されたサインとなっている。

・統一されたデザインの中で色を有効に活用しており、色をたどっていけば乗り場に到達できる。



(3) 表示内容の工夫

■既存の基準等による考え方

・掲載する情報が多い場合に主要な情報を優先的に表示すること、目的地までの距離を記載することなど、表示内容の工夫などが規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

・誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備を優先的に表示する。

・移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。

・（可変式情報表示装置）簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。

3. サイン・表示

◇公園（標識）

- ・誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、主要な公園施設と、移動等円滑化のための施設を優先的に表示する。
- ・案内サインや説明サインは、必要に応じて図を使用し、平易で簡潔な説明とする。
- ・移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示する工夫により情報を取得しやすくすることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<乗り換え案内サイン（距離を表示）（大江戸線麻布十番改札）>

- ・乗り換えする路線の駅までの距離ないしおおよその時間が書いてあることで、見通しを持つことが苦手の発達障害の方にとって、不安感が軽減される。



(4) その他

■既存の基準等による考え方

- ・シンプルなデザインを基本とすること、視力が低下した人に対応する見やすい表示のための文字の書体、大きさ、色など、また、空間を認知しやすくする工夫について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・誘導サイン類及び位置サイン類は、シンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。
- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。
- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましい。

3. サイン・表示

- ・サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により、容易に識別できるものとする。
- ・サインに必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに近くから視認するサインはまぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。

◇道路（案内標識）

- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択するものとする。
- ・書体は視認性の優れた角ゴシックとすることがなお望ましい。
- ・地図の図色と地色の明度の差を十分大きくすることで等により容易に識別できるものとする。地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため、多くの色を用いないことが望ましい。
- ・地図の向きは掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示し、必ずしも北を上にする必要はない。
- ・現在地の表示は、利用者が見ている方向をわかるようにすることが望ましい。

◇公園（標識）

- ・表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。
- ・必要に応じ夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。
- ・地図や公園の平面図を用いる場合には、色彩などにより図中の経路や区域、施設、文字や記号等を見やすくする。
- ・表示板の情報は、全体的なものと部分的なものを併せて表示することが初めて利用する人などにとってはわかりやすい。
- ・地図を容易に読みとれるよう、現在位置を示すとともに利用者が見ている方角と地図の方角を一致させることが望ましい。
- ・利用する施設に選択肢のある場合（年齢別や難易別など）は、情報を正確に伝えるため、説明サインを設置する。
- ・公園案内板に表示する情報は、公園利用地図を記したパンフレット等として、管理事務所において配布することが望ましい。人による案内を加えることがより望ましい。

◇建築物（案内表示）

- ・案内板の表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮することが望ましい。
- ・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。ことが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、シンプルで統一されたデザインによる表示や空間認知を容易にするための工夫は有効である。

発達障害、知的障害、精神障害のある方との

コミュニケーションハンドブック



Communication Hand Book

ハンドブックの使い方

本ハンドブックは、公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障害、知的障害、精神障害のある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な対応をするためのポイントを記載した参考書です。

本ハンドブックは、右記で構成されています。**特に『基本の応対』の部分は、様々な場面において共通の応対のノウハウとして重要な部分です。**

目次

本ハンドブックの目的	2
障害の理解	2～3
基本の応対	4
・コミュニケーション	5～7
・パニック時	8～9
・緊急時・異常時	9～10
場面ごとの応対	11～14
トラブル時の応対	15～17
参考資料	18～20

本ハンドブックの目的

平成28年4月、障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止（法的義務）」及び「合理的配慮の提供（努力義務）」が課されることとなりました。

しかし、発達障害、知的障害、精神障害のある人は、外見からは障害があることがわかりにくく、その症状や反応が多様であり、人とのかかわりあいやコミュニケーションが苦手であるといった特徴があります。このため、自立に向けた社会生活を送る上で、公共交通機関や公共施設、商業施設などを利用する際に、障害により手を貸してほしい場面、通常と違う対応が必要な場面などにおいて、合理的配慮の提供を受けられないなどの可能性があります。

そこで、発達障害、知的障害、精神障害のある人の特徴や困っていることなどを理解しておくことが重要です。

このハンドブックについては、発達障害、知的障害、精神障害のある人に見られる代表的なケースと、その場合の対応について説明しています。なお、その症状や反応は多様であるので、ここに掲げたケースを参考にしつつも、それにとらわれない柔軟な対応が求められますが、対応の基本として、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」をあげることができます。また、このような対応は、子どもや高齢者、外国人など、すべての方に対して活用可能と言えます。

このハンドブックがユニバーサル社会の実現に向けて、広く活用されることを願います。

障害者の数……知的障害者数は74.1万人、精神障害者数は320.1万人、知的障害者数と精神障害者数を合計した394.2万人は身体障害者数393.7万人と同程度です。また、発達障害者数は、義務教育段階の全児童生徒数1,031万人のうち、6.5%程度（約67万人）と推計されています。（高校生以上の発達障害者数は含まれていません）
【H27 障害者白書データ、文科省データ（H24年調査に基づく推計値）】

障害の理解

発達障害、知的障害、精神障害の原因は多様です。また、重複した障害がある人もいます。

以降では「障害の特徴」として主なものを挙げました。ただし、障害の現れ方は人によって異なることに留意が必要です。

発達障害とは？

- ・自閉症スペクトラム
- ・学習障害（LD）
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）
- ・トゥレット症候群等のチック障害
- ・吃音
- など

発達障害とは、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、トゥレット症候群等のチック障害、吃音など、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

主な特徴

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な人もいます。（PDD など）
- 時間の感覚がわかりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない人もいます。（PDD など）
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない人もいます。（LD など）
- 読み書きや計算が苦手な人もいます。（LD など）
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない人もいます。（ADHD など）
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている人もいます。（ADHD など）
- 自分の意思とは関係なく、身体が動いたり、声や言葉が急にいたりする人もいます。（トゥレット症候群等のチック障害など）

豆知識

①

自閉症スペクトラム

…自閉症スペクトラムには、知的障害を伴う自閉症、知的障害を伴わない高機能自閉症、自閉症スペクトラムの特徴をもちながらも知的障害がなく言葉の発達に遅れもないアスペルガー症候群があり、これらを総称して広汎性発達障害（PDD）という。

知的障害とは？

知的障害とは、概ね幼少期までに脳になんらかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、複雑な判断や計算などに支援が必要な障害です。適切な支援を得ながら、社会で活躍されている方もいます。また特別な支援を必要としない方も大勢います。

主な特徴

- 話の内容を理解できなかつたり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがあります。
- 複雑な話や抽象的な概念の理解が不得手な人もいます。
- 判断したり、見直しをもって考えることが苦手な人もいます。
- 読み書きや計算が苦手な人もいます。
- 困ったことが起きても自分から助けを求めることができない人もいます。

豆知識

②

知的障害…「知的障害」という言葉は福祉用語であり、医学用語では「精神遅滞」という。両者はほぼ同義である。福祉用語である「知的障害」に法律の明確な定義はない。各都道府県が基準を設け、申請に基づきIQ(知能指数)とコミュニケーション能力、日常生活能力などを総合して程度を判定し療育手帳を交付している。

精神障害とは？

・統合失調症 ・気分障害(うつ病など) ・てんかん など

精神障害とは、統合失調症、気分障害(うつ病など)、てんかん等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

主な特徴

- ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかったりします。
- 人と対面することや対人関係、コミュニケーションが苦手な人もいます。
- 警戒心が強かったり、自分に関係ないことでも自分に関係づけて考えたりすることがあります。
- 若年期の発病や長期入院のために社会生活に慣れていない人もいます。
- 統合失調症には、幻覚や妄想の症状のある人もいます。
- てんかん発作には、一瞬足がピクンとしたり、短時間ぼんやりするだけの小さな発作から、全身けいれんまで、様々な症状があります。

豆知識

③

精神障害…精神障害とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義されている。

◆障害者手帳の種類

豆知識

④

障害者手帳には、身体の機能に障害があると認められた方に交付される「身体障害者手帳」、精神の状態に障害があると認められた方に交付される「精神障害者保健福祉手帳」、知能の発達に障害があると認められた方に交付される「療育手帳」の3つがあります。療育手帳は、自治体によって「みどりの手帳」「愛の手帳」といった名称がつけられていたり、等級の付け方も異なります。ただし、障害者の方がすべてこの手帳を持っているわけではありませんので、この手帳の有無にかかわらず、配慮が必要です。

まず、困っている人がいる

ことに気づいてください！

外見上はわからない場合でも、困っている人がいます！

こんな人に出会ったことはありますか？



- 急に奇声をあげたり、走り回ったりしている人がいます。
- 隣にいる人のものを触ってしまって、トラブルになってしまっている人がいます。
- 困っていることを説明できず、また自分から声をかけられないためにモジモジしたり、ウロウロしている人がいます。
- フラフラしたり、ぼんやりしたりして、人にぶつかってしまっている人がいます。
- 身体が動いていたり、声や言葉が急にいたりする人がいます。
- パニックになって、大声をあげてしまったり、走り回ってしまったりする人がいます。

自分ではコントロールできず、身体を動かしています

発達障害、知的障害の方には、自分ではコントロールできない動きや声がある人がいて、奇異な目で見られてつらい思いをしています。

例えば、トゥレット症候群は、「チック」として知られていますが、首振り、まばたき、ねじり等の多彩な動きを繰り返す運動チックや咳払い、叫び声、不謹慎な言葉を発する等の音声チックの症状があります。



困っていることを自分で説明できずに手助けを必要としています

わからないこと、理解できないことなどに直面して困っていても、困っていることを説明できないために、そのままモジモジしたり、ウロウロしたりしている場合があります。手助けが必要な困りごとを抱えている場合もあります。



このハンドブックを読んで、なぜ困っていて、どんな配慮や対応が必要かを理解しましょう

発達障害、知的障害、精神障害のある方には、このような症状のある人がいて、自分ではコントロールできないために、周囲の人の手助けや配慮を必要としている人がいます。

このハンドブックでは、具体的な配慮や対応の方法について、事例を挙げながら紹介しています。次のページから、基本の対応、場面ごとの対応、トラブル時の対応と直面する場面に合わせた構成としていますので、ぜひ参考にしてください。

※本ハンドブックでご紹介している内容は、障害者差別解消法で定められている不当な差別的取扱いの禁止を遵守していく上でも重要な事項です。障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方等については、下記をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000062.html

話しかける、聞く、説明する

話しかけるとき

**障害によって様々な
困っている状況があります！**

- 困っていても、自分から声をかけることができない人
- 状況を説明できないために、どうしても良いかわからず、その場で動けない人
- 声をかけることができず、モジモジしたり、ウロウロしたり、その場で動けなかったり、独り言を言ったりする人
- 状況が判断できないため、混乱して、ウロウロする人

応対ポイント

まず、笑顔でゆっくり、やさしい口調で声をかけます

「何かお手伝いすることはありますか？」

ゆっくり、やさしい口調で声をかける

状況によっては「切符を買うのですか？」など具体的に



強い口調や相手をとがめるような口調はしない

後ろから声をかけてびっくりさせない（パニックになってしまう人もいます）

やさしい表情で、目線に合わせて声をかける

応対ポイント

声をかけたら、様子を見て対応します

- 様子を見て、その人の状況に応じた対応をします。
- 顔色、けがなどについても注意して様子を見ます。
- 年齢にふさわしい、相手を尊重した対応が必要です。
- 声かけを断ることもありますが、その場合は声かけをやめます。

こんな事で困っています

行くべきところがわからない

- 案内サインが見つからず、どこへ行けばよいかわからない
- 表示が漢字だけだと読めない
- 情報が多すぎてわからない
- 長く物事を覚えていることができないため、目的の場所を探せない
- 目的の場所までの行き方が複雑なため、わからない
- 初めての場所で迷ってしまう
- 自分が行きたいところとは違う場所を、「行きたい場所だ」と言ってしまった、行きたくないのに行きたいと言ってしまう

自分から上手く話せない

- 自分から声をかけることができない
- 行き先を上手く伝えられない
- 初対面の人に話をすることに慣れていないため、緊張してしまう
- 緊張して、混乱してしまうために話せない
- どもってしまうため、話すことをためらっている

Good Practice

【応対事例】

笑顔でゆっくりと話しかけ、状況を見て具体的な対応をします



話しかける、聞く、説明する

話を聞くとき

応対ポイント

リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子にあわせて、話をよく聞きます

安心して話ができるよう、リラックスした雰囲気をつくる

話しかけられやすいよう、笑顔で対応する

相手のペースに合わせて、時間がかかってもゆっくり対応する



正面に立って目を合わせると怖いと感じる方もいます

大きな声になってしまっている時は、こちらが小さめの声で話しかけるとよい場合もあります

断片的な言葉からでも相手の状況や気持ちを察して理解するよう努める

おどろかせない目線の合わせ方

感覚過敏の人など、正面に立つと怖いと感じる方がいます。

- ・斜め前に立ちます。
- ・笑顔で、目を合わせます。
- ・近すぎず、声が聞こえる距離を保ちます。
- ・人の目線が怖い人もいるので、目線を合わせすぎないようにします。

応対ポイント

必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認します

- 言葉が出ずに困っている様子の中には、相手の状況や気持ちを推測して、こちらから質問をし、気持ちを確認します。この場合、「はい」「いいえ」で答えられるように質問します。



× 困っていることはなんですか？

○ 切符を買いたいのですか？

応対ポイント

返答に困っていたら、補助ツールを使ってみましょう

- 自分の気持ちを言葉にできない人には、絵記号などを用いた「コミュニケーションボード」(→参考資料：P18 参照)や筆談器を使うとやりとりができる人もいます。
※コミュニケーションボードの使い方がわからなかったり、慣れていない人もいます。



何をお探しますか？

こんな事で困っています

話や回答がうまくできない

- 話や回答がうまく出ない
- 言葉がうまく出ない
- 緊張して話ができない
- 思っていることをうまく伝えられない
- 言葉、用語、表現などがあいまい
- 話している言葉が思っていることと違うことがある
- 返答していてもわかっていないと限らない
- 音声言語によるコミュニケーションがとれない
- 幻覚や妄想と思われる話をする

話しかける、聞く、説明する

話や説明をするとき

応対ポイント

ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認します

ポイントを絞って、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話す

抽象的な表現ではなく「あと5分」「黄色の柱」など具体的な言葉で

メモを使うなど視覚的に伝える工夫を



たくさんのことを一度に言われるとわからなくなってしまふ人がいます

会話が途切れても、ゆっくと待って話します

内容は繰り返し確認し、本人にも復唱してもらうことも必要

応対ポイント

言葉での説明以外の方法により理解を助けます

- 一度にたくさんの方が覚えられない人もいますので、大切なことはメモに書いて渡します。
- コミュニケーションボード（→参考資料：P18 参照）の活用や、絵や図を用いる、実物を見せるなどの工夫により、理解を助けるようにします。

応対ポイント

本人を尊重するように話をします

- 話す際には子ども扱いせず、年齢に相応しい応対が必要です。
- 困っている人の顔をよく見て話をします。
- 確認のために、介助者に話しかける場合もありますが、その場合も本人の意思を尊重するように配慮します。

★その他の配慮すべき事項

- ざわざわした所では、聞き取れない人や落ち着かなくなる人もいますので、静かな場所を選んで話をします。
- 訪問の目的を的確に把握します。「たらい回し」にはいけません。
- 幻覚や妄想と思われる話をする人に対しては、内容の正否にかかわらず、まず耳を傾けます。
- 話の内容を頭から否定したり、安易に同意したりしてはいけません。話を聞き、落ち着く様子が見られたら、「ところで用件は...ですね」と話題の転換を図ります。

こんな事で困っています

話や説明が理解できない

- 一度にたくさんの方を言われるとわからなくなってしまう
- 複雑な会話や文章はわかりづらく、理解に時間がかかる
- 言ったことを反復する「オウム返し」の行動をとる人もいます
- 質問の内容が十分にわからなくても何となく答えてしまう
- 伝わっていないのに相づちをうってしまう

記憶することが難しい

- 口頭での説明だけでは忘れてしまう
- 聞いたことを全て覚えることができない
- 商売のことに気を取られ、今何を聞いていたのかを忘れてしまう

こんな様子が見えたらパニックになっている 可能性があります

- わーっと走って行ってしまふ
- 大声を出したり、奇声をあげる
- 飛び跳ねたり、泣き叫ぶ
- 耳をふさいで隠ってしまう
- 柱などに頭をゴンゴンとぶつけ出す
- 怒り出したり、暴れて、周囲の人に乱暴をする
- 動悸、胸の痛み、めまい、吐き気、息苦しさの訴えがある
- 急に気分が悪くなり、早く乗り物から降りたいという希望がある

対応ポイント

まず、生命の危険を回避し、ケガなどをしないように 対応します

- パニックになって大声を出しているなどの場合には、「大丈夫ですよ」と声をかけ、落ち着くのを待ち、安全な場所に誘導します。
- 走って行く方向によって危険を感じたら（例えばホームから転落しそうだったら）、後を追ひ、止めます。
- 危険な場所や物から遠ざける必要があります。「大丈夫ですよ」と声をかけ、「危ないので、一緒に〇〇（具体的に）へ行きます」など、何をするのかを具体的に伝え、安全な場所に誘導します。
- 保護者に対しても、「大丈夫ですよ」と声をかけて安心させます。

Good
Practice

【対応事例】 威圧感を与えないよう一人で対応する

ラッシュ時に走り回っていた方がいたので、パニックにならないよう、複数の係員が見守る中で、まずは一人で近づいて安心させ、安全な場所へと誘導しました。走って逃げださないか不安でした。

【対応事例】 「大丈夫ですよ」と安心させる

「追われている」といいながら大声を出して走り回っていた方がいたので、「今、つらいですね。大丈夫ですよ」と諭すと、安心し、自分のことを話し出しました。パニックに同調せず冷静に対応したことがよかったようです。

「大丈夫ですよ」と声をかけながら、近づき、安全な場所へと誘導します



冷静に、安心させるようやさしく話しかけ、安全な場所へと誘導します

対応ポイント

次に、落ち着けるように不安などを取り除きます

- 強引な対応はかえって不安が増大する場合がありますので、安全な場所ならば、そのまま落ち着くまで見守ります。
- しばらく休めば治る場合もあるので、安心して休養ができるよう、その場から離します。必要に応じて救護室や別室に案内し、静かなところで落ち着けるようにします。保護者や介助者がいれば、その方にも声をかけます。

応対ポイント

必要があれば保護者等へ連絡をとります

- 「連絡先を教えてください」と本人にたずねます。答えられない場合は、「連絡先を知りたいので、一緒にカバンを見ましょう」などと不安にさせないように声をかけ、一緒に確認します。
- 本人の障害への配慮や連絡先を記載した連絡用のカード（「サポートカード」や「助けてカード」）を持っている場合がありますので、確認してください。（→参考資料：P19 参照）
- 胸の痛みなど、体調の異常を訴える場合は、救急車を要請します。その他体調や精神症状の異常が見て取れたときは、地域の精神保健福祉センター、障害者支援センター、特別支援学校などへ連絡します。そのため、事前に地域の主要な連絡先を確認しておくことが求められます。（→参考資料：P20 参照）

★なぜパニックになるのでしょうか？

- 予定外のことが起きたり、こだわりの強いことが思うとおりにならないことでパニックになる人もいます。
- 聴覚過敏により音に敏感で、大きな音などに反応してパニックになる人もいます。知覚過敏としては、においに反応したり、急に知らない人に触れられてパニックになる人もいます。
- 狭いところ、人混みなど苦手なものに対してパニックになる人がいます。
- 体調が悪い場合や過去に怖い経験をしたなど不安になるきっかけがあるのかもしれませんが。

基本の応対（緊急時・異常時の応対①）

地震・災害が発生したら？

普段からの
心構え

障害のために、避難誘導の指示が伝わらない人がいることを前提とした取組みが必要です。

応対ポイント

声をかけて、状況を伝え、安全な場所へ誘導します

- 誘導の指示がわからずウロウロしていたら、声をかけて周囲の状況や避難誘導の内容を伝えます。
- 避難誘導の指示を理解できないときには、係員が付き添って安全な場所へ誘導します。（→目的地への移動：P11 参照）

応対ポイント

パニックになっている人がいたら、安全を確保した上で、誘導します

- まず、生命の危険を回避し、ケガ等をしないように応対し、やさしく「大丈夫ですよ」と声をかけ、避難誘導をします。（→パニック時の応対：P8 参照）



普段と異なる状況（列車やバスの運転の中止・遅延など）が発生したら？

普段からの
心構え

アナウンスが聞き取れなかったり、内容がわからないため、普段と異なる状況であることを理解できない人がいることを前提とした取組みが必要です。

対応ポイント

どうすべきかわからない人がいたら、
目的地に到達するために必要な情報をわかりやすく説明します

- どうすべきかわからずウロウロしている、ホームに立ったままなど、状況判断ができなかったり、困ったりしているようなら、「どこへ行かれるのですか？」と聞いて、目的地に到達するのに必要な乗り場所や乗り方をゆっくりと丁寧にわかりやすく説明します。（→目的地への移動：P11 参照）



Good Practice

【対応事例】 困っていることに「気づき」、情報をわかりやすく伝えて理解していただく

電車の遅延情報を理解できずにホームをウロウロとされている方がいたので、「遅延のことがわかっていないのではないか？」と気づきました。ゆっくりと近づいて「どうしましたか？」とたずねたところ、「いつもの電車が来ない」と困っていました。「どこまで行かれるのですか？」とたずね、「いつもの電車ですよ。5分遅れています。」と時計をさして説明し、理解していただきました。



目的の場所や乗り場を自分で探せず、戸惑っている人がいます

応対ポイント

声をかけ、必要に応じ目的の場所まで同行します

- まず、声をかけます。
- 目的の場所や乗り場への行き方がわからない人に、一緒に目的の場所まで付き添ったり、絵や行き方のメモを渡すなど理解度に応じて対応をします。

こんな事で困っています

行くべき場所がわからない

- 案内表示（サインや案内図、交通路線図、運賃表など）を見落として乗り場など目的の場所がわからなくなってしまう人もいます。
- 自分の座席がどこかわからず、迷ってしまう人もいます。（劇場の座席表等）

列車やバスの降車駅・バス停がわからなくなり、
終点でも降りなかったり、途中でモジモジしたりしています

応対ポイント

降車駅・バス停などをたずね、
着いたら声かけをします

降車駅やバス停がわからない場合、自宅や行き先などから推測することを試みる

パニックとなっている場合、連絡先カードなどで確認して対応する（バスなどでは「お客様対応中です」と車内アナウンスして対応する）

行き方を教える際には、「このバスの〇〇バス停で降ります」「〇番線電車に乗り、〇〇駅で降ります」など具体的に伝える

強い口調ではなく、ゆっくりとやさしい口調でたずねる



Good Practice

【応対事例】

電車が終わっても、改札付近で迷っていた

電車は終わっていましたが、改札付近でウロウロと迷っていた方がいたので、「どうしましたか？」と声をかけたのですが返事がなく、連絡先カードを見せていただき、保護者の方に連絡しました。



連絡先カードなどを手掛かりに、行き先を確認してみましょう

【応対事例】 終点についてもわからない

終点についてたずねても、わからない様子の方がいたので、「どこに行くところですか？」とたずねましたが、わからない様子でした。「学校に行くのですか？どこの学校ですか？」と確認すると学校名がわかり、バス停の名前も確認できたため、復路のバス停で「ここが〇〇バス停ですよ」とお声かけしました。

バス停名がわからない場合、行き先を聞いて、確認してみましょう



こんな事で困っています

迷ったり、目的地がわからなくなったりする

- 乗り物が好きなため、列車やバスを乗り継いで予定以外のコースをとってしまい、車窓の風景がいつもと違ったり、普段使わない知らない駅に降りて、自分がどこにいるのかわからなくなり、パニックを起こすこともあります。
- 自分が迷っていることを理解できず、終点になっても降りないことや、折り返して何回も乗ったままのことがあります。

注文がうまくできずに時間がかかったり、商品がうまく探せないためにウロウロしています

対応ポイント

あせらないよう、せかさず対応し、必要に応じて図や写真、実物などわかりやすい資料を示します

商品は、実物や写真、絵、メニューなどで確認するとわかりやすい

必要のないものまで注文してしまう場合がある。（なんでも「はい」と答えてしまう）繰り返しで本当に必要かを確認する



ゆっくり時間をとって、あせらずに決められるように配慮する

マニュアルどおりに一気に話されると混乱します。ゆっくり、ていねいに

目的のものが探せない人には、場所を指で示す、必要に応じて案内する

レジでお金を支払うとき、うまくできず時間がかかったり、固まっています

対応ポイント

会計のときには、せかさず必要な代金やおつりをわかりやすく伝えます

- お金の支払いが上手くできない人がいるときは、せかさずに対応します。
- お金やコミュニケーションボードを使って示すとわかりやすくなります。計算が苦手でも「100円玉が6枚、10円玉が3枚」と聞けば、その通りに硬貨を選んで支払うことができる人もいます。

こんな事で困っています

細かい額や計算が苦手です

- 大まかなお金については理解していても、細かなお金の単位が十分に理解できない人や500円と600円のどちらが大きい額かといったことを理解できない人もいます。
- 代金やおつりの計算が苦手な人や計算を間違いがちな人もいます。
- 暗算が苦手な人もいます。

バスの乗降車の際にお金の支払いがうまくできず、戸惑っています

対応ポイント

やさしい口調で何にとまどっているかを端的にたずねます

- 支払いがうまくできなくても、いきなり叱ったり、強い言葉で接すると、驚いてよけいにうまくできなくなる場合があるので、やさしい口調で対応します。
- 切符や整理券を持っていない場合でも、強い口調でたずねたりせず、やさしく接します。
- 簡単・明瞭に、何を知りたいのか（金額や行き先など）具体的に聞きます。

こんな事で困っています

料金の支払い方に困っています

- 利用するバス会社により、運賃の収受方法（前払い/後払い）が違うため、とまどう人もいます。
- 整理券を紛失したり、取り忘れる人もいます。
- 不器用で、うまく財布からお金やカードが出せない、投入口に入れられないことがあります。
- 福祉特別乗車券を見せるときなどに、障害があることを周知に知られたくない人もいます。

券売機などの機械の前で、立ち往生しています

応対ポイント

料金の投入や乗車券の購入などが難しい人には、必要に応じて手助けをします

- 機械の使い方（券売機など）で困っていそうな人を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけます。
- 声をかけるときには「どうしましたか？」と声をかけるよりも、「切符を買われるのですか？」などと、次に何をしたいのかを具体的に聞く方が答えやすくなります。



こんな事で困っています

使い方がわからない

- お札を入れるところにコインを入れようとする、器用でないため小銭を投入する際に落としてしまうなど、道具や機械の利用が難しい人もいます。
- 自動券売機の形がいつも使っている券売機と異なっていると操作が難しくなることがあります。
- ボタンが多すぎると、使い方がわからないことがあります。
- 券売機に書いてある表示を読むことが難しい人もいます。
- タッチパネルの操作が苦手で、後ろに列ができると、あせってさらにまごついてしまいます。

設備の使い方を説明しても、理解できないようです

応対ポイント

設備の使い方などわかりやすく記載された資料を用意しておきます

- 客室の設備などで使い方がわかりにくいものは、使い方をわかりやすく記載した資料（大切なことを図や絵などにするとわかりやすい）などをあらかじめ用意しておきます。
- 説明だけではわからない人には、実際に客室内の設備などを使って見せます。

Good Practice

【応対事例】 ICカードのチャージの方法がわからない

バスに乗車した方が、ICカードの残高が不足していることがわからなかったため、ゆっくりと乗務員が説明をしましたが、チャージの意味がわからず、カードのタッチを繰り返していました。



ゆっくりと、何をするとよいかを、ていねいに説明します

【応対事例】 ホテルの部屋で、設備や備品の位置がわからない

ホテル客室の設備や備品の場所がわからないとのおたずねが多かったため、部屋に設置している案内にドライバー、金庫、スイッチの位置などを図で示したところ、わかりやすいとの評価をいただきました。これは、障害者のお客様に限らず、皆様に評価を得ています。

図などで示しておく、わからなくなった時に確認できます



書類を持ってウロウロしていたり、書類の前で動きが止まっています

対応ポイント

書類の記載内容をわかりやすく説明し、必要に応じて記入の手助けをします

こんな事で困っています

読み書きや選ぶ作業が苦手

書類の記入がわからない人には、手助けや代筆をする

「お手伝いしましょうか？」とやさしく声をかける

説明には、難しい言葉をやさしい言葉に替えたり、漢字にふりがなをふる

時間がかかる場合、ゆつくりと記入できるような場所に案内する

書類の記入方法、記入箇所などをわかりやすく例示する

- 単語や短い文であっても、読み書きが苦手な人もいます。また、漢字、行政用語、抽象的な言葉だと理解しづらい人もいます。ただし、氏名・住所など身近な事項ならば、ひらがなを使って書ける人もいます。
- 氏名・住所・電話番号などを思い出して書くことが困難な人もいます。
- たくさんある選択肢から自分がどれに該当するか選ぶ作業が苦手であったり、記入する位置を見落としてしまう人もいます。

待つことができずに不安そうにしていたり、動きが止まっていることがあります

対応ポイント

待ち時間などの状況を説明し、必要に応じて別の場所に案内します

- まず声をかけ、必要に応じて状況を説明します。
- すぐに対応できないときは、どのくらい待てばよいか、窓口がどこで、誰が担当者かなどを伝えます。（「私、〇〇がお手伝いしますので、〇〇分ほどお待ちください。お声をかけますから」と話し、メモも渡すとよい）
- 時計のように残りの時間が視覚的にわかりやすいものを示すと安心できる人もいます。
- その場所で待つことが難しいようであれば、別の落ち着ける場所に案内します。

Good Practice

【対応事例】改札窓口で、毎日10分ほど話をする

毎日、改札窓口に挨拶に来て、10分程度、世間話をしていく方がいます。ご本人の日課となっているため、対応していますが、ラッシュ時などは他のお客様の迷惑となることがあります。毅然として「〇分後でしたら、大丈夫です。それでもよろしいですか？」と対応しています。「後で」や「いつでも声をかけてください」では、あいまいで困ってしまいます。



混雑時には、自然に別の場所に誘導できるよう、声を工夫します

こんな事で困っています

待ち時間が長いと不安になる

- 生活経験の不足や状況判断が苦手なため、待つことができない人もいます。
- 待ち時間が長くなるとどの位待てばよいか理解できず、不安に感じたり落ち着きがなくなる人もいます。
- 周りの人々の態度や言動から、不安になったり、自分はきちんと相手にしてもらっていないなど、深刻に受け止めすぎることもあります。

トラブル時 の対応 (ルールを理解していない)

利用のルールがよくわからず、店内をうろついたり、列に並ばないことがあります

普段からの
心構え

トラブル時は、本人が一番驚いています。まず落ち着いた対応をすることが重要です。

ポイント

状況に応じてルールを理解できるように伝えます

- ルールがわからず困っているのに、「ここでは、皆さんに~のようにしていただいております」など簡潔にルールを伝えます。
- 混雑していて並び方がわからないときは「列の後ろにお並びください」などと声をかけます。
- 店内をウロウロしている場合は、「用件を伺います」「商品をお買い上げですか?」などと具体的に話しかけます。
- 勝手に商品を並べ替えるなどの行動をとっているときには、「〇〇してはいけません」という行為を禁止する言葉ではなく、「並べ替えは終わりにしましょう」「〇〇は終わります」などと声をかけます。

こんな事で困っています

ルールがわからず周囲の人を困らせてしまう

- レジでの支払いなどの際に、列に並ばなかったり、並び順が1列なのか、並列なのかかわかりづらく戸惑う人もいます。
- 整理券を取って待つなどの仕組みが理解できず、番号を呼ばれても聞き取れなかったり、意味がわからない人もいます。
- ラベルがそろっていないことや、間が空いていることが気になったり、以前に来たときと少しでも違うと不安になって、安心してするために勝手に商品を並び替えてしまうことがあります。
- 商品を破壊したり、試食コーナーなどでその場に立ち続けたりして困らせることがあります。
- 支払いをする必要があることが理解できず、商品を持ち帰ってしまうことがあります。
- 降りるところでなくても、バスの停車ボタンを毎回押してしまうことがあります。
- 他の人と違う行動をしている時、自分の行動の理由や自分の思いをうまく人に伝えられない人がいます。
- 禁止したり、怒ったりせず、ポジティブな言葉で対応します。

【対応事例】 乗務員と顔見知りになると、福祉バスを提示してくれない

Good Practice

乗務員がいつもの「顔見知り」だとわかると、福祉バスを提示してくれない方がいます。「毎回提示してください」と説明しましたが、わかっていただけませんでした。しかし、マイクなどではなく、小さな声で「バスをお願いします」と言うようにしたら、見せてくれるようになりました。



福祉バスは見られたくないという気持ちがあります。一般の定期券と同じような感覚で確認するなどの配慮が必要です

【対応事例】 レジなどでの並び方

Good Practice

一列で順番待ちをして、空いたレジなどから順番に利用できる並び方があります。レジ以外にも、公衆トイレや銀行のATMなどを待つときに、このような並び方を見ることがあります。このような方法は、様々な人に対して利用しやすい並び方です。

こんな効果があります

- お金の支払いなどがうまくできず (P12 参照)、時間がかかっている人がいても、後ろの人はイライラすることなく会計ができます。
- 並び方をわかりやすく明示することで、列の並び方がわからない人に対してわかりやすくなります。



トラブル時 の対応（周囲の人に迷惑をかける①）

大声を出したり、独り言を言ったり、走り回ったりして
周囲の人に迷惑をかけることがあります

対応ポイント

最初にやさしい口調で話しかけ、落ち着いたたら、
やさしい言葉で注意します

- 「どうしましたか？」とやさしく、ていねいに話しかけて落ち着かせます。
- 注意するときは、「走ってはいけません」というような否定的な言葉をつかわず、「歩きましょう」「小さな声で話しましょう」という肯定的な言葉でやさしく注意します。
- レストランなどで事前に申し出があれば、落ち着ける席へ案内します。
- 場合によっては、別室に案内します。どうしても対応が困難な場合は、保護者等へ連絡します。

Good Practice

【対応事例】 ラッシュ時にホームを走り回り危険だった

朝のラッシュ時にホームを走り回っていた方がいて、周囲のお客様の迷惑となっていました。威圧感からパニックになってしまうことが危惧されたため、複数の係員で見守った上で、1人の係員がやさしく声をかけると、走るのをやめました。

走っていると安心する人もいます。「危険なのでここにいませんよう」などと落ち着かせましょう



【対応事例】 レストランの中で大声を出し、周囲のお客様の迷惑となった

レストラン内で大きな声を出していた方がいたため、障害のある方とその付き添い者にはわからないよう、隣のお客様にそっとメモを見せて、席の移動の希望を伺い、席の移動の要望にお応えしました。

場の空気を乱さないよう、配慮することが重要です



【対応事例】 電車やバスの車内で、お客様や持ち物に触れたがる

バスの車内で、お客様や持ち物（メガネ、アクセサリなど）に触れたがる方がいて、周囲のお客様が怖がっていました。声かけをして、やってはいけないことをゆっくりと説明しました。笑顔でやさしく、安心できるように「相手の方が嫌なことですよ」と声をかけ、落ち着いて対応したところ、迷惑行為をやめました。

やさしく、落ち着いて対応することで、理解を促すことが重要です



【対応事例】 フラフラとしていたので心配で声をかけた

思いつめていてフラフラとしたり、ぼんやりとしたり、つらそうにしていたりするところを見かけたときには、自殺を考えているかも知れません。優しい声かけで思いとどまるケースもあります。



トラブル時 の対応（周囲の人に迷惑をかける②）

自分のこだわりを押し通そうとして、
周囲の人とトラブルになることがあります

対応ポイント

両者の間に入り、周囲の人に簡潔に状況を説明し、
障害のある人に状況が理解できるよう説明します

Good Practice

自分の行動の理由や思いをうまく伝えられない場合があるので、横気よく話を聞く

可能であれば、2人以上で対応する



周囲の人にも、障害のある人の行動について理解が得られるように説明

いけないことをしている場合は、「あなたのものではありません」などハッキリと言う

【対応事例】 自分が座りたい席が空いておらず、その席を蹴っていた

気に入っている席が空いていなかったため、その座席を蹴りだした方がいました。着席されていたお客様が怖がっていたので車内放送で注意しましたが、やめてくれなかったため、一度車を止めて、やさしく声をかけをして、ほかの席に着席するよう誘導しました。



「空いている席に座りましょう」とやさしく対応することが重要です

こんな場合があります

- 他の客が注文した料理に手を出そうとして周囲の人を驚かせることがあります。
- 自分の気に入った席に座りたがり、既に座っている人に迷惑をかけることがあります。
- 正義感の強さからストレートな表現で注意をしても、周囲の人の反感を買ってトラブルになることがあります。

トラブル時 の対応（自分を傷つける）

頭をぶついたり、壁をたたいたりして、
自分自身を傷つけたりして危険なことがあります

対応ポイント

ゆっくりと近づき、やさしく声をかけて落ち着かせ、
ケガをしないよう対応します

Good Practice

- 「大丈夫ですよ」と声をかけ、「危険なのでこちらに座りましょう」と具体的な言葉で誘導します。
- やさしい表情で、ゆっくりと声をかけましょう。
- 注意するときは、「〇〇してはいけません」というような否定的な言葉をつかわず、「そこで話しましょう」「そこに座りましょう」などの具体的で肯定的な言葉でやさしく誘導します。
- 場合によっては、別室に案内します。どうしても対応が困難な場合は、保護者等へ連絡します。

【対応事例】 車内の壁を突然叩き出し、ケガをする事態となった

バス車内で、壁を突然叩き出し、ご本人はケガをしてしまう事態が起きました。車を止めてその方にゆっくりと近づき、「どうしましたか？」と声をかけたところ、「扉が開まる時のピーという音が気になった」ということだったので、「では、音があまり聞こえない一番後ろの席に座りましょう」と誘導して落ち着かせ、「もう壁を叩くのは終わりにしましょう」と声をかけました。

別の場所に誘導して、落ち着いていただくことが重要です



◆コミュニケーションボード

知的障害者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指差すだけで伝えることができます。

コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

ただし、すべての人が利用できるとは限らないため、配慮が必要です。



コミュニケーション支援ボード（東京IEP研究会）↑

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_eizen/kondan/asahikawa/2nd/siryou7.pdf

公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（(公財)交通エコロジー・モビリティ財団）→

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html

◆ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都福祉保健局が作成したマークです。

平成24年10月から都営地下鉄大江戸線から導入が広がっていますが、平成26年7月から民間企業への働きかけも実施しています。

今後、さらに利用が拡大していくことが望まれています。

助け合いのしるし ヘルプマーク（東京都福祉保健局）→

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/helpmarkforcompany/index.html>



仙台市で導入している「ヘルプカード」

仙台市でも、東京都と同様に、障害のある人が緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるための「ヘルプカード」を導入しています。

このヘルプカードは横開き4面のカードで、連絡先だけでなく、苦手なこと、必要な支援についても書き込めるものとなっています。

<p>① 仙台市</p> <p>ヘルプカード</p> <p>あなたの支援が大切です。</p>		<p>氏名： 山崎 山崎</p> <p>生年月日： 年 月 日</p> <p>住所： 区 丁目 番 号</p> <p>緊急連絡先 氏名： 山崎 山崎 電話番号： 区 番 号</p>	
<p>緊急連絡先 氏名： 山崎 山崎 電話番号： 区 番 号</p> <p>苦手なこと、できないこと</p> <p>必要な支援など</p>		<p>住所： 区 丁目 番 号</p> <p>電話番号： 区 番 号</p>	

◆連絡用カード

緊急時のために連絡用カードを持っている方がいます。氏名、所属、連絡先、移動経路、症状などが記載されています。障害者手帳等でもわかる場合があります。



助けてカード ((一社)日本自閉症協会)
<http://www.autism.or.jp/bousai/kaitel/help-card.pdf> →

◆コミュニケーション支援アプリ

コミュニケーションを支援するための、スマートフォンやタブレットなどでも利用できるアプリケーションがあります。

※東京都障害者IT地域支援センターでは、障害のある方に便利なアプリ一覧を紹介しています。
<http://www.tokyo-itcenter.com/700link/sm-iphon4.html>



↑トーキングエイドシンボル入力版 (Uplus, Inc)



↑ Speech canvas (NICT) : 障害者が持つのではなく、事業者側が設置する

↑ねえ、きいて。(IPPEI TORII) : 愛知工業大学島屋研究室が開発

●声かけ変換表

発達障害、知的障害、精神障害のある方は、「〇〇してはいけません」と否定的な言葉や曖昧な言葉をかけられると、どうしてよいかわからなくなり、パニックとなってしまうこともあります。「どう話すと理解が得られやすいか？」の参考として、話題となっている『声かけ変換表』が便利です。「こうすれば〇〇ですよ」と、効果的な行動を具体的に説明してあげることが重要です。

変換の例

早くしてください	あと何分かかりますか？
静かにしてください	声を「これくらいの大きさ」にしてもらえますか？
走ってはいけません	歩きましょうか
危ない！	止まりましょう、ケガをしそうなので心配です
人の迷惑になりますよ	大きな声は、頭が痛くなってしまっている人がいるので、「このくらい」の声にしましょう
いつでもいいですよ	5分後ならいいですよ、〇〇の時間帯ならいいですよ
危ないからだめ！	もしケガをしたら心配です。
何をしていますか！	今、何をしていますか？

●わかりやすい情報提供

発達障害、知的障害、精神障害のある方に情報を伝える方法が難しい場合があります。

情報提供をわかりやすくするために、文章の書き方やレイアウトについての方法を示した、「わかりやすい情報提供のガイドライン」が全国手をつなぐ育成会連合会で作成されています。

<http://zen-iku.jp/Info/release/3084.html>

◆主な障害者団体、支援団体等の連絡先◆

パニック時やトラブルの際の対応で協力が必要な場合には、地域の支援団体等に問合せることが有効です。下記の団体等のホームページに掲載されている障害の特徴や地域の障害者団体の連絡先、相談窓口などの情報を参考にしてください。

障害者団体

全国手をつなぐ育成会連合会	http://zen-iku.jp/	電話：077-572-9894
一般社団法人 日本自閉症協会	http://www.autism.or.jp/	電話：03-3545-3380
特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合会	http://www.zensairen.sactown.jp/	電話：03-5438-5591
一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet)	http://jddnet.jp/	電話：03-5733-6855
特定非営利活動法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会連	http://www.dpi-japan.org/	電話：03-5282-3730
公益社団法人 日本てんかん協会	http://www.jea-net.jp/	電話：03-3202-5661
特定非営利活動法人 日本トゥレット協会	http://tourette-japan.org/	電話：03-6912-9625
全国自立生活センター協議会 (JIL)	http://www.j-il.jp/	電話：042-660-7747
特定非営利活動法人 全国盲友会連絡協議会	http://zengenren.org/	電話：03-3942-9436

障害者関連情報

発達障害情報・支援センター	http://www.rehab.go.jp/ddis/	FAX：04-2995-3137
発達障害教育情報センター	http://icedd.nise.go.jp/	運営：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
障害者情報ネットワーク ノーマネット	http://www.normanet.ne.jp/	電話：03-5273-0796 ((公財)日本障害者リハビリテーション協会)
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	http://www.nise.go.jp/cms/	電話：046-839-6803
「発達障害ってなんだろう？」政府広報オンライン	http://www.gov-online.go.jp/featured/201104/	

行政

国土交通省バリアフリー・ユニバーサルデザイン	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/
内閣府バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進	http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/

近隣の連絡先をあらかじめ把握し、記入しておきましょう。

	施設名	連絡先 (電話番号)
支援センター 障害者支援センター 精神保健福祉センター など		
学校や施設 特別支援学校 知的障害者通所施設 など		

発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック

知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック改訂・検討ワーキング編

発行：国土交通省総合政策局安心生活政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL03-5253-8111

作業協力：社会システム㈱

◀ご覧になった方へ▶

「もっとこういう冊子に」「もっとこういう情報が欲しい」などのご要望・ご意見がございましたらご連絡ください。スパイラルアップ(継続的改善)の観点から、速時この冊子を見直し、皆様の声でよりよいものにしていきたいと考えております。

色覚障がいのある人に配慮した 色使いのガイドライン

平成23年9月

大 阪 府

1 ガイドライン作成の目的

チラシやリーフレット、さらには施設や街中のサイン・案内図などでは、見やすさ、分かりやすさなどの利便性の観点から、色を使った表示が多くなされています。しかしながら、色の使い方での配慮が足りないために、色覚障がいのある人にとって、情報が確実に伝わらないことがあります。

このガイドラインでは、色覚障がいのある人を含め、より多くの府民の方にとって、見やすく分かりやすい情報を提供するために、配慮すべき事項について解説しています。今後、府内の公的機関のみならず民間活動においても、色覚障がいのある人に配慮した表示やデザインに取り組んでいただくため、幅広くこのガイドラインを活用していただきたいと考えています。

2 色覚障がいの状況

情報受信におけるハンディキャップの一種に、色覚障がいがあります。人間の目の中で、重要な働きをするのが網膜です。その網膜の視細胞に錐体（すいたい）と呼ばれるものがあり、これが色を見分ける働きを担っています。錐体には、「赤錐体、緑錐体、青錐体」の3種類があり、これらがそれぞれ赤・緑・青の光の3原色を感じる機能を持っています。これら錐体に異常があると、一般とは異なる色の感じ方をすることになり、色覚障がいとされます。

色覚障がいは、日本人男性の約20人に1人（約5%）、女性で約500人に1人（約0.2%）の割合で現われます（参考：日本眼科学会ホームページ）。国内には、約320万人の色覚障がいのある人がいると言われています。

色覚障がいにはいくつかの種類があります。

- ・赤を感じる視細胞に異常があるのを「1型」といい、色覚障がい全体の約25%
- ・緑を感じる視細胞に異常があるのを「2型」といい、色覚障がい全体の約75%

この両者は赤から緑への波長域の色差が感じにくくなり、見え方としては近いものになります。このパターンの色覚障がいは、以前は「赤緑色盲」と呼ばれていました。なお、青を感じる視細胞に異常がある場合は「3型」とされます。

これら3つの型には「1型2色覚」、「2型3色覚」など、さらに細分化されます。（※人間の目の赤・緑・青を感じる機能のいずれか1種類を失っているものを「2色覚」、いずれか1種類の機能が低下している場合（以前は「色弱」と呼ばれていました）を「異常3色覚」といいます。）なお、2つ以上の錐体が機能しない人は全く色を識別できなくなり、以前は「全色盲」、今日では「1色覚」と呼ばれている色覚障がいです。

詳しくは13ページを参照してください。

※色の識別がしにくい方の呼称には様々な言葉が使われていますが、このガイドラインでは「色覚障がい」を使用しています。

3 色覚障がいのある人にはどのように色が見えるか

色覚障がいのある人にとって「赤と緑」、「青と紫」、「深緑と茶色」、「水色とピンク」などが識別しにくい色の組み合わせです。

また、彩度の高い色に比べて、「灰色と淡い水色」、「灰色と淡い緑」などのような彩度の低い色の組み合わせは、識別がより困難になります。

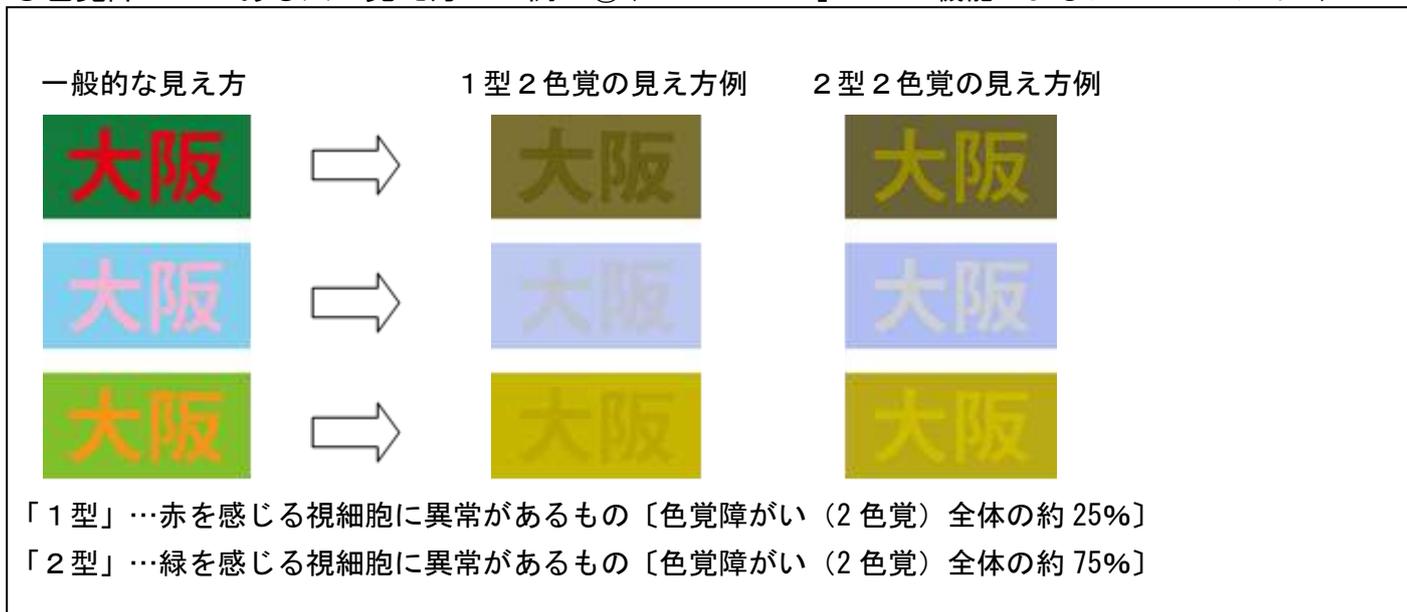
※彩度とはそれぞれの色で、白・灰色・黒色の混ざっている度合を言い、これらの色が混ざらないほど彩度は高くなります。

【色覚障がいのある人の見え方】

○色覚障がいのある人の見え方の一例 ①（見分けにくい色の組み合わせの例）



○色覚障がいのある人の見え方の一例 ②（「Illustrator」7°ビュー機能によるシミュレーション）



【色による識別が難しくなっているデザイン事例】

○カレンダー 赤字で示された休日が、色覚障がいのある人の見え方では、黒字と見分けにくくなってしまい、平日との識別が難しくなっています。

一般的な見え方



色覚障がいのある人の見え方例



○色鉛筆 赤系の色鉛筆2本と緑系の色鉛筆2本が見分けにくい色になっています。青と紫も区別しにくくなっています。

一般的な見え方



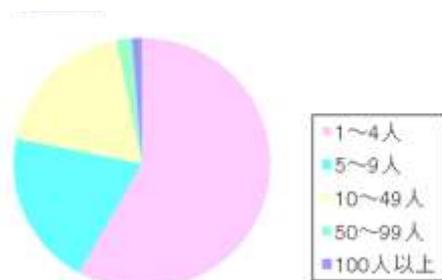
色覚障がいのある人の見え方例



○グラフ 色覚障がいのある人が見分けにくい色が隣接しているため、わかりにくいグラフになっています。また、凡例の色の見分けが難しいものとなっています。

一般的な見え方

〇〇〇〇数



色覚障がいのある人の見え方例

〇〇〇〇数



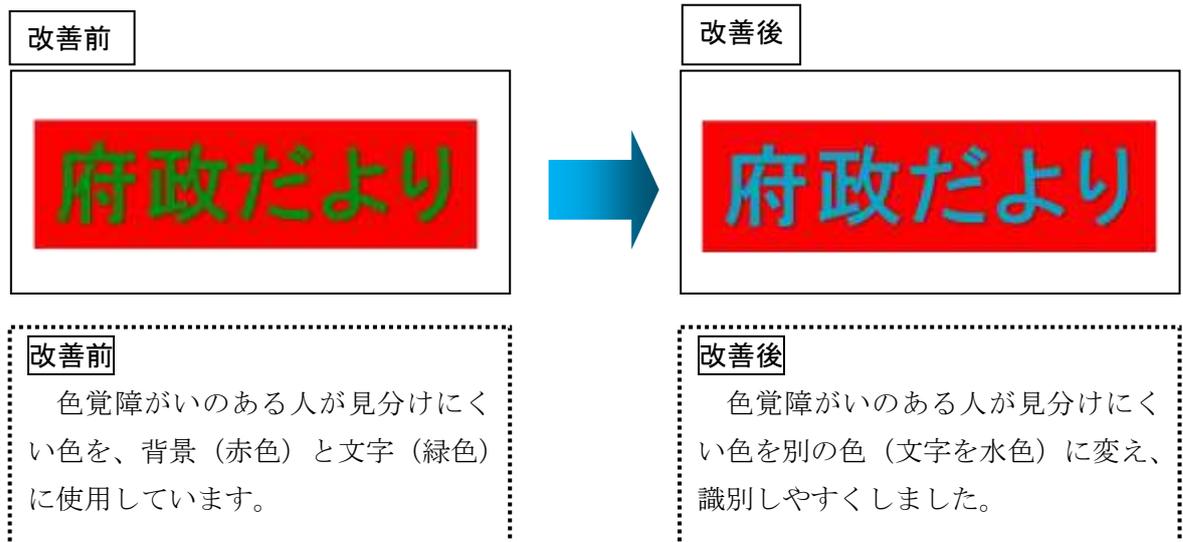
4 色の使い方等の配慮

色覚障がいのある人への配慮として、色の使い方はもちろん大事なことでありますが、識別を容易にするために、色や様々な手法を組み合わせる必要があります。

(1) 色の使い方

①色の組み合わせ

2ページ「3 色覚障がいのある人にはどのように色が見えるか」で例示している色の組み合わせに注意してください。

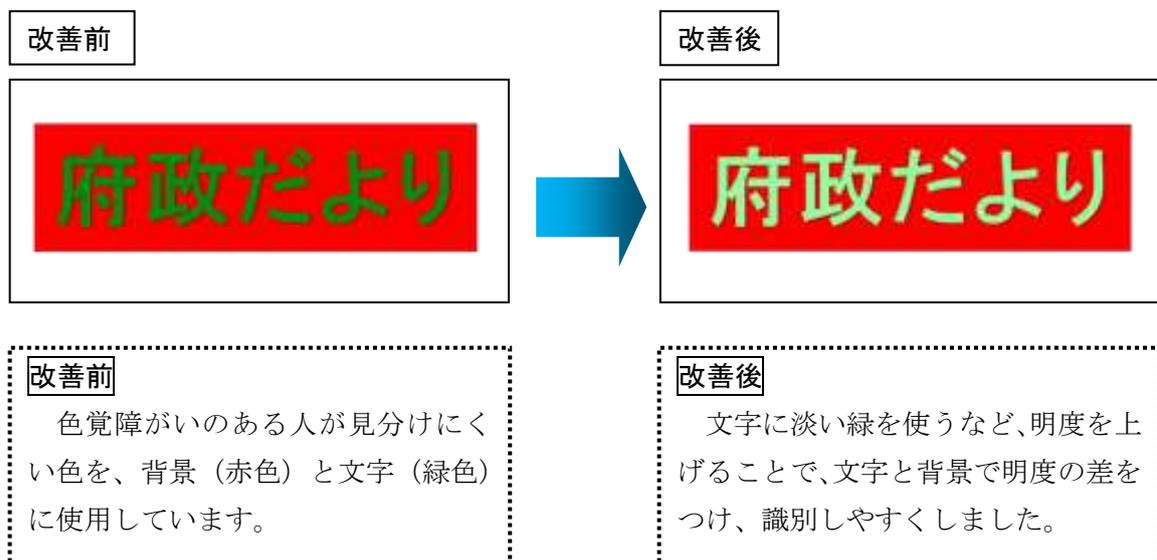


②明度差

明度とは色の明るさのことを言います。

明度を上げていくと明るく、明度を下げていくと暗くなります。

特に、「赤と緑」、「深緑と茶色」、「青と紫」などの見分けが難しくなります。



(2) 色の使い方以外の工夫

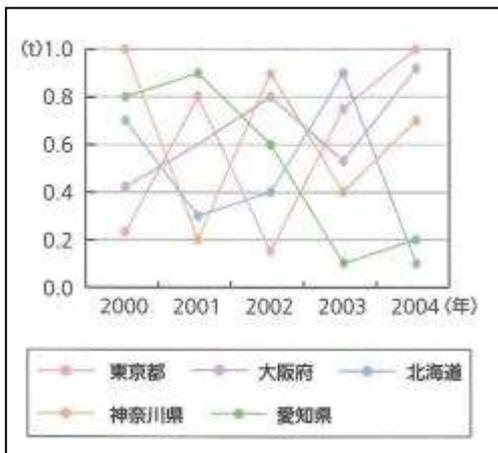
色だけに頼った情報提供を行うのではなく、色がなくても理解できるようデザインすることが重要です。具体的には、次のような工夫が求められます。

①色の分類だけでなく、色名や文字、記号情報などを併記

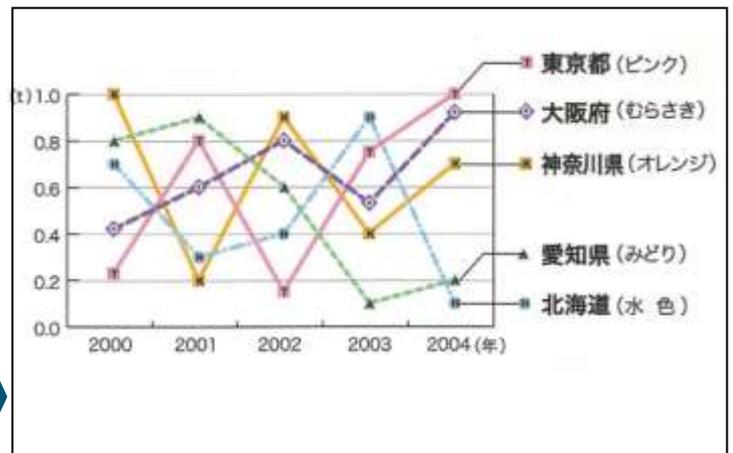
また線の太さや線種などを調整

あらゆる人にとって、わかりやすい情報とするための有効な手法です。

改善前



改善後



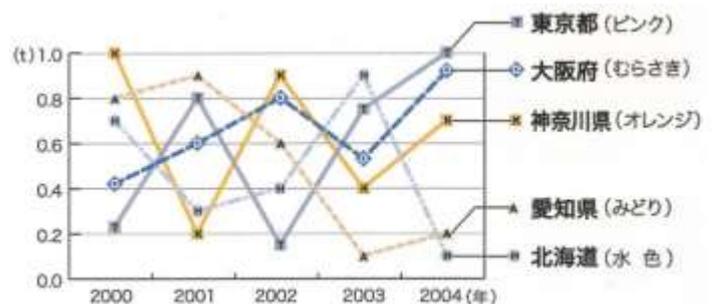
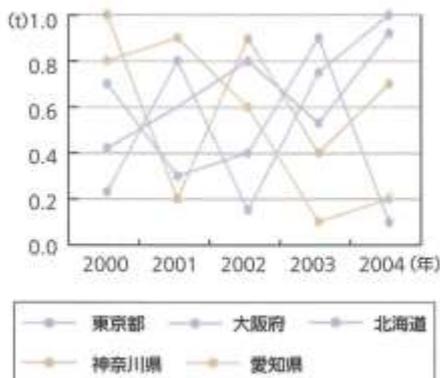
改善前

- ・線の種類が同じであり、見にくくなっています。
- ・凡例がグラフの欄外にあり、どこを示しているかが、わかりにくくなっています。

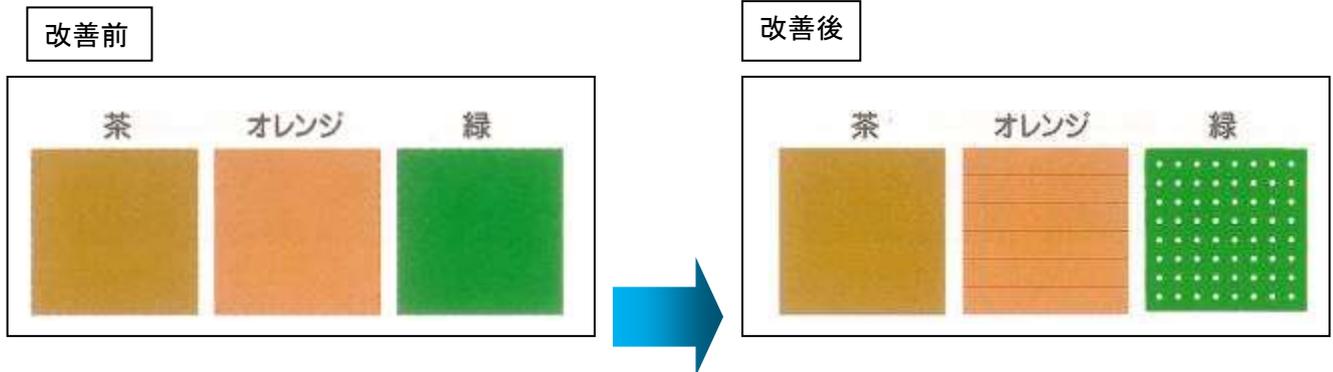
改善後

- ・グラフの線を太くして見やすくし、点線など線の種類を変えています。
- ・凡例はグラフから引き出す形とし、色名を併記しました。

【参考】色覚障がいのある人の見え方例



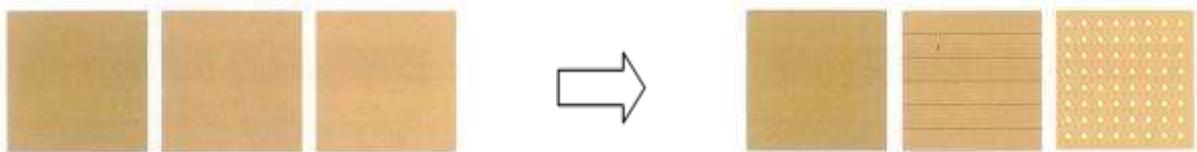
②色を塗った部分に「柄」を加える（ハッチング）
路線図やグラフの作成などに有効な手法です。



改善前
色だけで、違いを見分けるものとなっています。

改善後
茶、オレンジ、緑に「無地」、「横線」、「点」という柄を追加しました。これにより、柄の違いで情報を識別できるようになりました。
※ハッチングを使用するときは、色覚障がいのない人が見えにくくならないよう注意しましょう。

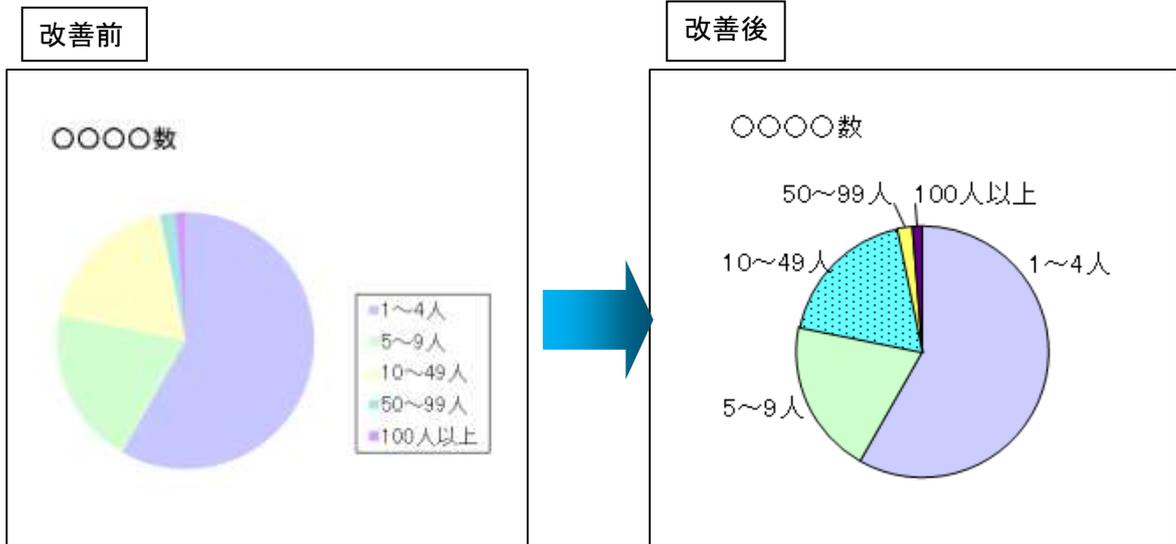
【参考】色覚障がいのある人の見え方例



(3) 色の使い方や、それ以外での工夫を踏まえた改善事例

① グラフ

見分けにくい色を隣接して使う場合は、境界線や地模様などで工夫しましょう。
凡例はグラフ内にも記載しましょう。



改善前

- ・混同しやすい色（薄い黄緑と薄黄色）が隣接し、境界がわかりにくくなっています。
- ・凡例がグラフのどの部分に対応しているのかが、わかりにくくなっています。

改善後

- ・境界線や地模様を追加し、グラフの違いが分かるようにしました。
- ・凡例をグラフ内に表示することで、対応している個所がわかりやすくなりました。

②地図

地図は、色だけの表示に頼らないようにしましょう。

見分けにくい色を隣接して使う場合は、境界線や模様などで工夫しましょう。

改善前



改善後



改善前

- ・道路や施設などを色だけで表示しており、境界がわかりにくくなっています。
- ・色覚障がいのある人が見分けにくい色（濃い緑色と黒色）を背景と文字に使用しています。
- ・鉄道路線の違いを色のみで区別しています。

改善後

- ・道路や施設など色の異なる個所に線を追加し、境界を明確にしました。
- ・背景色の濃い緑色を、薄い緑色に変更することにより、黒色の文字が見やすくなりました。
- ・鉄道路線の違いを色に加え、線の種類を変更することで、区別しやすくなりました。

③サインや案内図、申請書など

サインや案内図を作成する場合は次の点に注意してください。

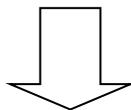
- ・より多くの人が見分けやすい色の組み合わせを選択する（2ページ「色覚障がいのある人の見え方」を参照）。
- ・色と色の境界には白または黒の細線で縁取りを行う。
- ・色の面積を大きくとる（線を色分けするときには大きくする）。
- ・色名を書く（色名を使った案内が予想される場合）。
- ・屋外のサインの場合には退色に注意し維持管理を行う。

(ア) サイン

配慮に欠けた例



配慮された例



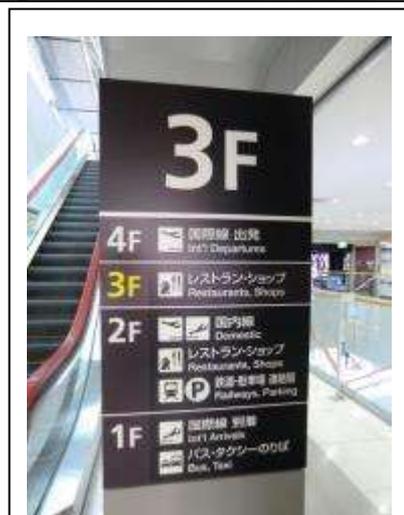
【参考】色覚障がいのある人の見え方例



配慮に欠けた例

背景（黒）と文字（赤）が色覚障がいのある人が見分けにくい色で表示しています。

配慮された例



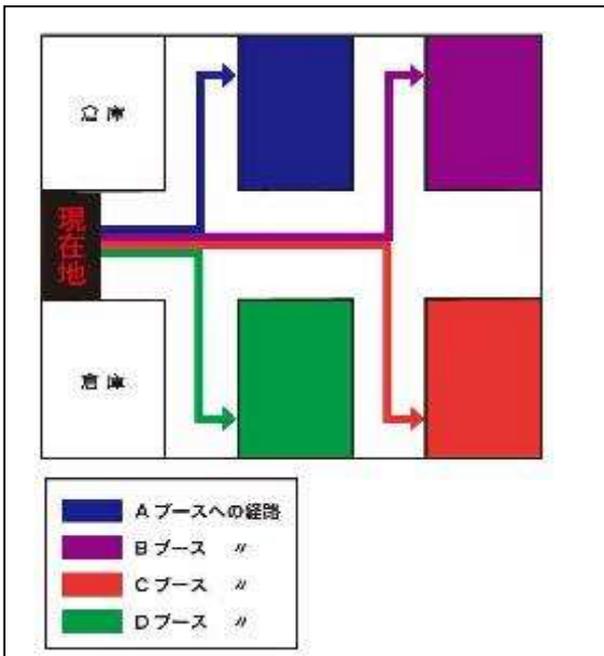
背景（青や黒）と文字やピクトグラム（絵記号・白）に明度差があり、視認しやすいものとなっています。（必要に応じて、日本工業規格（JIS）JIS Z 8210 標準案内用図記号を使用（詳しくは13ページを参照））

【参考】サイン案の作成の手順

- ①全体構成と併せて、伝えたい情報の優先順位と配色の関係を考える。
（変更が難しい色（シンボルカラーなどが決まっている場合はその色）を優先的に配置）
- ②背景など大きな面積を塗り分ける色を決め、配置する。
- ③建物や道路、現在地など小さな面積の色を決め、配置する。
- ④標識等ピクトグラム（絵記号）を選択する。
- ⑤サイン全体をチェックし、伝えたい情報が読み取れるかどうか確認する。

(イ) 案内図

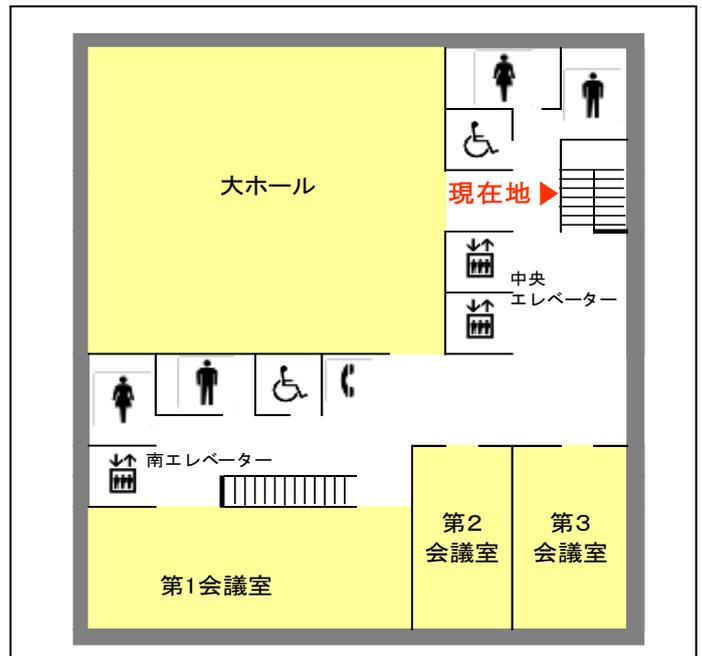
配慮に欠けた例



配慮に欠けた例

案内の経路を色のみで区分し、表示しています。

配慮された例



配慮された例

「現在地」が目立つようにオレンジ色で表示し、また、ピクトグラム（絵記号）を使用し、視認しやすいものとなっています。

(ウ) 申請書への色の記載

改善前

〇〇〇 申込書（団体用）	
	記入欄
申込者	住所
〇〇〇 申込書（個人用）	
	記入欄
申込者	住所 氏名
連絡先	電話（ ）
	FAX（ ）
	Eメール（ ）
参加人数	約 名

改善前

色でしか違いが判別できない申請書になっています。
※「(団体用)」では、「ピンク色の用紙に・・・」と口頭で説明した場合は判別できません。

改善後

〇〇〇 申込書（団体用）		ピンク
	記入欄	
申込者	住所	
〇〇〇 申込書（個人用）		水色
	記入欄	
申込者	住所 氏名	
連絡先	電話（ ）	
	FAX（ ）	
	Eメール（ ）	
参加人数	約 名	

改善後

色でのコミュニケーションも図れるよう、色名（「ピンク」、「水色」）を明示しました。

5 シミュレーションツールの活用（パソコンソフトおよびバリエントール）

印刷物や施設の案内サイン、表示物について、パソコンの色覚シミュレーションソフトやバリエントールを活用し、色を使って情報伝達したい部分が、作成者が意図する内容として伝わっているかを確認することができます。

(1) 色覚シミュレーションソフト

パソコンデータは色覚シミュレーションソフトにより確認することができます。

※シミュレーションソフトの例

無料ソフト…「富士通カラードクター」ではディスプレイ上の表示内容を、各色覚特性に応じてシミュレート表示できます。

（その他にも無料ソフトがあります。）

有料ソフト…アドビシステムズ社のパソコンソフト CS4 以降のバージョンの

「Illustrator」や「Photoshop」でも色覚障がいのある人のプレビューが可能です。

(2) バリエントール

色覚障がいのある人が感じている色の見分けにくさを、色覚障がいのない人が体験できるメガネ型特殊フィルタです。メガネをかけて見るだけで、色覚障がいのある人にとって見分けにくい配色を探し出すことができます。

バリエントールは、色覚障がいのある人の色の見え方簡易確認ツールですが、パソコンのモニターなど発光物体には対応していません。また、色覚障がいのある人の見え方を完全に再現するものではありません。あくまで参考として活用してください。



6 色使いのチェックリスト

印刷物、施設におけるサイン・案内図などを作成する場合、次の項目でチェックし、色覚障がいのある人に配慮されているかを確認してください。

(1) 色の使い方

- 同色系の組み合わせや明るい色だけの組み合わせ、暗い色だけの組み合わせはできるだけ避け、明るい色と暗い色を対比させている。
- 文字と背景には色の明るさで差をつけているか、差のついた色で文字に縁取りをしている。
- 色の違いだけでなく、書体(細字と太字など)、囲み罫や下線、記号などの文字情報、網掛けなどを活用することにより、色に頼らなくても情報が得られるように工夫している。
- 色名だけで対象物を示さず、文字情報(位置や形の説明・記号など)でも理解できる工夫をしている。矢印などで直接対象物を示している。
- 色が区別できても、何色なのかがわからない人がいるので、色名による情報伝達が考えられる場合は、凡例などに色名を文字表記している。
- 小さい色文字は出来るだけ避け、利用する時はできるだけ濃い色を使っている。

(2) 施設におけるサイン・案内図の配慮事項

- 案内図の表示は、大きく分かりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。
- 案内図では「現在地」が目立つよう、背景の色を工夫したり白で囲ったりする。
- ピクトグラム(絵記号)を使う場合には文字表示も併せて行う。
- 電光掲示板の赤い文字が見えにくい人がいるので、暗く見える赤は使用しない。

(3) 最終確認

- 白黒コピーしても内容が理解できる。
- バリエントール(メガネ型特殊フィルタ)で見分けにくい色と配色を点検する。
- パソコンデータの場合、色覚シミュレーションソフトで見分けにくい色と配色を点検する。

<色覚障がいのある人への配慮や注意点>

- ・色覚障がいのある人に対する考え方として、「2色覚」の人に配慮することで、「異常3色覚」の人にも対応できます。
- ・色覚障がいのある人に配慮したことによって、色覚障がいのない人が見えにくくならないよう注意しましょう。

<参考資料>

○財団法人日本眼科学会による眼科用語（呼称）

現在の呼称		従来の呼称
1色覚		全色盲
2色覚	1型2色覚	赤緑色盲
	2型2色覚	
	3型2色覚	青黄色盲
異常3色覚	1型3色覚	赤緑色弱
	2型3色覚	
	3型3色覚	青黄色弱
正常色覚		

※このガイドラインでは、「1色覚（全色盲）」、「2色覚（色盲）」、「異常3色覚（色弱）」を総称して、「色覚障がい」と表記しています。

○日本工業規格（JIS）JIS Z 8210・・・「標準案内用図記号」

文字や言葉に代わって表示するものとして、「案内用図記号（JIS Z 8210）」が定められています。



標準案内用図記号の一例

上段左から、「エレベーター」、「お手洗」

下段左から「障がいのある人が使える設備」、「駐車場」

※詳しくは、「交通エコロジー・モビリティ財団」ホームページの「標準案内用図記号」をご覧ください。
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_jis110.html

- 【 監修 】 特定非営利法人 メディア・ユニバーサル・デザイン協会
【 協力 】 大阪府印刷工業組合
【参考資料】 全日本印刷工業組合連合会発行
「メディア・ユニバーサルデザインガイドライン」



府民文化部府政情報室広報広聴課 TEL 06(6944)6063
福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 TEL 06(6944)9175
住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 TEL 06(6210)9717
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/>

平成 23 年 9 月 30 日作成

わかりやすい情報提供のガイドライン

知的障害により文字を読んだり、読んだ内容を理解することに難しさをもつ人たちが、一般の人たちと同じように、さまざまな情報を得て、自分の生活を豊かに生きることを支援するためのガイドラインです。視覚障害の人たちには、見えやすさと聴覚的情報を、聴覚障害の人たちには、聞こえやすさと視覚的情報の提供が効果的であることは社会的に理解されていますが、知的障害の人たちへの情報提供の方法は、無理解、無策な状態にあります。わかりやすく伝える方法の難しさと、その方法を積極的に要求できる人が少ないという障害特性等が、情報提供を遅らせている理由と考えられます。例えば、漢字にルビを振るという書式を改めるだけでは、彼らに情報は届きません。情報の内容自体を薄めることなく、わかりやすい文章と、理解を補助するためのレイアウトが必要です。このガイドラインは、その方法を提供するものです。書き言葉だけではなく、話し言葉による情報提供の参考にもなります。また、日本語に不慣れな外国人や高齢者、子ども等への情報提供にも応用できます。このガイドラインが、社会的に広く利用され、情報提供において合理的な配慮がなされることを望みます。

なお、ガイドラインの▼は例を示します。例は、知的障害や自閉症等の人たちが参加して制作した、彼らの図書館利用を進めるための「ようこそ図書館へ」等から引用、出典しています。矢印(↓)は、一般的な文章からわかりやすい表記にリライト(書き換え)したことを示します。

1. テキスト(文章)について

【具体的に書く】

- 難しいことばは使わない。常とう語(ある場面にいつもきまって使われることば)を除いて、漢字が4つ以上連なることばや抽象的な概念のことばは避ける。
- 具体的な情報を入れる。
- 新しい情報を伝えるときには、背景や前提について説明する。

○必要のない情報や表現はできるだけ削除する。
○一般的にはあたりまえのことと思われても、当事者にとって重要で必要だと考えられる情報は入れる。

▼難しいことばは使わない。具体的な情報を入れる。

資料の貸出延長はできません。ご事情のあるときは担当までご連絡ください。

↓

借りた本や ビデオ、DVD、カセット、CDは、返却日までに返しましょう。
返すのが 遅れるときは、図書館に れんらくしてください。

連絡がなく長期に返却が遅れた場合は、一定期間貸出が停止になります。

↓

△ヶ月間 返さないと、△ヶ月間 借りることが できません。

AV（オーディオ・ビジュアル）コーナーには、障害者専用のAV視聴ブースがあります。

↓

障害のある人だけが使える ビデオやオーディオの へやが あります。

▼必要のない情報や表現はできるだけ削除する。

図書館の本をインターネットで予約する方法についての記述部分。

図書館のホームページの障害者サービスページを使う方法は複雑なため、必要な人はカウンターに問い合わせてもらうことを想定して削除する。

「図書館カードと、パスワードと、暗号カードが あります。

パスワードと 暗号カードが ほしい人は、図書館の人に 言いましょう。
~~図書館のホームページの障害者サービスページを使うと、1回で、カード番号やパスワードの入力ができます。~~

予約をした 本などが そろったときに、メールで れんらくしてもらえます。

れんらくしてほしい人は、図書館にメールアドレスを 伝えてください。」

▼一般的にはあたりまえのことと思われても、当事者にとって重要で必要だと考えられる情報は入れる。

図書館は 誰でも 利用できます。お金は いりません。
借りたい本が 見つけれないとき、何を 借りたらいいのか
わからないとき、借りる方法が わからないときは、図書館の人に
たずねましょう。

【複雑な表現を避ける】

- 比喩や暗喩、擬人法は使わない。
- 二重否定は使わない。
- それぞれの文章に重複した「のりしろ」を付ける（指示語を多用せず、あえて二度書く）。
- 名称等の表記は統一する。

▼比喩や暗喩、擬人法は使わない。

比喩や暗喩…白黒つける。黄色い歓声。空気が読めない。雪のような白い肌。鬼のよ
うな先生。猫をかぶる
擬人法…風がささやく。山が動く。目が笑う。腹をわって話す。肝をつぶす。

▼二重否定は使わない。

本の返却が遅れた場合、図書館に連絡をしないということはないようにして
ください。

↓

本の返却が 遅れた場合、図書館に 連絡してください。

▼それぞれの文章に重複した「のりしろ」を付ける（指示語を多用せず、あえて二度書く）。

図書カードを 作りましょう。図書カードを 作ると、
いつでも 借りることが できます。
返却口には 図書館の人が います。借りた本は 返却口に 返しましょう。

【文章の構成をはっきりさせる】

- 手順のある内容は、番号をつけて箇条書きで記述する。

- 大事な情報は、はじめにはっきりと書く。
- 一文は一つの内容にする。内容が二つある場合は、三つの文章に分ける。
- 話の展開は、時系列に沿う。
- 接続詞はできるだけ使わない。
- 主語は省かない。

▼手順のある内容は、番号をつけて箇条書きで記述する。

借りるときには、自分の名前や住所がわかるものと、障害者手帳を図書館の人に見せましょう。



借りるときには、

- ①「図書カード」を作ります。自分の名前や住所がわかるもの、または、障害者手帳を図書館の人に 見せましょう。
係の人が 図書カードを 作ってくれます。
- ② 図書カードと 借りたい本を 図書館の人に 見せます。
- ③ 図書館の人から 借りた本を 受け取ります。

▼大事な情報は、はじめにはっきりと書く。

本を返す方法について

借りた本などは、返却コーナーに 返してください。図書館が
しまっている ときには、返却ポストに 入れてください。
返却日までに 返しましょう。

▼一文は一つの内容にする。内容が二つある場合は、二つの文章に分ける。

××市に住んでいる人、××市にある学校や仕事をする場所に通う人は、図書館にある本やビデオ、DVD・CD・カセット・マルチメディアデージーを読んだり見たり、借りることができます。



図書館には、本 ビデオ DVD CD カセット
マルチメディアデージー（パソコンで読める本）があります。
××市に 住んでいる人、××市にある 学校や仕事に 通う人は、
借りることができます。

▼接続詞はできるだけ使わない。

図書館の中で おしゃべりを する人が いますが、他の人に 迷惑なので、
静かに しましょう。

↓

図書館の中で おしゃべりを する人が います。
おしゃべりは、他の人に 迷惑です。
静かに しましょう。

▼主語は省かない。

図書館に久しぶりに行った。とても親切に対応してくれた。

↓

私は、図書館に 久しぶりに 行った。
図書館の人が、とても 親切に対応してくれた。

返却日を2週間延ばすことができます。

↓

本を借りた人は、返却日を 2週間 延ばすことが できます。

【表記】

- 横書きを基本とする
- 一文は30字以内を目安にする。
- 常とう語は、そのまま用いる。
- 常とう語を除く単語には、小学校2～3年生までの漢字を使い、漢字にはルビをふる。
- アルファベット・カタカナにはルビをふる。
- なじみのない外来語はさける。
- 漢数字は用いない。また時刻は24時間表記ではなく、午前、午後で表記する。
- はっきりとした見やすい字体（ゴシック体）を使う。

▼常とう語（ある場面にいつもきまって使われることば）は、そのまま用いる。

借りた本やビデオ、DVD、カセット、CDは、返却日までに返しましょう。

駐車場は、身体障害者手帳を見せると お金は いりません。

※その他に、障害者差別禁止法、××市障害福祉課、福祉サービス等利用計画など

▼なじみのない外来語はさける。

コンプライアンス、ダイバーシティ、アセスメント

2. レイアウトについて

- 文字は、12ポイント以上のサイズを使う（ルビは該当文字の上部に半分程度のポイントで記述する）。ただし、サイズにこだわるあまり見やすさを失わせない。
- テキストを補助するために、内容を表す絵記号（ピクトグラム）を使う。
- テキストを補助するために、内容を表す写真や絵を使う。
- 本や冊子は、できるだけ見開き2ページで1つの事柄が完結するように書く。
- 意味のある単位でわかちがきにする。
- 行間をあける。・一つの文がまとまって見られるように改行する。
- 必要に応じて、枠外等に用語や概念の補足説明を加える。
- もっとも伝達したいことやキーワードは、色分けや太字、囲みなどで強調する。

▼文字は、12ポイント以上のサイズを使う（ルビは該当文字の上部に半分程度のポイントで記述する）。

- × としょかん めーるあどれす つた
図書館にメールアドレスを伝えてください。
- × 図書館（としょかん）に メールアドレス（めーるあどれす）を
伝（つた）えてください。
- としょかん めーるあどれす つた
図書館にメールアドレスを伝えてください。

▼テキストを補助するために、内容を表す絵記号（ピクトグラム）を使う。

（絵記号には、JIS 参考例のコミュニケーション支援用絵記号、日本版 PIC シンボル・日本版 PCS などがある）

図書館利用案内「ようこそ図書館へ」に使用した絵記号と意味の例（JIS 参考例のコミュニケーション支援用絵記号※¹等を使用）



借りる



返す



コンピューターで予約する



設備



本を読むのに、
おてつだいがいる人

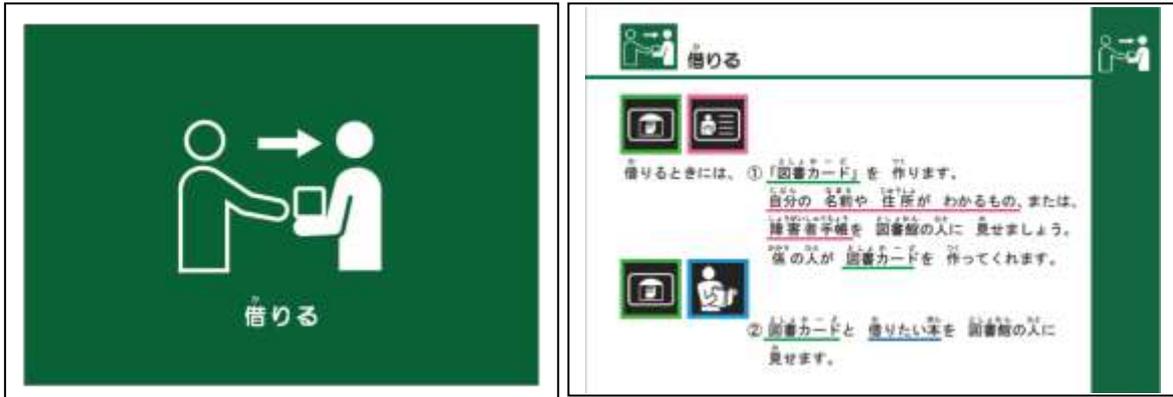


わからないことや
こまったことがあったときは



「ようこそ図書館へ」図書館のきまりを絵記号で示す

▼本や冊子は、できるだけ見開き2ページで1つの事柄が完結するように書く。



「ようこそ図書館へ」両開き（左ページに絵記号で項目、右ページに内容）



大阪精神薄弱者愛護協会*注「すこやかハンドブック」

▼意味のある単位でわかちがきにする。

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。



予約をした 本などが そろったときに、
メールで れんらくして もらえます。

れんらくしてほしい人は、図書館にメールアドレスを伝えてください。



れんらくして ほしい人は、図書館に メールアドレスを
伝えてください。

▼行間をあける。

(行間が詰まり、ルビがつぶれた例)

サッカー日本代表は、2対0でヨルダンに勝ちました。
本田選手と香川選手がゴールを決めました。
次は、3日後の1月23日にUAEと戦います。

▼一つの文がまとまって見られるように改行する。

× 予約をした 本などが そろったときに、メー
ルで れんらくしてもらえます。

○ 予約をした 本などが そろったときに、
メールで れんらくしてもらえます。

▼必要に応じて、枠外等に用語や概念の補足説明を加える。

図書館で、本・ビデオ・DVD・CD・カセット・マルチメディアデージー
※を借りる・読む・見るための案内。

※マルチメディアデージーとは、パソコンや iPadなどで、本を 読む声を
聞きながら、文字と 絵や 写真を、いっしょに 見ることができる図書です。
読まれている文字に するしがつくので、どこを 読んでいるのかが
わかります。

▼もっとも伝えたいことやキーワードは、色分けや太字、囲みなどで強調する。

図書館の利用のしかたを説明します。

図書館の利用のしかたを説明します。

3. 伝達手段

○紙ベースの著作物は音声でも聞けるように、パソコンや電子図書やマルチメディアデージー※2等で利用できるようデジタルデータに変換して、聴覚的な情報を併用することが望ましい。

○紙ベースの著作物は、口頭で補足説明することが望ましい。

4. 注意事項

○読む能力、聞く能力には個人差があるので、個人の障害特性に配慮する。

○対象者の年齢を尊重し、年齢に相応しいことばを使う（子ども向けの表現は避ける）。

【引用文献】

『ようこそ図書館へ』（近畿視覚障害者情報サービス研究協議会 LL ブック特別研究グループ、2011年）

『知的障害者の図書館利用を進めるためのLL（やさしく読める）図書館利用案内』（藤澤和子、河西聖子、2012年、図書館界 Vol164、No. 4、pp. 268-276）

【参考文献】

- 『わかりやすさの本質』生活人新書（野沢和弘、2006年、日本放送出版協会）
- 『LL ブックを届ける—やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』（藤澤和子、服部敦司、2009年、読書工房）
- 『知的障害者への「わかりやすい」情報提供に関する検討—「ステージ」の実践と調査を中心に—』（打浪（古賀）文子、2014年、社会言語科学 Vol17、No. 1、pp. 85-97）

【参考 URL】

- ※1) JIS 参考例のコミュニケーション支援用絵記
http://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis_t0103.php
- ※2) マルチメディア DAISY
<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/index.html>

* 注 現在の名称は、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会

出典：全国手をつなぐ育成会連合会

知的障害者にわかりやすい テレビ番組づくりのガイドライン

昨年の「わかりやすい情報提供のガイドライン」に続き、テレビ番組についてのガイドラインを試作しました。テレビ番組はもちろん、映像・動画制作全般に関わるすべての人や組織に使ってもらえるよう、このガイドラインを育てていきたいと考えています。

テレビ放送は、現在の社会において欠かすことのできない情報獲得や娯楽の手段ですが、知的障害者は十分にサービスを楽しむことができないのが現状です。平成25年12月に日本でも批准された障害者権利条約では、障害者が自立生活を送り、平等に社会のあらゆる面にアクセスすることを可能にするため、放送を含む情報アクセシビリティを進めることが規定されています。しかし、具体的な国際基準がないため、知的障害者にわかるように情報提供をすることは、送り手に任されています。

この状況の改善を目指し、テレビ放送における知的障害者の情報アクセシビリティを向上させることを目的として、大阪手をつなぐ育成会では関係機関と協力して「知的障害者にわかりやすいテレビ番組づくりのガイドライン」を作成しました。このガイドラインでは、知的障害者の認知特性を踏まえ、彼ら彼女らにわかりやすいテレビ番組を提供するための具体的な配慮事項として、①話者の話し方、②画面の視覚的配慮、③音声解説や字幕の利用方法の3項目にまとめました。それぞれについて、具体的な手立てを挙げています。

知的障害者がテレビ番組を楽しみ、必要な情報を得るために、送り手がどのようなことに配慮すべきか、広く知ってもらえるよう提案します。テレビ番組以外の映像・動画制作にも応用できる内容になっています。





ニュース番組のアナウンサーや解説者、バラエティの司会、ドラマのセリフ、音声解説等の話し方のポイントです。

① ゆっくり話す。

- ◆ 障害者が返事するときに時間がかかることがあるので、ゆっくり待つ。

② 障害者に対して年齢に相応しいことばを使う。

- 例) × こっちに来て。 ○ こちらにお越しください。
 × △△を持ってる？ ○ △△をお持ちですか？

③ 具体的に話す。

- ◆ 難しいことばは、意味の説明を加えたり、簡単な言い方に変える。
- ◆ 具体的な情報を入れる。
- ◆ 新しい情報には、背景や前提についての説明を加える。
- ◆ 日常生活で見慣れないものは、よく使う身近なものに置き換える。
- ◆ 必要度合いの低い情報や表現はできるだけ削除する。

④ 複雑な表現は避ける。

- ◆ 比喻や暗喩は使わない。
- ◆ 二重否定は使わない。
- ◆ 指示語を多用せず、あえて二度言う。
- ◆ なじみのない外来語は使わない。
- ◆ 必要な常とう語（ある場面にいつもきまって使われることば）は、そのまま用いる。
- ◆ 同じものや事柄については、同じ言い方（名称）で統一する。
- ◆ 時刻は、24時間表現ではなく、午前、午後で話す。

⑤ シンプルな構文で話す。

- ◆ 大事な情報は、はじめにはっきりと話す。
- ◆ 文章は短く、1文では1つの内容を話す。内容が2つある場合は、文章を分ける。
- ◆ 話は、時系列に沿って展開させる。
- ◆ 主語は省かない。
- ◆ 接続詞はできるだけ使わない。

2 画面の視覚的 な配慮

見やすく、わかりやすい
画面にするために
配慮するポイントです。

①音声は、字幕で画面に表示する。(内容の詳細は4ページを参照)

②文字表示での配
慮をする。

- ◆ 文は、意味のある単位でわかちがきにする。
- ◆ 意味のまとまりを意識して改行する。
- ◆ 横書きを基本とする。
- ◆ 常とう語を除く単語には、1～3年生までの漢字を使用する。
- ◆ 漢字、カタカナ、アルファベットにはルビを振る。
- ◆ ルビは、文字の上部に半分程度のポイントで表記する。
- ◆ はっきりとした見やすいゴシック体の文字を使う。
- ◆ 漢数字は用いない。時刻は、24時間表記ではなく、午前、午後の表記を使う。

③話しことばの理
解を助けるため
の視覚イメージ
情報を併用する。

- ◆ ニュース番組の解説等は、内容に合わせて動画、図や絵、写真、模型などを併用する。

障害者差別の電話相談
が始まりました。



④色覚異常に配慮する。



(色弱者の色の判別
しにくさを表した例)



※色弱者の色の見え方はさま
ざま、図は見え方を再現
したものではありません。

⑤てんかん発作を誘発するちらつきがある時は、注意を促すための表示をする。



一般の放送ではわかりにくいところに音声解説と字幕を加えて情報を補い、理解を促す方法のポイントです。

知的障害者は、場面が変わったことや、時間的な流れが継続せずに跳んだ場合に、変化を理解することが難しい。ドラマやドキュメンタリー等で登場人物がしている行為の意味や気持ちを表情や文脈から理解することも苦手である。また、CM画面の変わり目がわからない人やドラマやノンフィクションの番組が、現実のことと思ひ混乱する人がいる。そのため、番組の中やCM画面の前後で、次のような音声解説や字幕を加えることが望ましい。

①場面の変わり目では、変わったことがわかる説明をする。

例) 大阪から東京に場所が変わる時には「東京に場所が変わる」と加える。

②時間の変わり目では、時間の場面が変わったことがわかる説明をする。

例) 昨日の場面が変わる時には、「昨日のことです」と加える。

③難しいことばは、意味を説明する。

例) 「個人情報の流出」を「名前、生年月日、住所、年齢、罹った病気、納めている税金や年金等の情報が他の人に見られてしまう」と説明する。

④人物の表情の変化や気持ちを説明する。

例) 幼い次郎がお母さんと別れる時に泣きそうになる場面で、「次郎はお母さんと別れるのが悲しかった」と説明する。

⑤人物の行為の意味の説明をする。

例) 太郎がコンピューターで文字を入力している場面で、「太郎は、花子にメールを書いている」と説明する。

⑥ CM画面が変わるときは、「コマーシャルです」等と、CMに場面が変わったことがわかる説明をする。

⑦「この番組は、ほんとうにあった話ではありません」「このお話は、作り話です」等と、ドラマやノンフィクションが現実のことではないとわかる説明をする。

歴史的建造物等におけるバリアフリー整備について

山本早織¹・有田義隆²・小西弘朗³

Saori Yamamoto¹・Yoshitaka Arita²・Hiroaki Konishi³

我が国は、超高齢社会が到来し、2020年にはオリンピック・パラリンピックの開催が予定されている中、だれもが観光を楽しめるような観光バリアフリーを推進していくことが求められているが、重要な観光資源である歴史的建造物は、文化財保護法により現状変更規制がかかるなどバリアフリー化は容易ではない。本稿は、事例調査を踏まえ、歴史的建造物のバリアフリー化の推進に向けた取り組み手法について考察を加えるものである。

キーワード：観光、バリアフリー、文化財、ユニバーサルツーリズム、歴史的建造物

Keywords：tourism, barrierfree, cultural assets, universal tourism, historic monuments

1. はじめに

我が国は超高齢社会に突入し、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定により、より一層のバリアフリー化が求められている。また、2020年には東京オリンピックとパラリンピック開催を控えており、海外からも障がい者も含め多くの旅行者の訪問が想定される。このような状況に対し、我が国は、高齢者や障がい者を含め、だれもが旅行を楽しめるような観光バリアフリーを推進していくことが求められている。

しかし、寺院や神社といった歴史的建造物は我が国の重要な観光資源でもあるが、その多くは文化財保護法あるいは地方自治体の定める文化財保護条例（以下、文化財保護法等）により現状変更に対し規制が課せられているために、バリアフ

リー化が容易ではない。

そのため、本研究では、バリアフリー基本構想の策定とあわせて行った観光のバリアフリーに関する事例調査の結果を踏まえ、文化財保護法等による文化財であることに留意した歴史的建造物のバリアとその対応を整理し、歴史的建造物におけるバリアフリー化推進に向けた取り組み手法について考察することを目的とする。

2. バリアフリー上の課題の分類

歴史的建造物及びその敷地については、文化財保護法等による文化財の分類の違いから、バリアフリー化に取組む際の配慮点は異なる。そのため、ここでは上記の点に留意しながら、バリアを下記の4つに分類・整理する。

¹パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

²パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

³パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

- 1) 屋外空間のバリア
歴史的建造物が立地する敷地内屋外空間は、砂利敷、段差がある等車いす等による通行に適さないことも多いが、文化財保護法等により史跡・名勝に位置づけられていることが多く、現状変更規制がかかるとともに景観にも配慮する必要がある。
- 2) 屋外空間から歴史的建造物へのアプローチ上のバリア
多くの場合、屋外空間と歴史的建造物の間に段差があるが、歴史的建造物そのものは、文化財保護法等により改変することは難しく、また、屋外空間が史跡名勝に位置づけられている場合には景観的な側面にも配慮する必要がある。
- 3) 歴史的建造物内部のバリア
歴史的建造物の内部は、伝統的な工法を用いていることから、敷居等があり、車いすの通行に適さないことが多いが、文化財保護法等により改変することは難しい。
- 4) その他、情報・体験に関するバリア
視覚、聴覚、その他の障害等により、歴史的建造物の魅力を知ったり、体験することにハードルがある方に対しても、歴史的建造物の価値を伝えられるような方策を用意することが重要である。

3. バリアフリーの取り組み実態と課題

先に示した分類ごとに、歴史的建造物の施設管理者が創意工夫のもと取組んだ事例について、その取り組み実態を整理する。

3-1 屋外空間のバリアへの取り組み実態

歴史的建造物の敷地上のバリアへの取り組みとして、3つの事例を取り上げる。

1つ目は、国の史跡として指定されている寺院の参道を車いす等でも通行しやすく、景観的にもなじみが良い石敷きに変更した事例である。かつては玉砂利であった参道を、全面石敷きに整備し、

車いすでも通行できるようにした。しかし、近年のアルミ製の軽量小型の車いすやベビーカーの普及に伴い、石敷きの目地に車輪が挟まり通行しにくいといった問題が起こるようになったため、中央部をさらに目地が狭く、表面が平坦な石敷きに改良している(図1)。



図1 石敷きに改良した参道

2つ目の事例は神社において、施設管理者とボランティアが連携することで、文化財そのものには手を入れることなくバリアフリー化に取り組んでいるものである。この神社は文化財として、そして宗教施設として参道の改変が難しいことから、玉砂利の上でも動きやすいタイヤの太い車いすの貸し出しを行うことで対応するとともに、NPO団体が派遣するボランティアが移動の介助や運び上げを行うことにより、ソフト対応のみでバリアフリー化に取り組んでいる。

3つ目の事例は、城郭の修理時に行われたバリアフリー対応である。この城郭は世界文化遺産であり、天守や櫓等の建築物は国宝や重要文化財に、中堀の内側は特別史跡に位置づけられており、城郭は、敵からの攻撃を妨げる防御施設であるという性格から、平時は仮設のバリアフリー施設でさえ、設置することが認められない状況であった。しかし、城郭の修理時には、エレベーターつきの文化財保存修理施設を開設し、あわせて、登閣ルート上にスロープの設置、電動アシスト付きの車いすの貸し出し等、城郭の修理という機会を捉えて、車いす利用者等も文化財保存修理現場として訪れられるよう手を尽くされたものである。

3-2 屋外空間から歴史的建造物へのアプローチ上のバリアへの取り組み実態

敷地から歴史的建造物に入る際、多くの施設に

ある段差等のバリアへの取組みとして、3つの事例を取り上げる。

1つ目は高い基壇を持つ寺院に設置されたスロープである。この建造物は戦後に再建したものであり文化財には指定されていないが、いずれは文化財に指定される可能性があるという考えのもと、スロープの取り付け部分にはクランプと建築物の間にゴム板を挟むことで建築物を傷つけないよう工夫されている。お堂の正面でなく側面に設置することで景観にも配慮されている(図2)。



図2 基壇への仮設スロープの設置

2つ目の事例は重要文化財の寺院建造物に仮設の手すりを設置したものである。この施設では、手すりを設置するに当たって、建造物の上に石材を置き、そこに手すりを設置することで、文化財である建造物を傷つけないよう工夫している(図3)。石材



図3 仮設の手すり

という自然素材を使用することで景観にも配慮していると考えられる。



図4 回廊の裏側に設置されたエレベーター

3つ目の事例は、重要文化財である二つのお堂をつなぐ回廊裏側にエレベーターを設置することで、境内からの景観にも配慮した事例である。(図4)。

3-3 歴史的建造物内部のバリアへの取組み実態

次に歴史的建造物内部のバリアへの対応として、2つの事例を取り上げる。

1つ目は、重要文化財である寺院の礼堂の内部にある敷居部分等の段差に対応した事例である。この施設は、堂内が狭く、敷居等の段差の感覚が狭いため、段差部分にスロープを設置すると、スロープ部分が床面の多くを占有することになることから、仮設の床面を設置することで対応している(図5)。

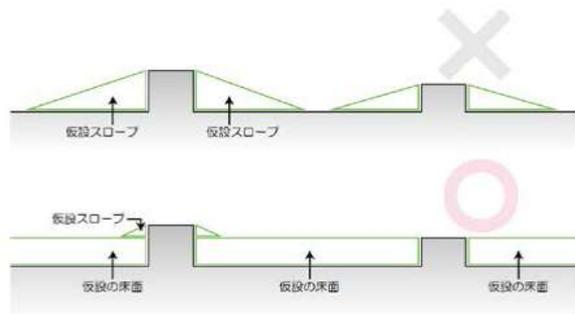


図5 仮設の床面、スロープのイメージ

2つ目の事例は、1つ目の事例と同様に、堂内が狭くスロープの設置が難しい寺院で、車いす等によるアクセス経路を別途確保した事例である。

この寺院は、史跡・特別名勝に指定されている庭園が見所であるが、庭園を見るためには、寺院の建築物の内部を通る必要がある。しかし、先に述べたとおり、堂内へのスロープの設置等が難しいため、裏ルートとなる坪庭を経由する車いす用のルートを設けることで対応している。さらに、このルート設置に当たっては、樹木を傷つけないよう木材の上にグレーチングを設置する工夫をしている(図6)。



図6 坪庭に設置された車いす用ルート

3-4 その他、情報・体験に関するバリアへの取組み実態

さらに、視覚、聴覚等の障害がある方でも歴史

的建造物を体感できるような取組みの事例を2つ取上げる。

1つ目は、観光ボランティアガイドが神社本殿の模型を制作した事例である。これは、文化財の価値となっている珍しい構造形式を視覚障がいのある方も触れることで理解できるように制作されたものであるが、健常者にとっても普段は見ることのできない場所を知ることが出来るものとなっている(図7)。



図7 神社本殿の模型

2つ目は、ある歴史的建造物において、導入されたスマートフォンやタブレット端末で利用できるアプリケーションである。これは、手持ちの機器にアプリケーションをダウンロードすると、ARやCGを活用した施設の解説を見ることができるものであり、聴覚障がいのある方も手話通訳がなくとも歴史的建造物

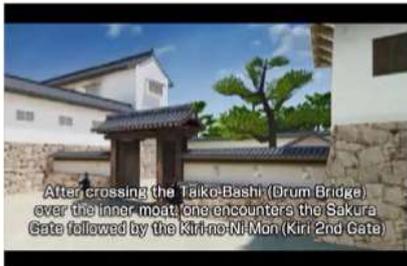


図8 アプリケーションの画面

への理解を深めることができる。また、日本語に加え英語表記にも対応しているため、外国人観光客も楽しめるようになっている。(図8)

4. おわりに

歴史的建造物における観光バリアフリーの推進においては、文化財保護法等による規制や宗教施設として現状変更が難しい部分があるなどの課題がある。しかしながら、既に様々な施設にお

いて、仮設的なスロープ等の設置や人による介助、車いすの貸出等の周遊のための補助ツールも使いながら、施設に手を加えずともバリアフリー化を行う等、創意工夫のもとにバリアフリー化に取り組んでいる状況が見られた。

また、模型やアプリケーションといったツールは、障がいのある方のみならず、健常者にとっても歴史的建造物の魅力を知ることができるツールとなる可能性があり、このような取組みが多く

の観光地に広がることが望まれる、一方、バリアフリーの取組み実態からはいくつかの課題が見られた。1つ目は、景観への配慮により、せっかく設置した設備であっても気づかれにくくなっているものが見られたことである。2つ目は、通常と異なるルートを設定することにより、本来の参拝ルートや視点からの拝観ができない等、ユニバーサルツーリズムから見た問題である。3つ目は、バリアそのものが施設の特徴である場合には、バリアフリー化することで特徴を見せられないこととなり、日常的にだれもが観光できるような環境を整えることが難しくなることである。

しかしながら、ここで取り上げたような各施設のバリアフリー化に向けた創意工夫は我が国の観光バリアフリーを進めていく上では非常に重要であり、これら歴史的建造物におけるバリアフリー対応事例について情報共有しながら今後はさらに多くの施設がより改良されたバリアフリー化に取り組み、観光バリアフリーの取組みを押し上げていくことが重要であると考えられる。

謝辞

事例調査にご協力いただきました施設管理者の皆様及び観光ボランティアガイドの皆様ならびに事例調査にあたりご助言を下された近畿大学名誉教授の三星昭宏先生、奈良女子大学講師の室崎千重先生、大阪大学特任助教の石塚裕子先生に厚くお礼を申し上げます。

3-1 基本寸法等

主要寸法の基本的な考え方

主要寸法及びその意味は次の通りである。

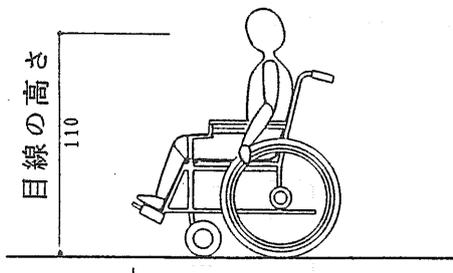
寸法	意味
80 cm	車いすで通過できる寸法
90 cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120 cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
140 cm	車いすが転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150 cm	車いすが回転できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法
180 cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士が行き違いやすい寸法

車いす使用者の寸法

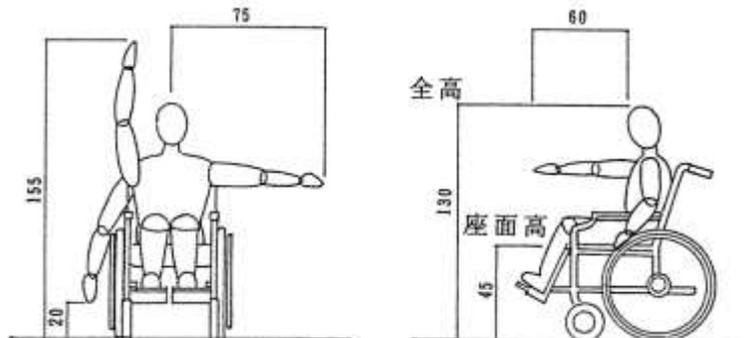
(1) 人間工学的寸法

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

目線の高さ



手の届く範囲



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本犬行く学会設計計画パンフレット 26/昭和59年/発行：彰国社

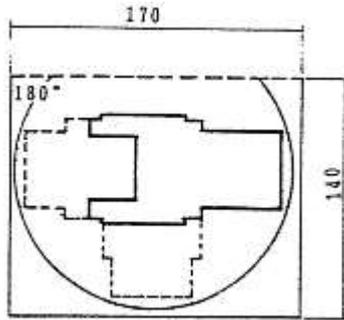
車いす使用者の寸法

(2) 車いす使用者の基本動作寸法

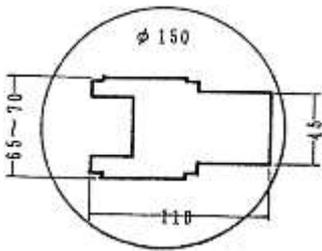
車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

① 手動車いすの最小動作空間

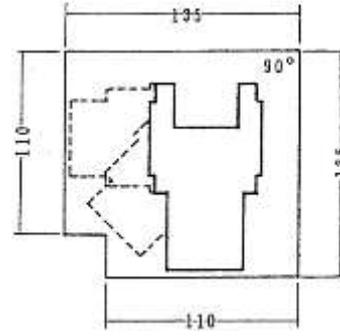
180° 回転（車輪中央を中心）



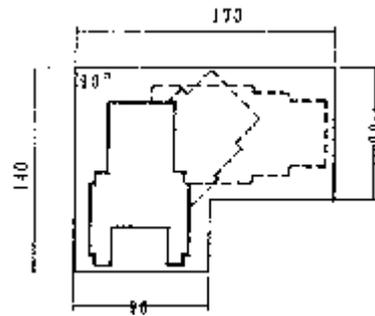
最小の回転円



90° 回転（車軸中央を中心）

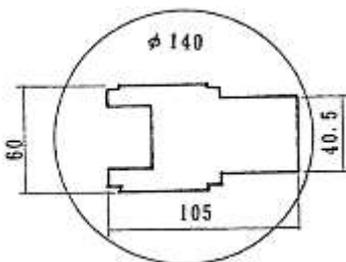


直角路の通過

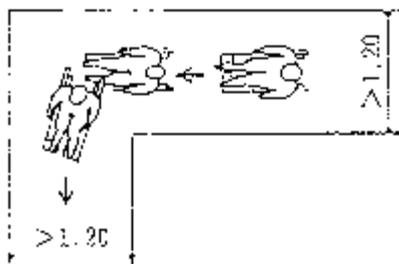


② 電動車いすの最小動作空間

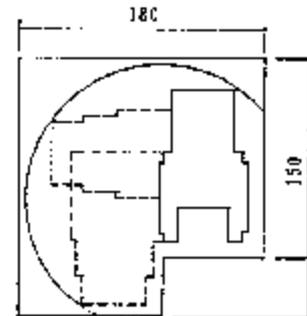
360° 回転（車軸中央を中心）



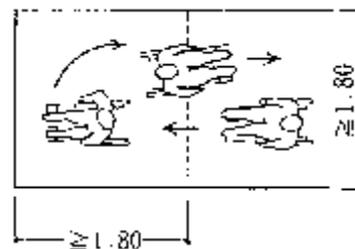
直角路の通過（屋外用）



180° 回転（車軸中央を中心）



方向転換



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本犬行学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

杖使用者の寸法

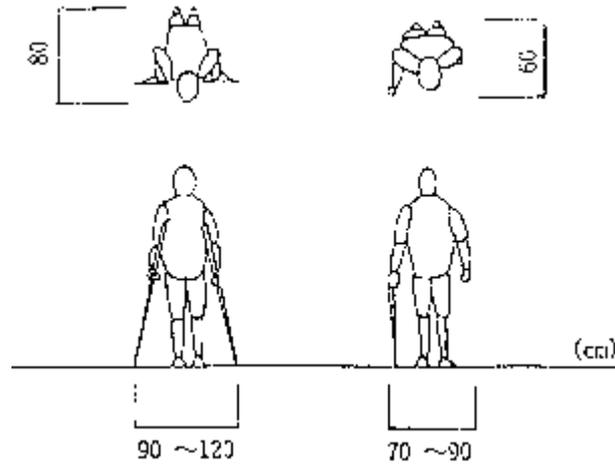
(1) 杖使用者の基本動作寸法

① 人間工学的寸法

杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

- ・ 松葉杖使用者の歩行時の幅は、90cm から 120cm 程度。
- ・ 杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cm から 90cm 程度。
- ・ 低いところに手が届かない。(しゃがむことが出来ない)

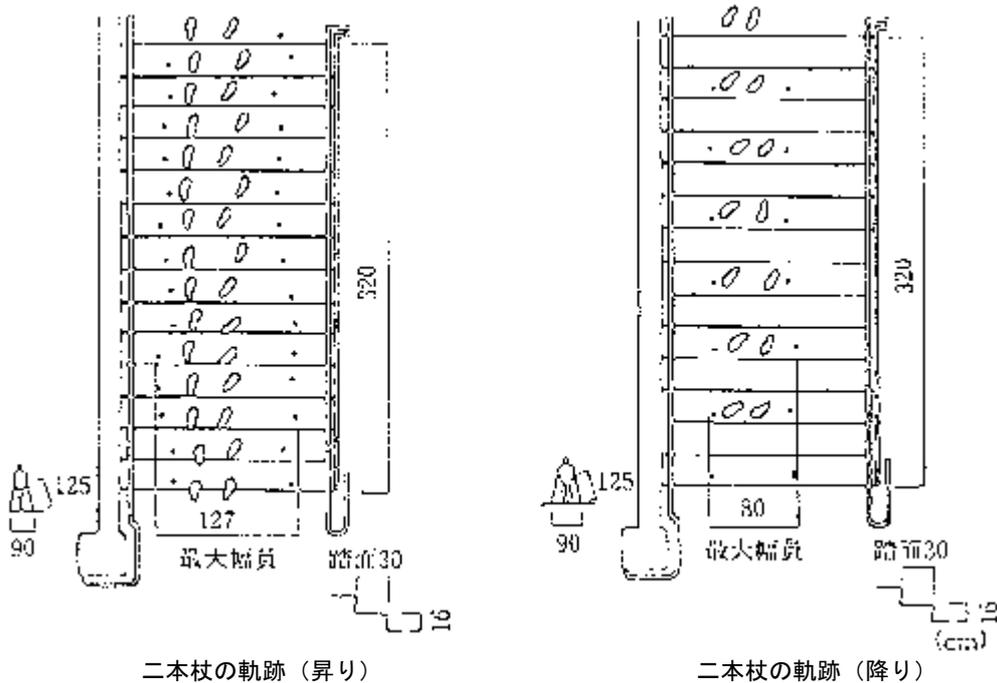
人間工学的寸法



② 計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

二本杖使用者の階段の昇降



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本犬行く学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省

3-2 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要

JIS S 0026

1 適用範囲

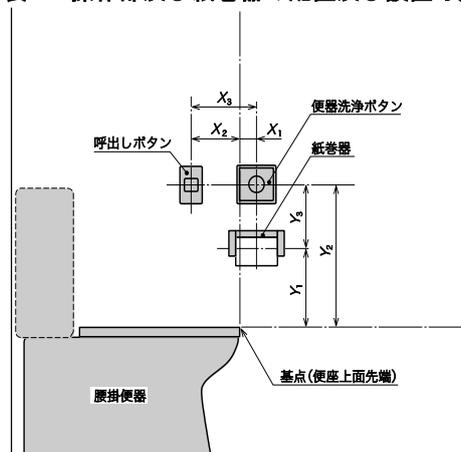
この規格は、鉄道駅、公園、集会場、病院、百貨店、事務所などに設置される不特定多数の人が利用する公共トイレ（一般便房及び多機能便房）の腰掛便器の横壁面に、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの両方又はいずれか一つを設置する場合の、操作部（便器洗浄ボタン及び呼出しボタン）の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定する。

2 内容

操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などにより、表1の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c)の位置関係は、満たすものとする。
- 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表1-操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



単位 mm

器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 : 便器前方へ 約 0~100	Y_1 : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 : 便器上方へ 約 400~550	Y_3 : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X_2 : 便器後方へ 約 100~200		X_3 : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省（一部改変）

3-3 触知図案内板の表示について

JIS T 0922

1 適用範囲

この規格は、不特定多数の人が利用する施設・設備及び移動空間を視覚障害者が安全で、かつ、円滑に移動できるように、施設・設備及び移動空間の位置情報を提示する触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法について規定する。

2 情報項目の原則

情報項目の原則は、次による。

- 触知案内図に表示する情報は、触読性を考慮し、視覚障害者に安全で円滑な移動を支援する情報項目を優先して表示することが望ましい。
- 同一範囲を表示した視覚によって見る案内図がある場合には、相互の表示内容に関連性をもたせなければならない。
- 触知案内図には、墨字を併記することができる。
- 製造年月日及び問合せ先を記載することが望ましい。

3 触知案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1000mm 以内、縦幅 600mm 以内とすること（図 1 参照）が望ましい。

4 設置位置（設置形の場合）

床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から 1400mm 程度となる位置にする（図 1 参照）。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではない（図 1 参照）。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないよう配慮しなければならない。

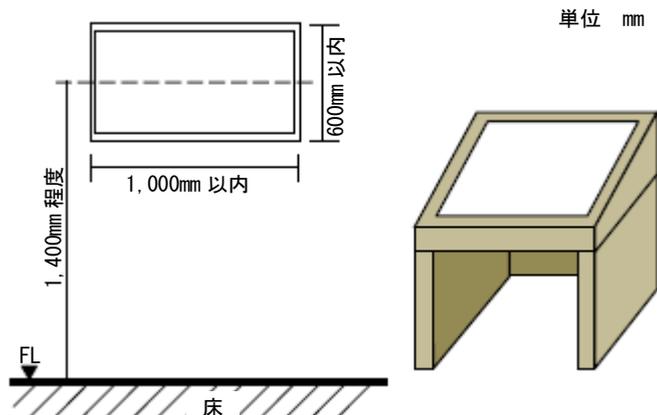


図 1 設置形触知案内図の形状例

5 触知案内図の向き

- 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- 1階および2階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。

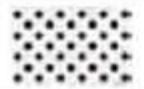
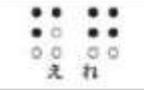
6 触知図形

- 触知図形は、触読性を優先するために変形することができる。
- 触知図形は、利用できる箇所と利用できない箇所との差を明確にしなければならない。
- 部屋又は建物などの出入口の位置表示は、明確にしなければならない。
- 1階及び2階など上下に重なった空間は、分けて表示しなければならない。
- 墨字の案内図と併用する場合、触読性が損なわれてはならない。
- 墨字の案内図と併用する場合、弱視者・色覚障害者が見やすいレイアウト、コントラスト及び配色にすることが望ましい。

7 線及び面などの触知記号

- a) 触知図形では、触読性によって容易に識別可能な線、面及び触知記号群を効果的に用いる必要がある。ただし、その種類が多過ぎるなど、触読性を損なうことがないようにする。
- b) 建物の外形線・色覚障害者誘導用ブロック・公園の園路・車道など、触知図形で種類の異なる設備などを線で表示する場合には、直線及び点線など、その違いを容易に識別可能にする。
- c) 建物内の利用できない箇所、公園の芝生広場及び池など、触知図形で面領域となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いるなど領域内を識別可能にする。

8 触知案内図に用いることができる触知記号

	現在地		誘導ブロック		入れない場所
	階段 尖った方が上		エスカレーター 尖った方が上 線側からは乗れません		エレベーター
	改札口		方位		手洗器
	洋式便器		和式便器		小便器

9 点字表示

- a) 触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにする。
- b) 墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示することができる。

例1：“現在位置”→“現在地”
例2：“化粧室”“お手洗い”“便所”→“トイレ”

- c) 点字表示の表記方法は、正しく行う。
※点字表示の表記法は、日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”がある。

10 触知案内図に用いる材料

- a) 触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- b) 長時間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- c) 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。

11 触知案内図までの誘導の仕組み（設置形の場合）

視覚障害者誘導ブロックなどを設置して誘導する。さらに一定間隔でチャイムを鳴らす方法などの音声案内を付加して誘導することが望ましい。

3-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列

JIS T 9251

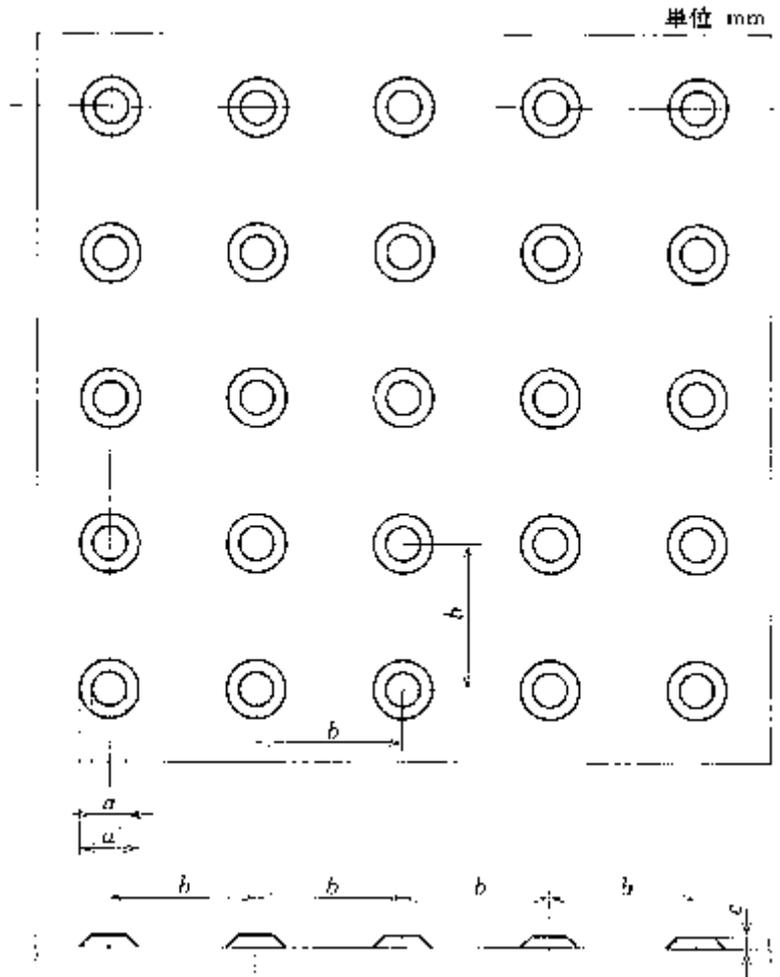
1 適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）（あ）の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

注（あ）：突起断面形状がハーフドーム型のもの

2 形状・寸法及びその配列

A) 点状突起（並列配列）



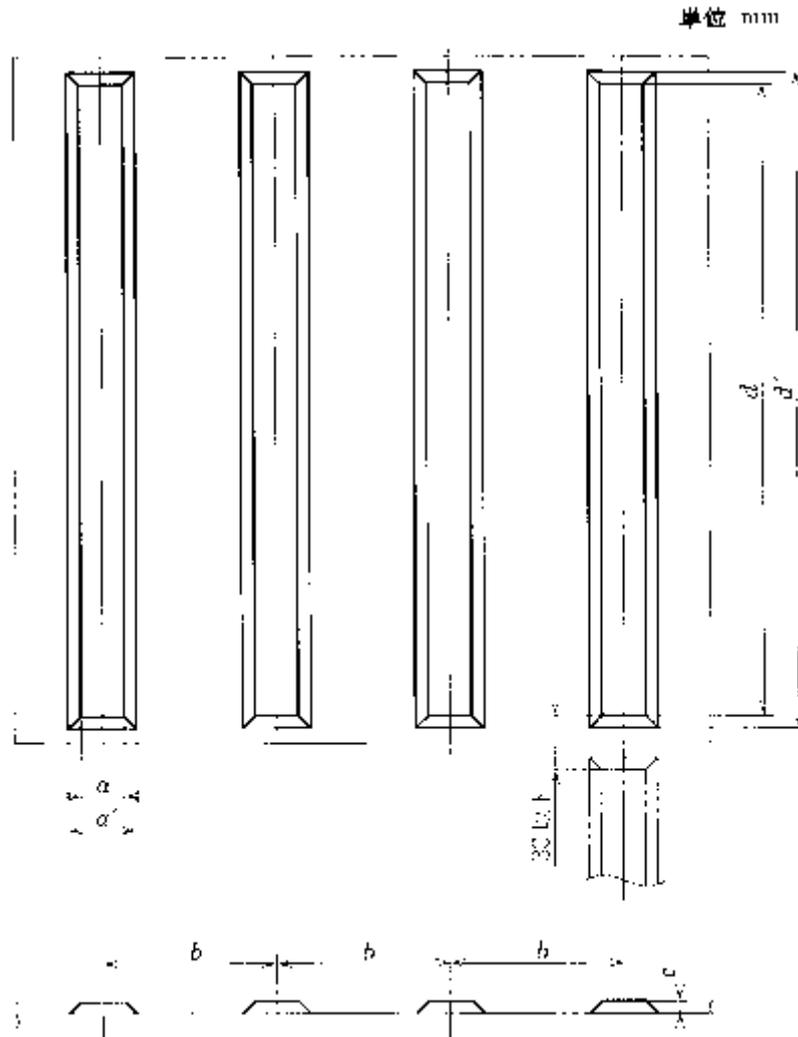
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a + 10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

B) 線状突起

線状突起の形状・寸法及びその配列は下図による。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a + 10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270 以上	
d'	d + 10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省（一部改変）

3-5 床の滑りの評価指標（履物着用の場合）

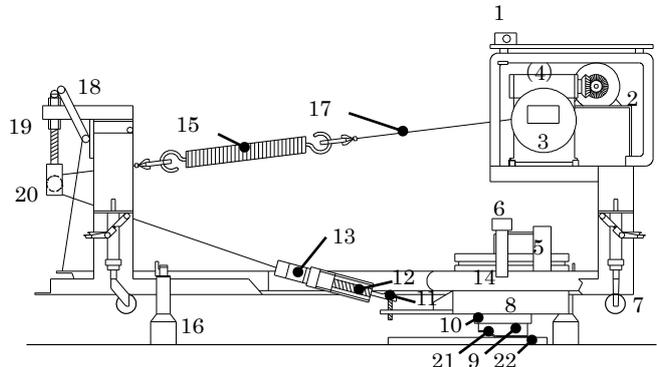
JIS A 1454

1 適用範囲

この規格は、主として建築物の床に使用するビニル系床材、リノリウム系床材、ゴム系床材、オレフィン系床材などの高分子系張り床材の試験方法について規定する。

2 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C. S. R）を用いる。



- 1: メインスイッチ
- 2: 定速モータ
- 3: 減速機
- 4: ワイヤ巻き取り器
- 5: スタートスイッチ
- 6: ストップスイッチ
- 7: 移動用車輪
- 8: 重錘
- 9: 鋼製すべり片台座
- 10: すべり片台座受け
- 11: ユニバーサルジョイント
- 12: 初期荷重調整器
- 13: 荷重変換器
- 14: ガイドレール
- 15: 引張荷重速度調整器
- 16: 固定脚
- 17: ワイヤ
- 18: ガイドレール昇降器
- 19: 引張角度調整器
- 20: 滑車
- 21: すべり片
- 22: 測定対象床

JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

評価方法（履物着用の場合）

1 評価方法

床の材料・仕上げは、参考-237の「3-5 床の滑りの評価指標（履物着用の場合）」を用いる場合、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C. S. R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角：θ）	$C. S. R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C. S. R=0.3 以上

（※）（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

留意点

滑り抵抗係数の推奨値（案）

（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）では、履物着用・素足・斜路及び、階段（踏面と段鼻をあわせた評価）・杖の滑り等について推奨値（案）を示している。

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省（一部改変）

3-6 床の滑りの評価指標（素足の場合）

JIS A 1509-12

1 適用範囲

この規格は、水ぬれする床に用いるセラミックタイルの、人が動作するときの耐滑り製試験方法について規定する。

2 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法-第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

留意点

床の材料・仕上げ選択時の留意点

- ・材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。

床の滑りの評価方法（素足の場合）

1 評価方法

床の材料・仕上げは、参考-238の「3-6 床の滑りの評価指標（素足の場合）」を用いる場合、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し 大量の水や 石鹸水などが かかる床	浴室（大浴場）、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

留意点

滑りの差

- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用するには十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

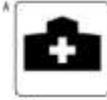
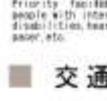
建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

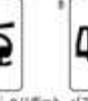
出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省（一部改変）

3-7 案内用図記号

公共・一般施設 Public Facilities

A	 案内所 Question & answer	B	 情報コーナー Information	A	 病院 Hospital	B	 救急所 First aid	A	 警察 Police	A	 お手洗 Toilets	A	 男子 Men	A	 女子 Women	A	 障害のある人が 使える設備 Accessible facility
A	 スロープ Slope	A	 飲料水 Drinking water	A	 喫煙所 Smoking area	B	 点字 Braille <small>点字や点字表示で下部の図記号の用途が 明確でない場合は、点字の 図記号も併用する必要があります。</small>	B	 チェックイン / 受付 Check-in / Reception	B	 忘れ物取付所 Lost and found	B	 ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation	B	 きっぷ売り場 / 障害者 Tickets / fare adjustment	B	 手荷物一時預かり所 Baggage storage
B	 コインロッカー Coin lockers	B	 休憩所 / 待合室 Lounge / waiting room	B	 ミーティングポイント Meeting point	B	 銀行・両替 Bank, money exchange <small>両替機等の設置場所</small>	B	 キャッシュサービス Cash service <small>現金取扱いの窓口</small>	B	 郵便 Post	B	 電話 Telephone	B	 ファックス Fax	B	 カート Cart
B	 エレベーター Elevator	[Δ]	 エスカレーター Escalator	B	 上りエスカレーター Escalator up	[Δ]	 下りエスカレーター Escalator down	B	 階段 Stairs	B	 乳幼児用設備 Nursery	B	 クローク Cloakroom	B	 更衣室 Dressing room	B	 産婦人科 Waiting room (women)
B	 シャワー Shower	B	 浴槽 Bath	B	 水飲み場 Water fountain	B	 くず入れ Trash bin	B	 リサイクル品回収施設 Collection facility for recycling materials	[Δ]	 洪水 Flood <small>(災害に備える避難所等の設置)</small>	[Δ]	 堤防 Levee <small>(災害に備える避難所等の設置)</small>	[Δ]	 高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	[Δ]	 障害のある人・ けがら入傷者 Priority facilities for injured people
[Δ]	 内部障害のある人優先設備 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities people accompanied with small children	[Δ]	 妊産婦優先設備 Priority facilities expecting mothers	[Δ]	 高齢者優先設備 Priority facilities elderly people	[Δ]	 障害のある人・ けがら入傷者 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 内部障害のある人優先設備 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities people accompanied with small children	[Δ]	 妊産婦優先設備 Priority facilities expecting mothers	[Δ]	 障害のある人・ けがら入傷者 Priority facilities for injured people
[Δ]	 内部障害のある人優先設備 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities people accompanied with small children	[Δ]	 妊産婦優先設備 Priority facilities expecting mothers	[Δ]	 高齢者優先設備 Priority facilities elderly people	[Δ]	 障害のある人・ けがら入傷者 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 内部障害のある人優先設備 Priority facilities people with internal disabilities, heart, pacer, etc.	[Δ]	 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities people accompanied with small children	[Δ]	 妊産婦優先設備 Priority facilities expecting mothers	[Δ]	 障害のある人・ けがら入傷者 Priority facilities for injured people

交通施設 Transport Facilities

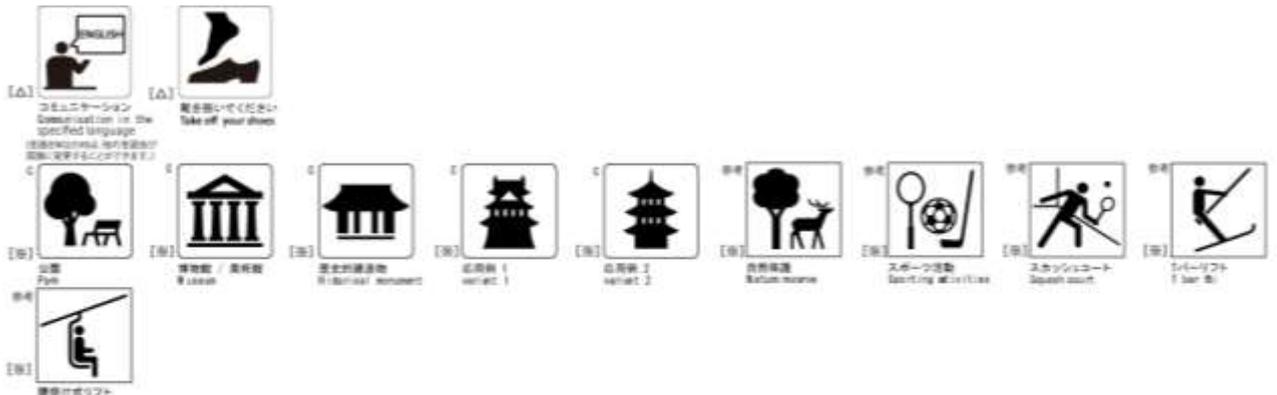
B	 航空機 / 空港 Aircraft / Airport	B	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	B	 船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port	B	 ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Helipad	B	 バス / バスのりば Bus / Busstop	B	 タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop	B	 レンタカー Rent a car	B	 自転車 Bicycle	B	 ロープウェイ Cable car
B	 ゴルフ場 Golf course	B	 駐車場 Parking	B	 出発 Departure	B	 到着 Arrival	B	 乗り継ぎ Connecting flight	B	 手荷物受取所 Baggage claim	B	 税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check	B	 出国検問 / 入国検問 / 検疫 / 査検等 Exit / Quarantine / Inspection		

商業施設 Commercial Facilities

B	 レストラン Restaurant	B	 喫茶・軽食 Coffee shop	B	 バー Bar	B	 ガソリンスタンド Gas station	B	 会計 Cashier
[※]	 店舗 / 商店 Shop	[※]	 新聞・雑誌 Newspaper, magazine	[※]	 薬局 Pharmacy	[※]	 理容 / 美容 Beauty salon	[※]	 手荷物宅配 Baggage delivery service

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

B	 展望台 / 展望地 View post	B	 陸上競技場 Athletic stadium	B	 サッカー競技場 Football stadium	B	 野球場 Baseball stadium	B	 テニスコート Tennis court	B	 海水浴場 / プール Swimming place	B	 スキー場 Ski resort	B	 キャンプ場 Camping site	B	 温泉 Hot spring
---	---	---	--	---	--	---	--	---	---	---	---	---	--	---	--	---	---



■ 安全 Safety



■ 禁止 Prohibition



■ 注意 Warning



■ 指示 Mandatory



■ 災害種別一般

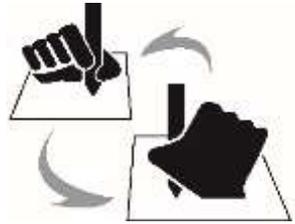


□: 標準案内用図記号にのみ掲載されている図記号
 A, B, C: 参考: 標準案内用図記号ガイドラインの分類
 △: JISにのみ掲載されている図記号
 ※: JISの附属書に掲載されている図記号

3-8 障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)</p>
【聴覚障害者標識】 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)</p>
【盲人のための国際シンボルマーク】 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL : 03-5291-7885</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ TEL : 03 -3225-5600 FAX : 03 -3354-0046</p>
<p>【T付き耳マーク】</p> 	<p>T付き耳マークは補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイル(Tモードまたはテレホンコイル、Tコイルともいう)を使って利用できる施設・機器であることを表すマークです。</p>	
<p>【手話マーク】</p>  <p>【筆談マーク】</p> 	<p>音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、手話や筆談で対応できるということを表すマークです。</p> <p>役所、公共及び民間施設・公共交通機関の窓口等への掲示や、聴覚障がい者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときなどに掲示されます。</p> <p>【手話マーク】：「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表すマークです。</p> <p>【筆談マーク】：「筆談で対応します」、「要約筆記者がいます」ということを表すマークです。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟 http://www.jfd.or.jp/ TEL : 03-3268-8847 FAX : 03-3267-3445</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111(代) FAX : 03-3503-123</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/</p> <p>TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682</p>
<p>【ハート・プラス マーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p> <p>TEL : 052-718-1581</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者 施策推進部計画課 社会参加推進担当 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html</p> <p>TEL : 03-5320-4147 FAX : 03-5388-1413</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p>  <p>（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課</p> <p>TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p>

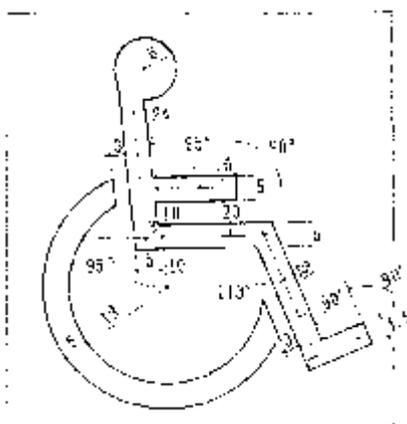
出典：「障がい者に関するマークについて」内閣府（一部改変）

3-9 国際シンボルマークの形状及び使用

1 内容

国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称である。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。

なお、本図は、2002年3月「身障者用設備」という名称で、JIS Z 8210 5.1.9（障害者が利用できる建築物及び施設であることを示している）に規定された。



日本において国際シンボルマークは、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。

2 国際シンボルマークの使用に関する新決議（1978年 国際リハビリテーション協会総会）

- a) 国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法（International Road Sign Conventions）に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。出典：「障害者に関するマークについて」 内閣府
- b) 国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。
- c) 国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。
- d) 障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier-free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。
- e) 国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。
- f) 国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。
- g) 国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 HP）
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省（一部改変）

3-10 視覚障がい者誘導用ブロックの色の対比・輝度

1 輝度と輝度比

■輝度 (cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。（JIS Z 9111）

■輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

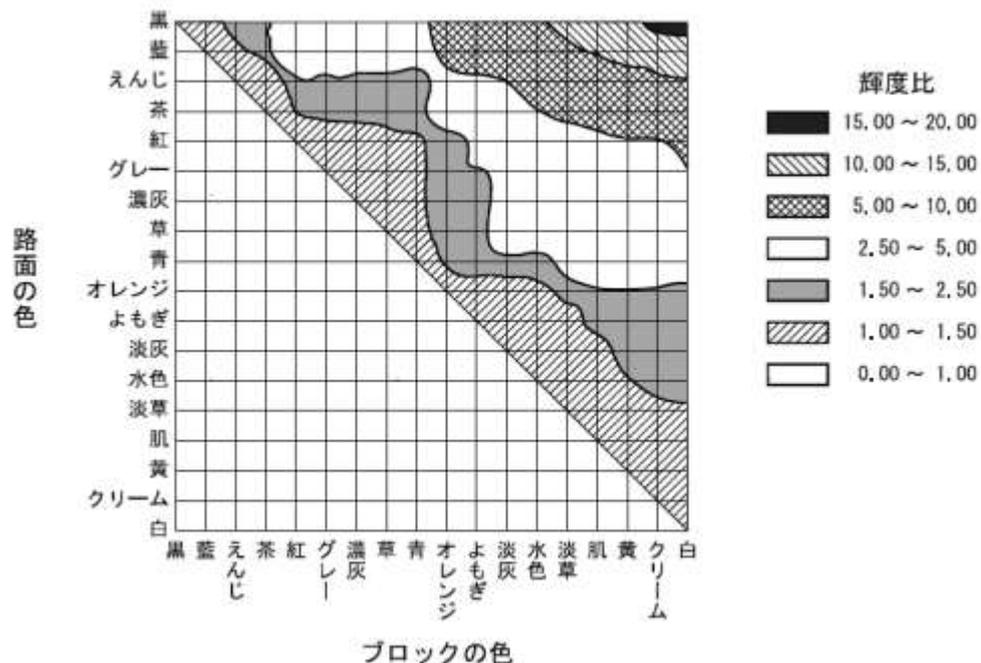
（輝度が大きいほうを除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

2 視覚障がい者誘導用ブロックについて

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者誘導用床材を識別することは、困難な場合が多い。従って、床材と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要がある。

その指標として輝度比（床材の輝度/路面の輝度）を利用した組み合わせが示されている。この例では、通常、黄色のブロックが好ましいが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外の床材を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられている。

■色の組み合わせの輝度比



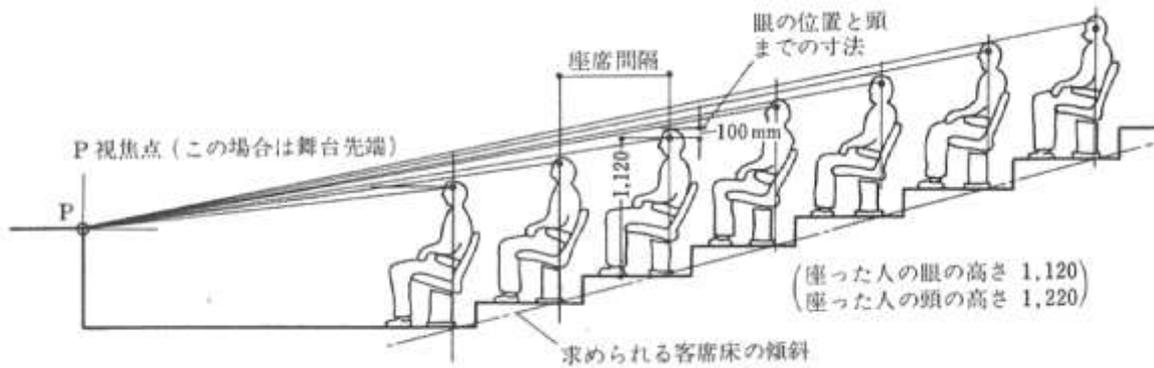
上記の表は、一般的な屋間の明るさの中で行った試験データを基に作成したもので、参考として記したものである。

出典：「舗装 29-4 (1994)」秋山哲男ほか

3-1 1 サイトライン検討のための参考値について

1 サイトライン（可視線）による客席床の勾配の求め方例

（出典：新建築学大系 33 劇場の設計/田邊健雄他/昭和 56 年/発行：彰国社）

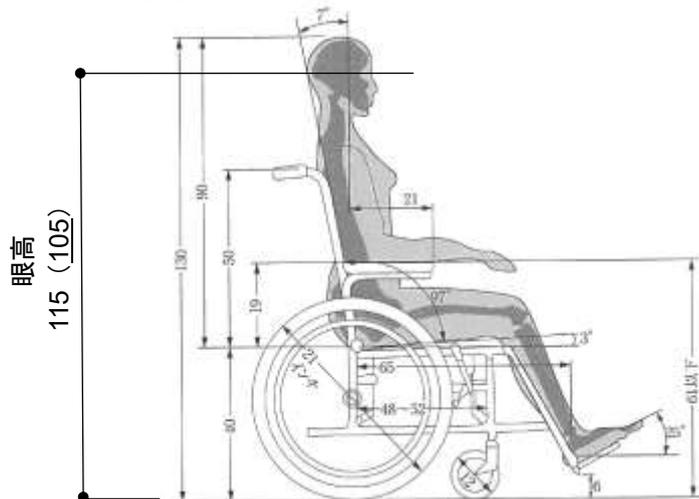


P（視焦点）を前列の客の頭越しに見通せるように客席床を構成した場合を示す。この場合、Pは舞台先端としている。Pをどの位置にとるかによって客席床の勾配は異なってくる。

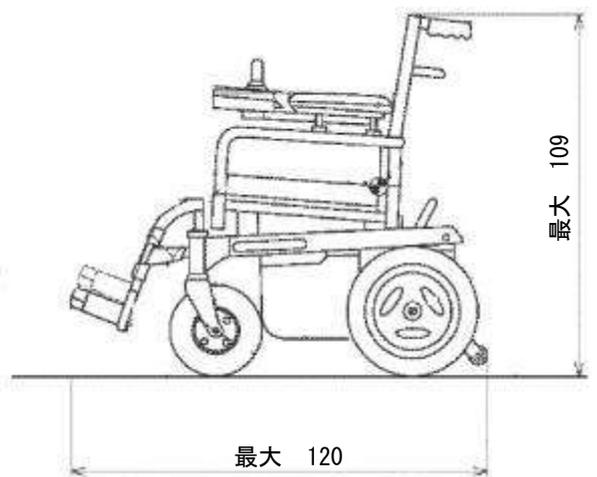
2 車いすの寸法、車いす使用者の眼高について

■ 手動車いすの寸法と眼高

■ 電動車いすの寸法



()は女性



出典：建築設計資料集—人間/日本建築学会
/平成 15 年/発行：丸善株式会社
(上記出典をもとに、図を作成)

出典：JIS T9203（電動車いす）

3 日本人の身長、眼高等について

- 年齢別体格測定の結果（出典：文部科学省『体力・運動能力調査』（平成25年）抜粋
（<http://www.stat.go.jp/library/faq/faq21/faq21a05.htm>））

年齢	身長 (cm)					
	男子			女子		
	標本数	平均値	標準偏差	標本数	平均値	標準偏差
20-24	1276	171.97	5.67	1042	158.08	5.21
25-29	1308	171.88	5.62	1040	158.32	5.53
30-34	1246	172.52	5.47	1092	158.74	5.30
35-39	1538	171.82	5.58	1493	158.73	5.15
40-44	1506	171.63	5.32	1560	158.50	5.13
45-49	1297	171.18	5.61	1288	158.32	5.00
50-54	1191	170.69	5.45	1238	157.08	5.06
55-59	1152	169.29	5.33	1196	156.19	4.77
60-64	1251	167.42	5.39	1522	154.91	4.75
65-69	878	165.70	5.37	859	153.21	4.75
70-74	880	164.13	5.55	861	151.98	5.13
75-79	875	162.97	5.81	862	150.48	4.93

- 統計データ（出典：一般社団法人 人間生活工学研究センター『日本人の人体寸法データブック 2004-2006』）

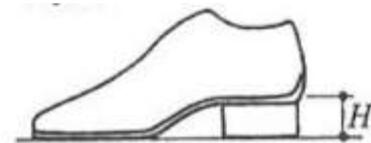
年齢	身長 (cm)					
	男子			女子		
	標本数	平均値	標準偏差	標本数	平均値	標準偏差
20-29	596	170.73	5.70	750	158.57	5.31
30-39	738	171.13	5.58	573	158.47	5.21
40-49	662	170.13	5.54	487	157.13	5.08
50-59	628	168.30	5.80	487	155.21	5.30
60-69	426	163.90	5.56	425	152.72	4.71
70-79	405	161.36	5.77	397	148.45	5.46

■ 履物の種類と、かかと高さ

(出典：建築設計資料集—人間/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社)

種類	かかと高さ (cm)		男性用			女性用		
	低	普通	高	低	普通	高		
革靴	2.0	3.0	5.0	2.0	5.0	8.0		
ブーツ	4.0			3.5	7.0	11.0		
サンダル	2.0	4.0	8.0	2.0	6.0	11.5		
ズック	1.0	2.0	2.5	1.0	2.0	2.5		
ゴム長靴	2.0	3.0	4.0	2.0	3.0	4.0		

ここでのかかと高 (H) とは、床面から靴の内側のかかと部までの高さをいう (右図参照)



■ 眼高 (出典：建築設計資料集—人間/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社)

眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から 11~12cm 減じた値が眼高となる。

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」国土交通省

3-12 点字の読み方

五十音

●● — ア	●● — イ	●●● — ウ	●●● — エ	●●● — オ	●● — カ	●● — キ	●●● — ク	●●● — ケ	●●● — コ
●●● — サ	●●● — シ	●●● — ス	●●● — セ	●●● — ソ	●●● — タ	●●● — チ	●●● — ツ	●●● — テ	●●● — ト
●●● — ナ	●●● — ニ	●●● — ヌ	●●● — ネ	●●● — ノ	●●● — ハ	●●● — ヒ	●●● — フ	●●● — ヘ	●●● — ホ
●●● — マ	●●● — ミ	●●● — ム	●●● — メ	●●● — モ	●●● — ヤ	●●● — ユ	●●● — ヨ		
●●● — ラ	●●● — リ	●●● — ル	●●● — レ	●●● — ロ	●●● — ワ	●●● — (中)	●●● — (工)	●●● — ヲ	
●●● — ン	●●● — 長音符	●●● — 促音符							

濁音・半濁音

●●● — ガ	●●● — ギ	●●● — グ	●●● — ゲ	●●● — ゴ
●●● — ザ	●●● — ジ	●●● — ズ	●●● — ゼ	●●● — ゾ
●●● — ダ	●●● — ヂ	●●● — ヅ	●●● — デ	●●● — ド
●●● — バ	●●● — ビ	●●● — ブ	●●● — ベ	●●● — ボ
●●● — ハ	●●● — ヒ	●●● — フ	●●● — ベ	●●● — ホ

特殊音

●●● — ウイ	●●● — ウエ	●●● — ウオ	
●●● — ツァ	●●● — ツィ	●●● — ツェ	●●● — ツォ
●●● — ファ	●●● — フィ	●●● — フェ	●●● — フォ
●●● — ヴァ	●●● — ヴィ	●●● — ヴェ	●●● — ヴォ
●●● — シュ	●●● — ジュ	●●● — チュ	
●●● — ティ	●●● — ディ	●●● — トゥ	●●● — ドゥ
●●● — テュ	●●● — デュ	●●● — クァ	●●● — グァ
●●● — ヴ	●●● — イエ		

数字

●●● — 1	●●● — 2	●●● — 3	●●● — 4	●●● — 5	●●● — 6	
●●● — 7	●●● — 8	●●● — 9	●●● — 0	●●● — 数符	●●● — 小数点	●●● — 位取り点

英文記号

●●● — ハイフン	●●● — コロソ	●●● — セミコロソ	●●● — コンマ	●●● — ピリオド	●●● — 大文字符	●●● — ?	●●● — !	●●● — コーテーション	●●● — アポストロフ	●●● — ダッシュ	●●● — 二重大文字符
------------------	-----------------	-------------------	-----------------	------------------	------------------	---------------	---------------	---------------------	--------------------	------------------	--------------------

拗音

キヤ	キュ	キョ	ニヤ	ニユ	ニョ
シヤ	シュ	シヨ	ヒヤ	ヒユ	ヒョ
チャ	チュ	チョ	ミヤ	ミュ	ミョ
リヤ	リュ	リョ	ヂヤ	ヂユ	ヂョ
ギャ	ギュ	ギョ	ビヤ	ビユ	ビョ
ジャ	ジュ	ジョ	ピヤ	ピユ	ピョ

アルファベット

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z	外文字符	外国語引用符	~	~

記号・符号

句点(。)	疑問符?	感嘆符!	読点(、)	中点(・)
第1カギ「」	第2カギ『』	ふたえカギ『』		
第1カッコ()	第2カッコ(())	二重カッコ(())		
点訳者挿入符	段落挿入符	文中注記符		
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印
波線類	第1指示符	第2指示符		
第3指示符	星印	空欄記号	(小文字符)	小見出し符
○	△	□	x 数字	その他
伏せ字記号		つなぎ符	行末のつなぎ	詩行符
				二重詩行符

3-13 手話について

ろう者とは

耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。

手話とは

ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使う言葉で、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語です。

手話と日本語の違い

手話は日本語を音声ではなく、手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系をもっている言語です。日本語や英語等さまざまな言語があるように、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系をもっているさまざまな手話があります。

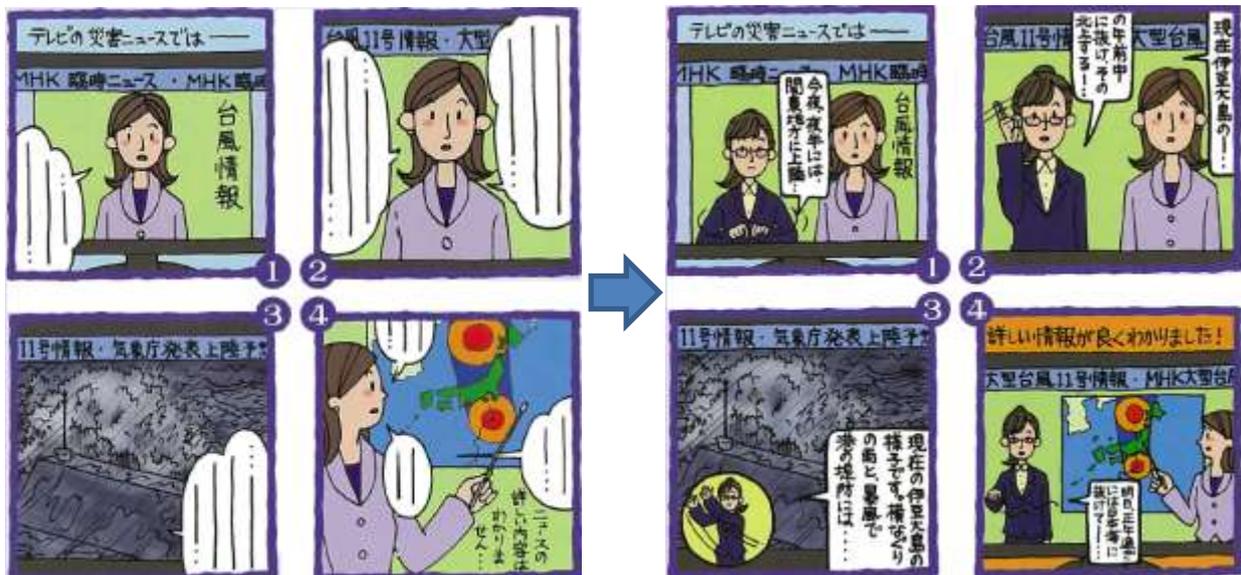
ろう者が一番理解しやすいのは手話です。「手話」はろう者の自由な意思疎通を図る手段として大切な役割を持っています。

困っていること

耳が聞こえないことが外見からわかりにくいため、無視しているように思われ、誤解をされることなどがあります。また、音声による情報のみでは、情報を得ることができません。

これらの問題は、「コミュニケーション障がい」や「情報障がい」と表現されることもあります。

情報障がいの例



テレビで重要な放送が急に始まっても、聴こえないので、正確にはわかりません。

手話通訳がつくと、情報が直にわかるようになります。

基本的な手話

あいさつ



緊急時



SNS 関連語



一般財団法人 全日本ろうあ連盟
「わたしたちの手話 学習辞典」「新しい手話」シリーズより

一般財団法人 全日本ろうあ連盟 「手話でGO！」

4-1 障がい者等の便所内の動作例

杖使用者（片マヒ）

脳血管障がいなどにより、身体の片側の機能がマヒしている場合、姿勢保持のために体を預けられる手すりが有効です。

- ① 便器に近づき、手すりのそばに杖を置きます。

POINT

便器の前方に杖を立てかけられるようにしておくことが望ましい。



- ② 壁側の手すりなどにもたれかかり、姿勢を保持したうえでズボン、下着の脱衣を行います。

POINT

姿勢保持のための適切な位置への手すりの設置、及び手すりの十分な前出が必要。



- ③ 健側（マヒのない側）の手で手すりなどをもち、健側の脚と手だけで体重を支えながらゆっくり座ります。

POINT

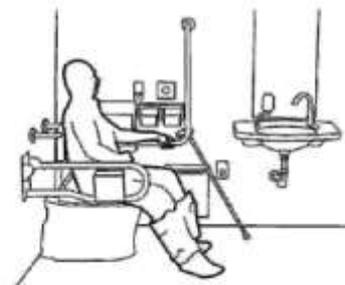
手すりと、立ち座りに適した高さの便器を設置する。
後方への倒れを防ぐための背もたれを設置する。



- ④ 健側の体重をかけて、脚・臀部・背もたれで保持します。

POINT

安定した姿勢を保つためには、両脚が床に完全につく高さの便器が必要。



- ⑤ 健側の脚で支え、健側の腰を洗面器につけ、安定した姿勢で手を洗います。

POINT

前傾姿勢を強いられず手洗い動作ができる洗面器の高さと水栓の高さが必要。

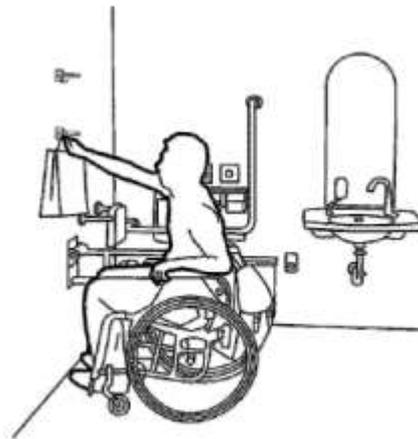


車いす使用者（介助不要）

- ①便器に移乗する前に手荷物を棚に置く、又はフックに掛けます。

POINT

便器の前方に杖を立てかけられるようにしておくことが望ましい。



- ②車いすを便器側方、斜め前方、又は前方につけ、車いすや手すりを持って車いすから便座に移乗します。（次ページ参照）

- ③便器に座ったまま手（指）洗いをします。

POINT

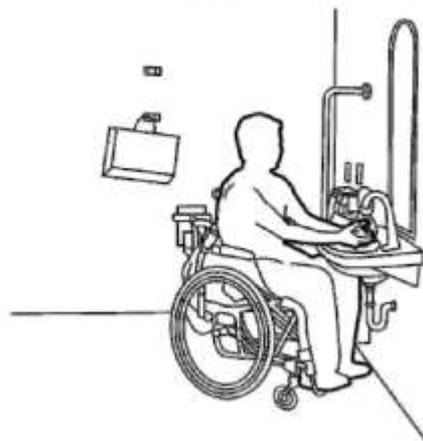
座位姿勢で手洗いが必要な方や、座った状態でないと手洗いができない方もいます。便器横に手洗い器を設置することが望ましい。



- ④楽な姿勢でしっかり手を洗います。

POINT

洗面器に十分アプローチできるようにする。



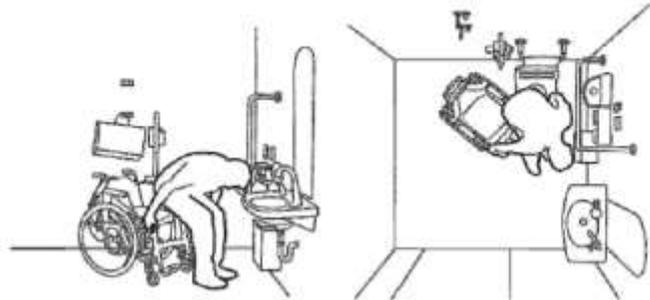
便器に自立して移乗できる方の身体状況はさまざまであるため、便器へのアプローチには多様な方法があります。多様なアプローチ方法に対応できるように便器まわりに十分スペースを確保し、便器横の壁がない側に可動式手すりを設置します。

②-1 側方アプローチ（座位移乗の場合）

便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車椅子や手すりを持って（もしくは便座に手をついて）腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

洗面器に十分アプローチできるようにする。

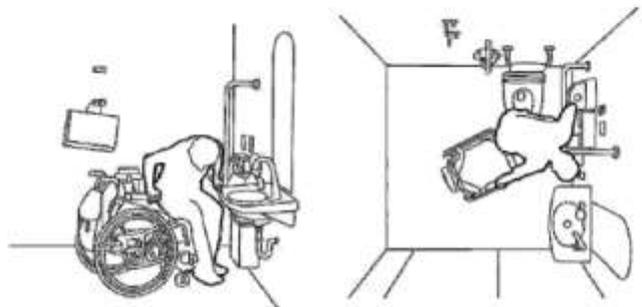


②-2 直角アプローチ（座位移乗の場合）

便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりと壁との空間を確保する。

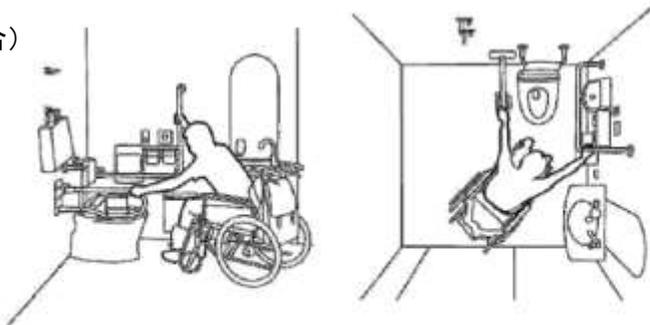


②-3 斜め前方アプローチ（立位移乗の場合）

便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

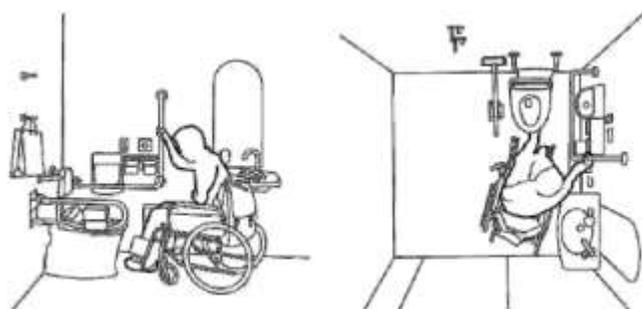


②-4 正面アプローチ（立位移乗の場合）

便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。



車いす使用者（要介助）

便器へ自立して移乗できない方は介助者のサポートが必要です。便器への移乗などの際に必要な空間として、車いす待機スペースのほかに介助者のスペースを確保します。

- ①被介助者が便器に移乗する前に、荷物を棚に置く、又はフックに掛けます。

POINT

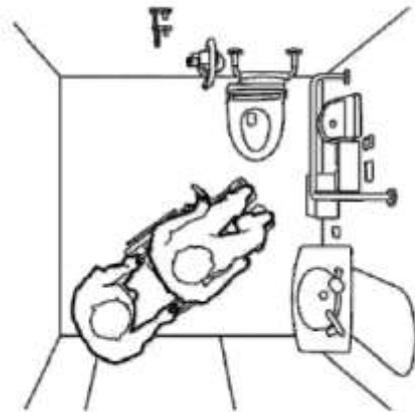
棚又はフックは動作の妨げにならない位置に設置する。



- ②車いすを便器の側方・前方につけます。

POINT

便器の側方と前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。



- ③被介護者に手すりを支えにして一時的に立ってもらい介助者が被介助者の脱衣をします。

POINT

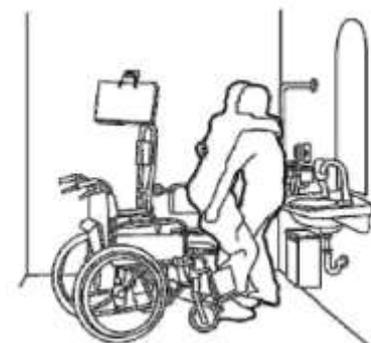
介助する人の動作を考慮した十分な空間を確保する。



- ④介助者が被介助者を正面から抱きかかえ、便器に移乗させます。

POINT

オープンスペース側の手すりは可動式手すりとする。



車いす使用者（自己導尿）

（注）導尿：膀胱に管（カテーテル）を入れて尿を体外に導くこと。

男性の自己導尿では車いすに座ったまま便器に排泄する方もいます。補助具を置く棚の設置が有効です。

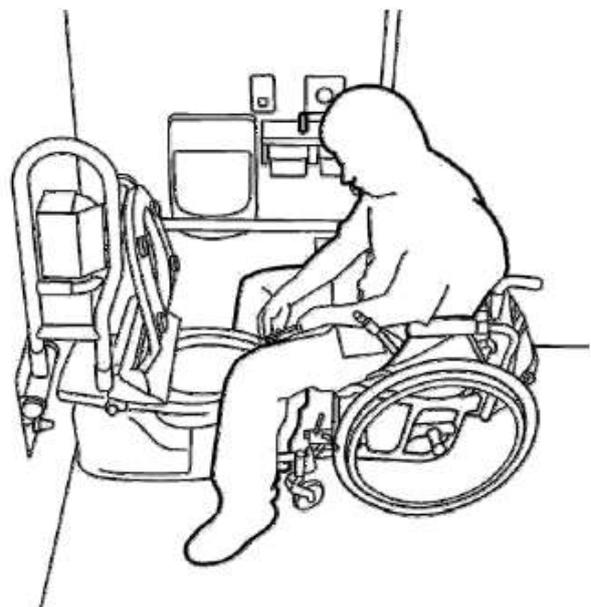
①補助具を出して、排泄の準備をします。

POINT

補助具ケースを置く（引っ掛ける）
棚又はフックを設置する。



②排泄が終わったら、補助具をケースにしまえます。



大型ベッド使用者（自己導尿）

便器や車いす上だけではなく、ベッド上で自己導尿する方もいます。ベッドを広げた状態で車いすの待機スペースを確保する必要があります。

【女性の自己導尿、ベッド上で排泄する場合】

- ①車いすをベッドに密着させ、車いすのフレームとベッド上面を支えとして、ベッドへ移乗します。

POINT

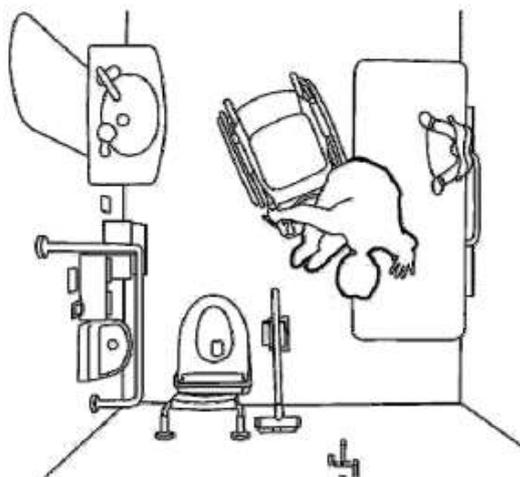
車いすからのアプローチに問題ないように、ベッドに隣接する位置に車いすが入るスペースが必要。



- ②ベッドに移乗し、上半身を起こした状態で脱衣を行います。

POINT

左右片側ずつ脱衣するために、左右に手をつけて、支えることのできるベッド広さが必要。



- ③壁に寄り掛かり、姿勢を安定させます。

POINT

可能な限り、長座位のときに壁にもたれかかることができる位置にベッドを設置することが望ましい。



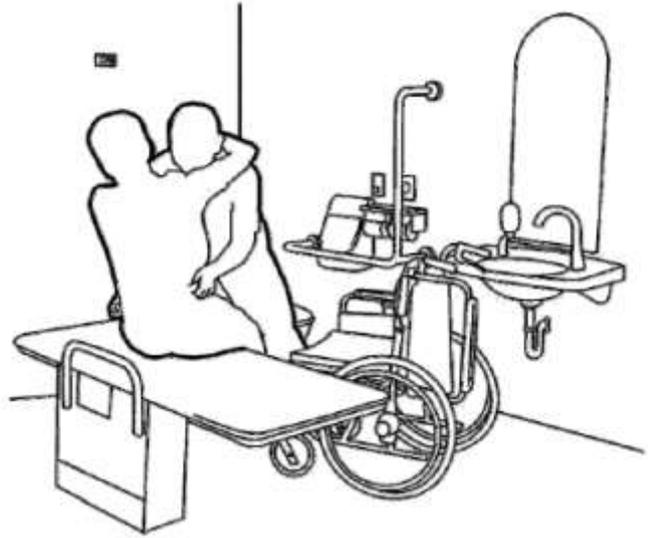
大型ベッド利用者（おむつ交換）

ベッドに横になり、着替えやおむつ交換をする方もいます。車いす待機スペースと介助者のスペースを確保します。

- ①車いすをベッドに近づけ、介助者が非介助者の正面又は側面から抱きかかえベッドに移乗します。

POINT

可能なかぎり、長座位のときに壁にもたれかかることができる位置にベッドを設置することが望ましい。



- ②ベッドに移乗し、横向きに寝かせて衣服の着脱・おむつ交換を行います。



視覚障がい者（全盲）

①白杖で前方を確認しながらゆっくり便器に近づきます。



②白杖をドア横の角などに立てかけます。



③便座の位置や状態（ふたが開いているかどうかなど）を手で触り確認します。



④トイレ内の設備を手探りで確認します。

POINT

触って判別しやすい形状の器具とし、標準の①に配置することが望ましい。また、器具が識別できるように点字による表示を行う。



視覚障がい者（弱視）

- ①便器に顔を近づけて状態（ふたが開いているかなど）を確認します。



- ②顔を近づけてトイレ内の設備を確認します。

POINT

触って判別しやすい形状の器具とし、標準の位置に配置することが望ましい。また、器具を識別できるよう大きくシンプルな文字や図記号（ピクトグラム）による表示を行う。



オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）1

①パウチにたまった排泄物を汚物流しに捨てます。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排泄物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。



②パウチを外し（必要な場合）、腹部に付着した汚れを洗い落とします。

POINT

温水シャワーと腹部やパウチを確認できる高さの鏡が必要。



〈パウチを交換する場合〉

③使用済みのパウチを捨てる前に洗います。

POINT

パウチを洗いやすい水栓が必要。



オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）2

オストメイトの排泄処理は汚物流しや一般便器で行います。パウチから便が漏れるなどのトラブルの際にはシャワー付きの汚物流しが便利です。

【腰掛便座（パウチ・しびん洗浄水栓付）使用の場合】

〈便座に座って排泄処理する場合〉

①便座に深く座り、パウチにたまった排泄物を便器に捨てます。

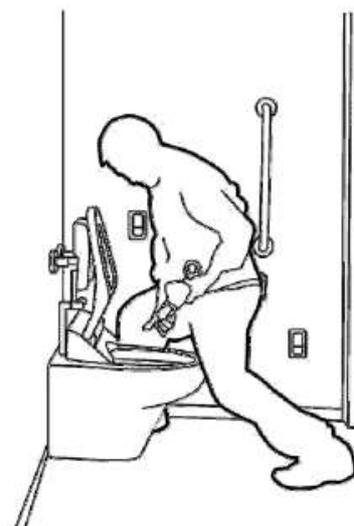
POINT

便器は大型サイズが望ましい。



〈中腰で排泄処理する場合〉

①便座を上げ、パウチにたまった排泄物を便器の中に捨てます。



②便座を上げた状態で、パウチ・しびん洗浄水栓を使って使用済みのパウチを洗浄します。



出典：「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」兵庫県